

令和 3 年

会津美里町議会会議録

定例会 6 月会^議

6 月 7 日開議～6 月 17 日散会

会津美里町議会

令和３年会津美里町議会定例会６月会議会議録目次

第１日 ６月７日（月曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 議 （午前１０時００分）	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○議案の上程及び提案理由の説明	4
○陳情の常任委員会付託について	6
○散会の宣告	6
散 会 （午前１０時１６分）	6

第２日 ６月８日（火曜日）

○議事日程	7
○本日の会議に付した事件	7
○出欠席議員	8
○説明のため出席した者	8
○事務局職員出席者	8
開 議 （午前１０時００分）	9
○開議の宣告	9
○一般質問	9
根 本 剛 君	9
山 内 須加美 君	16
小 島 裕 子 君	30
野 中 寿 勝 君	40
星 次 君	52
根 本 謙 一 君	60
○延会の宣告	72

延 会 (午後 4時27分)	7 2
----------------------	-----

第3日 6月9日(水曜日)

○議事日程	7 3
○本日の会議に付した事件	7 3
○出欠席議員	7 4
○説明のため出席した者	7 4
○事務局職員出席者	7 4
開 議 (午前10時00分)	7 5
○開議の宣告	7 5
○一般質問	7 5
石 川 栄 子 君	7 5
堤 信 也 君	8 4
○発言の訂正、追加	9 7
渋 井 清 隆 君	9 8
鹿 野 敏 子 君	1 0 8
村 松 尚 君	1 1 4
○散会の宣告	1 2 2
散 会 (午後 3時11分)	1 2 2

第4日 6月11日(金曜日)

○議事日程	1 2 3
○本日の会議に付した事件	1 2 3
○出欠席議員	1 2 4
○説明のため出席した者	1 2 4
○事務局職員出席者	1 2 4
開 議 (午前10時00分)	1 2 5
○開議の宣告	1 2 5
○議案訂正の件	1 2 5
○議案訂正の件	1 2 5
○報告第7号の議題、説明、質疑	1 2 6
○報告第8号の議題、説明、質疑	1 2 7
○報告第9号の議題、説明、質疑	1 2 8

○報告第 10 号の議題、説明、質疑	1 2 8
○議案第 43 号の議題、説明、質疑	1 2 9
○総括質疑	1 4 4
○議案の常任委員会付託について	1 4 5
○散会の宣告	1 4 5
散 会 （午前 11 時 34 分）	1 4 5

第 5 日 6 月 17 日（木曜日）

○議事日程	1 4 7
○本日の会議に付した事件	1 4 7
○出欠席議員	1 4 8
○説明のため出席した者	1 4 8
○事務局職員出席者	1 4 8
開 議 （午前 10 時 00 分）	1 4 9
○開議の宣告	1 4 9
○常任委員会委員長の報告	1 4 9
○議案第 40 号の議題、討論、採決	1 5 1
○議案第 41 号の議題、討論、採決	1 5 1
○議案第 42 号の議題、討論、採決	1 5 2
○議案第 43 号の議題、討論、採決	1 5 2
○議案第 44 号の議題、討論、採決	1 5 3
○議案第 45 号の議題、討論、採決	1 5 4
○議案第 46 号の議題、討論、採決	1 5 4
○議員派遣の件について	1 5 5
○陳情第 2 号の議題、討論、採決	1 5 5
○日程の追加	1 5 6
○議案第 47 号ないし議案第 49 号の議題及び提案理由の説明	1 5 6
○議案第 47 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 5 7
○議案第 48 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 7 2
○議案第 49 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 7 4
○発議第 2 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 7 6
○散会の宣告	1 7 7
散 会 （午前 11 時 57 分）	1 7 7

定 例 会 6 月 会 議

(第 1 号)

令和３年会津美里町議会定例会６月会議

議事日程 第１号

令和３年６月７日（月）午前１０時００分開議

諸般の報告

- ①議長の報告（出席した会議等別紙のとおり）
- ②議長の提出物の報告（別紙のとおり）
- ③説明員の報告（別紙のとおり）
- ④一部事務組合議会結果報告
 - ・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告
- ⑤町長の行政報告

第１ 会議録署名議員の指名

第２ 議案の上程及び提案理由の説明

第３ 陳情の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１６名）

1 番	野 中 寿 勝 君	9 番	横 山 義 博 君
2 番	村 松 尚 君	1 0 番	佐 治 長 一 君
3 番	小 島 裕 子 君	1 1 番	根 本 謙 一 君
4 番	洪 井 清 隆 君	1 2 番	根 本 剛 君
5 番	堤 信 也 君	1 3 番	山 内 須 加 美 君
6 番	鹿 野 敏 子 君	1 4 番	横 山 知 世 志 君
7 番	鈴 木 繁 明 君	1 5 番	石 川 栄 子 君
8 番	星 次 君	1 6 番	谷 澤 久 孝 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総 務 課 長	國 分 利 則 君
政策財政課長	鈴 木 國 人 君
参 事 兼 会 計 管 理 者	原 克 彦 君
町民税務課長	児 島 隆 昌 君
健康ふくし課長	平 山 正 孝 君
産業振興課長	金 子 吉 弘 君
建設水道課長	鈴 木 明 利 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
教育文化課長	松 本 由 佳 里 君
教育文化課主幹	福 田 富 美 代 君
代表監査委員	鈴 木 英 昭 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	高 木 朋 子 君
総 務 係 長	歌 川 和 仁 君

開 議 (午前 10 時 00 分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） ただいまから令和 3 年会津美里町議会定例会 6 月会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○諸般の報告

○議長（谷澤久孝君） 日程に入ります前に諸般の報告を行います。

議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりです。

次に、一部事務組合議会結果報告を行います。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を 2 番、村松尚君、報告願います。

村松尚君。

〔2 番（村松 尚君）登壇〕

○2 番（村松 尚君） それでは、会津美里町議会からは10番、佐治長一議員、12番、根本剛議員が派遣されておりますが、私のほうから 3 月会議以降の会津若松地方広域市町村圏整備組合議会について報告いたします。なお、以降は整備組合と省略させていただきます。

5 月18日午後 3 時30分より組合庁舎 4 階講堂において、整備組合議会臨時会が開催されました。案件は、管理者提出案件 1 件、議会側提出案件 1 件の計 2 件でありました。

まず、選任第 1 号 会津若松地方広域市町村圏整備組合議会常任委員会の選任についてであります。これは新たに湯川村より高倉好博議員が選任されたことから、常任委員会委員を選任するものであります。本件につきましては、議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮り、指名することとなっており、環境衛生委員会委員に指名され、全員賛成で選任されました。

次に、承認第 1 号 会津若松地方広域市町村圏整備組合議会監査委員の選任についてであります。管理者から、これは議会選出監査委員でありました湯川村選任の菅沼弘志議員が 5 月 2 日に任期満了となったことから、新たに会津坂下町選出の山口亨議員を選出したいので、地方自治法第196条第 1 項の規定により議会の同意を求める旨の説明があり、質疑、討論はなく、全員賛成で可決いたしました。その後、会津若松市選出の松崎新議員より動議が発せられ、追加議案として議案第 8 号 新ごみ焼却施設整備・運営事業等に係る事務の調査について、地方自治法第100条第 1 項の規定により調査するものとの説明があり、全員賛成で可決いたしました。

以上で一部事務組合の説明を終わります。

なお、会議資料は議会事務局に提出してありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

9番 横山 義博 君

10番 佐治 長一 君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（谷澤久孝君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第7号から報告第10号まで、議案第40号から議案第46号までの計11議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日令和3年会津美里町議会定例会6月会議の再開に当たり、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。6月会議にご提案申し上げます報告4件、議案7件の提案理由を申し上げます前に所信の一端を述べさせていただきます。

まずは、町民の皆様からの町政への信頼回復に向けて、私をはじめ職員一丸となって取り組んでまいります。

さて、町長に就任し、改めて会津美里町を見たとき、自然環境の豊かさと観光面においてもすばらしい素材が存在していると実感いたしました。一方で人口減少は著しく、今後の会津美里町を考えたときに避けては通れない様々な課題があります。公約に掲げた教育環境の充実、産業の振興、移住、定住策、交流人口の拡大、医療、福祉の充実、空き家、鳥獣被害対策などを着実に進め、町の課題解決に向けた取組を一つ一つ実践していく中で、町民の皆様が住んでよかったと実感できる笑顔あふれるまちづくりを進めてまいります。

また、現在は新型コロナウイルス感染症対策が最優先課題であります。町民の皆様が安心して生活できる社会を一日でも早く取り戻すべく、皆様の協力をいただきながら感染防止対策を進めるとともに

に、ワクチン接種については、町内医療体制を維持しながら、できるだけ早い時期に終了できるよう努力してまいります。町民の皆様、さらに議員各位のなお一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

それでは、提案理由をご説明申し上げます。初めに、報告第7号は、令和2年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてであります。本件は、令和2年度当初予算において継続費の議決をいただきました新鶴こども園整備事業及び令和2年9月会議補正予算において継続費の議決をいただきました学校給食センター改築事業につきまして、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次の報告第8号は、令和2年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本件は、令和3年3月会議補正予算において繰越明許費の議決をいただきましたふくしま森林再生事業、森林資源活用推進事業、道路新設改良等事業、土木施設災害復旧事業ほか4事業について繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次の報告第9号は、令和2年度会津美里町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。本件は、令和2年度内において事業が完了しなかった公共下水道整備事業について、繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次の報告第10号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和3年2月26日に町道11007号線において道路陥没による自動車物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金4,978円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第40号は、会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得基準について所要の改正を行うものであります。

次の議案第41号は、会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、引用している改正条項について所要の改正を行うものであります。

次の議案第42号は、会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、引用している改正条項について所要の改正を行うものであります。

次の議案第43号は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,910万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億8,268万3,000円とするものであります。

次の議案第44号は、令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,946万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億

3,319万2,000円とするものであります。

次の議案第45号は、令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億7,029万8,000円とするものであります。

次の議案第46号は、令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,234万2,000円とするものであります。

私からは以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○陳情の常任委員会付託について

○議長（谷澤久孝君） 日程第3、陳情の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前10時16分）

定 例 会 6 月 会 議

(第 2 号)

令和 3 年会津美里町議会定例会 6 月会議

議事日程 第 2 号

令和 3 年 6 月 8 日（火）午前 10 時 00 分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１６名）

1 番	野 中 寿 勝 君	9 番	横 山 義 博 君
2 番	村 松 尚 君	1 0 番	佐 治 長 一 君
3 番	小 島 裕 子 君	1 1 番	根 本 謙 一 君
4 番	洪 井 清 隆 君	1 2 番	根 本 剛 君
5 番	堤 信 也 君	1 3 番	山 内 須 加 美 君
6 番	鹿 野 敏 子 君	1 4 番	横 山 知 世 志 君
7 番	鈴 木 繁 明 君	1 5 番	石 川 栄 子 君
8 番	星 次 君	1 6 番	谷 澤 久 孝 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総 務 課 長	國 分 利 則 君
政策財政課長	鈴 木 國 人 君
参 事 兼 会 計 管 理 者	原 克 彦 君
町民税務課長	児 島 隆 昌 君
健康ふくし課長	平 山 正 孝 君
産業振興課長	金 子 吉 弘 君
建設水道課長	鈴 木 明 利 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
教育文化課長	松 本 由 佳 里 君
教育文化課主幹	福 田 富 美 代 君
代表監査委員	鈴 木 英 昭 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	高 木 朋 子 君
総 務 係 長	歌 川 和 仁 君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○一般質問

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第1号、12番、根本剛君。

〔12番（根本 剛君）登壇〕

○12番（根本 剛君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目は町有地の無償貸与及び提供の発信、発言についてであります。去る4月21日、新聞の報道によると、我が会津美里町には数多くの町有地があり、無償で貸与または提供し、若者の定住化や外部からの移住を促し、人口増加策を図りたいと発信された記事が載っておりました。この発信により関心を持った若い世代の方々に限らず、多くの町民には少なからず好影響や好反応を及ぼしたと聞き及んでおります。そこで、まず伺います。

1点目、このことは政治公約と受け取っていいのでしょうか。また、町有地とはどこを指しているのか伺いたいと思います。

2番目です。無償提供ということでありませうけれども、どんな手法で、またどのような構想を持っているのか、町長のお考え、所見を伺いたいと思います。

3番目です。無償で貸与、提供することは聞こえはよいが、民間事業者を圧迫するおそれもあると思うが、いかがなものか。さらに、住宅団地の販売や空き家対策等にも支障を来すものとするが、町長の所見を伺います。

大きな2点目です。入札制度についてです。町長就任挨拶のため報道関係や民放ラジオの電話会談等で、入札の在り方について調査し、検討してまいりたい云々というくだりがありましたが、どこを調査し、どう入札制度を変えていくのか伺います。

大きな3番目、雀林地区は場整備についてであります。この地区は、20年以上前には場整備事業を予定していたわけですが、一度は頓挫して今日に至っております。ここ数年来、もう一度は場整備事業に着手しようとの機運が高まっている状況であります。そこで、今現在現況はどのようになっているのか。

2番目、県に申請する時期はいつ頃になるのか。

3番目、申請して、事業認可までどのくらいかかるのか。

4番目、他、これ地区とありますけれども、他の地方自治体と訂正させていただきますけれども、

重なった場合、一日でも早く認可されるのに必要不可欠なものは何かを伺います。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 12番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町有地の無償貸与、提供の発信、発言についてであります。1点目の政治公約と受け取っているのか、また町有地とはどこを指しているのかにつきましては、政治公約とは必ず実行すると有権者に約束をすることと認識していますが、町有地をできるだけ安い価格で、できれば無償で提供し、移住、定住の促進を図り、人口減少施策の一つとして申し上げているものであり、公約とは考えておりません。また、町有地については町が所有し、宅地として有効活用できる土地と考えております。

2点目の手法と構想につきましては、この施策を実行するためには議会の議決も必要であり、町の条例等も勘案し、様々なご意見を拝聴しながら進めてまいりたいと考えております。

3点目の民間事業者を圧迫するおそれ、住宅団地の販売や空き家対策等への支障につきましては、あくまで町が抱える人口減少対策の一つと考えており、民間事業者への圧迫にならないよう十分に協議を重ねてまいる考えであります。また、住宅団地の販売や空き家対策については、現在に至るまで様々な施策を講じており、今まで以上の施策展開を進めていくことが重要であることから、支障を来すものとは考えておりません。

次の入札制度についてであります。副町長を委員長とし、教育長、各所属長で構成する入札制度改革検討会を6月1日付で設置しており、その中で議論を深め、よりよい制度にしていきたいと考えております。

次の雀林地区ほ場整備についてであります。1点目の現況につきましては、会津宮川土地改良区が中心となり、令和5年度の事業採択に向け、基本設計や事業効果算定等の調整を進めております。また、人・農地プランの策定や相続登記の早期完了に向けた働きかけを行っております。

2点目の事業認可に係る申請時期につきましては、本事業は国の認可による県営事業を予定しており、早期申請に向けての条件整備を進めてまいります。

3点目の申請から事業認可までの期間につきましては、審査や法手続に要する期間となり、通常1年間を要しているようであります。

4点目の早期認可に必要不可欠なものにつきましては、地区の合意や人・農地プランの策定、相続登記の完了が見込まれていることなどが挙げられます。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 大きな1問目の無償提供のことについてお伺いしますが、政治公約とは必ず実行すると有権者に約束することと認識していますがということなのですから……

〔「声が小さい」と言う人あり〕

○12番（根本 剛君） マスクかけているから、すみません。

できるだけ安く提供するということなのですけれども、これ同僚議員にお聞きしたのですけれども、場所は旧美里庁舎跡地を考えているという同僚議員からお聞きしたので、ちょっと私の質問の内容とは食い違うようすけれども、その辺杉山さんの話を聞いていた同僚の話ですので、この辺の整合性についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 再質問にお答えいたします。

町の役場の跡地というお話でありますけれども、答弁の中でも町が所有する宅地として有効活用できる土地というふうに申し上げておりますので、それも含めた中での土地ということでございます。

〔「これ一問一問でしたっけ。一問一問再質でいいんだ
よね。再々までね」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 今の町長答弁をお聞きして、政治公約からちょっとトーンダウンしているのかなという私なりの考えなのですけれども、やはり多くの町民が、若い世代の方たち、物すごく関心を持っていたらしいのです、私聞き及んでおると。そうしますと、今回の町有地を無償貸与、提供するということは、トーンダウンしているということでお伺いしてよろしいのでしょうか、新聞報道と違って。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

トーンダウンということではなくて、この町長選挙の中で街頭演説の中で申し上げているとおり、できるだけ安く、できれば無償でというふうに申し上げております。先ほども答弁の中でも申し上げましたが、これは無償でできればいいことですが、先ほどの答弁の中でも申し上げたとおり、これは議会の議決も必要なわけですから、そういったことを条例も含めてこれから検討していきたいということであります。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） そうですね。美里町も第3次総合計画の後期の計画に入っておりますので、若者定住あるいは移住、さらには空き家等々の課題も第3次総合なんかに載っていますので、これらをしっかり整合した段階で旧跡地、町の町有地を数多く抱えている中で目玉という場所を指定して、これから運営してまいりたいという町長の思いと取ってよろしいでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） そのとおりでありまして、計画は計画で今まで進んできたものであるわけですから、そういった中で今我が町が抱えている人口減対策の一つとしてそういったことも有効なので

はないかということでありますから、先ほどから申し上げましているとおおり、しっかり皆さんとも協議を重ね、様々な意見を聞いて、できることからやっていくということが大事であるというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 私の思っていた中身とちょっとそごが生じたので、一応1問目はこれで理解しておきます。

2番目の入札制度ですけれども、答弁によりますと副町長を委員長とし、教育長、所属長で構成するという入札制度改革検討委員会を6月1日から立ち上げたということですが、地方公共団体の入札は、自治体の入札は地方自治法にのっとってやっているわけです、入札制度は。これをいかに、見直すというのはいかがなものかと考えるのですけれども、入札の制度については、地方自治法の第230条には売買、賃借、請負、その他の契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法があると載っているのです。そうしますと、どのような入札制度を改革という検討会でやられるのか。地方自治法を上位法としてあるわけですから、これは崩せないと思います。こういう法律条例を崩したらば、憲法違反になってしまうのではないですか。その辺どうですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 根本議員のご質問にお答え申し上げます。

今ほどのご指摘で、地方自治法で決まっていますよと、そこから逸脱した入札制度は駄目ですよということですが、もちろん地方自治法にのっとった形で入札制度を改革していくという内容なのですけれども、例えば本町におきましては、工事金額等にもよりますけれども、主たる入札というのは指名競争入札という制度を多く取り入れてきた経緯はございます。ただ、そういう中においても、全国的なレベルで見えていきますと、やはり制限付一般競争入札というものが多く出てきておりますので、その辺をいかに有効に使っていくかということで、入札制度の一つの改革をしていきたいという考え方でございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 入札制度改革検討委員会、副町長が委員長ということで、教育長が入るのは珍しいパターンかなと思うのですけれども、従来の指名委員会の構成と何ら教育長が加わっただけで同じですよ、指名選考委員会って。指名選考委員会は、会長は副町長が担当するわけですから、似たような制度をつくってもいかがなものですか。それと、今副町長答弁ありましたけれども、制限付一般競争入札は既に美里町でも導入しています、事後審査で。町道の12009号線も、あれも事後審査型の制限つきでやっています。従来と何ら変わらないと思うのですけれども、その点はどうなんですか。あと、入札制度改革検討会の基本的な考えは何に基づいてですか。考え方あるのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） まず、入札制度改革検討委員会のメンバーが指名選考委員会のメンバーに教育長を足しただけではないかと、現実的にそのとおりでございますが、指名選考委員会というのは、各担当課から上がってきた事業者について指名するかどうかという、その決まった部分だけ議論しておりますけれども、入札制度検討委員会につきましては、まずゼロベースから積み上げていって、本町においてはどのような入札制度がいいのかというのを検討していくと、そこに今のところまだ完全に決まっておりますけれども、担当部会というか、専門部会的な課長補佐及び係長等の職員を専門部会として組織化し、その中でいろいろな形の調査研究を行っていくというような内容を考えております。また、基本的なものとしたしましては、公共工事の入札制度について、いかに透明性を担保するか、あと公正性及び競争性の向上というものを目途としてつくっていくかなければならない。その場合、今までの指名競争入札が駄目ではないのですけれども、やはりもっとその工事の中で制限付一般競争入札のバランスといいますか、件数を増やすことは可能ではないかなと今のところ思っているのですけれども、そういうことを加味しながら、どういう制度をつくっていくかというのをゼロベースで進めていきたいという考え方でございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 何となく理解するところですけども、そうすると請負契約300万円以上ですよ、町の条例、要綱にありますのは。それ以下は随契だよと、130万を、126万でしたっけ、ちょっと金額は定かでないですけども、それを上限として、下げた場合は、これらは随意契約ということでやっているわけですけども、その発注方式になりますと制限つきは点数制といろいろ、さっき副町長言いましたね、一番大事なのは経済性の確保ですよ、地元企業の。あと競争性の確保、あと公平性の確保、4番目には透明性の確保、品質の確保、こういった5つの項目が経済原則の中で基本とした考え方なんです、入札においては原理原則が。これは一番大事なところを、ここは崩してはならないと思います。それで、いや、5,000万円以上等の工事請負契約等に関して、制限つきですか、一般競争入札ということでもっていくのか、今後。さらに、随意契約結んでいますよね、細々。随意契約の下限を下げるのか、例えば126万でしたっけ、130万ですか、それはちょっと今ど忘れしましたがけれども、それらを下げた下限の価格を下げるのか、その辺はどうなのですか。まだ決まっていないでしょうけれども、今後のあれだと思いますけれども、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、今いろいろ金額的な話も出ましたので、まずは現状のほうからご説明申し上げます。現在の入札制度の中では、130万以上は随契ということで……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（國分利則君） すみません、指名競争入札でございます。訂正いたします。130万以上が指名競争入札でございます。上限が1,000万でございます。その範囲で今指名競争入札を実施して

いるところでございます。ご指摘の5,000万以上をどうするのかということでございますが、現在これも制限付きの一般競争入札と今運用しておりますが、今後どうするのだということにつきましては、先ほど副町長、町長が申し上げました検討委員会の中で議論をしたいと考えております。

あともう一つ、随意契約の話でございますが、随意契約は現在130万円未満には今随契を適用しております。この130万円というラインもどうするのかと、当然そこは検討委員会の中で議論の一つとは考えておりますので、現在のところそういったポイントも含めて検討委員会、さらには専門的な下部の組織も考えておりますので、その辺を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 分かりました。

それでは、3点目のほ場整備について再質問します。令和5年度に事業採択に向け、基本設計や事業効果等を調整してまいりたいという答弁であったのですが、その中で人・農地プランの策定、これらのことに対してメリットとかデメリットあったら教えていただきたいと思います。さらには相続登記、未登記の件数は分かる範囲で結構ですから、何件ぐらいおられるのでしょうか。これらも実際立ち上げた場合は、実行委員の方たちが責任持って判こをもらうような形になると思うのですが、その辺ちょっと教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしにつきまして、説明をさせていただきます。

初めに、人・農地プランの策定と、あと相続の早期完了に向けたメリットについてでございますが、まず人・農地プランの策定につきましては、雀林の基盤整備を実施していく上の事業で、農地中間管理機構を利用しました農地整備事業を予定してございます。この事業に乗るために必要なものでございまして、必ずこの事業を実施する上で人・農地プラン策定というのが重要になってまいります。この事業に乗りますと、地元負担といいますか、農家負担が一応ゼロということで進めることができるというふうなところがメリットでございます。特にデメリットにつきましては、今この事業を国のほうでも推進している事業でございますので、農家負担がないというふうなところでございますので、デメリットについてはないというふうに考えてございます。

あと、相続登記に関する未登記の件数でございますが、今私どものほうでつかんでいる未登記の未登記者につきましては、10名というふうなことになるてございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 今課長答弁でありますけれども、理解するのですけれども、中間管理機構を利用した場合、国の農林省では田以外に付加価値を生み出す作物の展開してはどうか云々という話があるそうなのですけれども、そこら辺実際どうなのでしょう。

あと、未登記は10名ということですから、結構多いですね。その辺もクリアすべく頑張るしかないのですよね。その辺ちょっとお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしございますが、まず中間管理機構を使いました整備事業につきましては、議員おっしゃるとおり確かに農家負担がないというふうなところがございまして、条件的には厳しい部分がございます。確かにおっしゃるとおり収益率をやはり20%以上アップをするというふうな取組が必要になってまいります。さらには担い手への集積というものを積極的に図ることというふうな条件もついてまいります。これにつきましては先ほどの人・農地プランの策定というのが実は先月の26日にも完了しておりますので、ここの中で担い手への集積を進めていくというふうなところはまとまっております。ですので、あとは収益率を上げていく取組というふうなものをどうしていくかというのを、我々も地域に入りながら、いろいろ検討してまいりたいというふうに考えているものでございます。

あと、未登記の部分につきましては、10名中、何とか時間はかかりますが、登記が完了するであろうというふうな方がほとんどでございますので、町としましては早期完了に向けて働きかけを行ってまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 4番目の県内の地方自治体の中でも、ほ場整備事業を着手しようという自治体は結構いるのです。ある方に聞きますと、郡山市の三穂田町は面積300町歩のほ場整備をやろうとしているのです。それで、認可になって、着手になるまで何が必要不可欠なものかと私問うたのは、同じそういう浜通り、中通りの自治体と会津美里町の雀林地区は同じ土台に上がった場合、何が必要不可欠かという、それは必要な状況が訴えられている、町の広報でも訴えていますけれども、県議会18年の経験と国と県との太いパイプ役を持っているということでございますので、雀林地区の長年の悲願でありますほ場整備事業を着手、遂行するためにはやっぱり新町長の杉山町長さんの意気込みを最後にお聞かせいただいて、私の質問は終わりたいと思います。最後よろしくお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

雀林地区のほ場整備につきましては、何十年来の雀林地区の悲願ともいうべきことであります。私も県会議員当時から県に対しても強く要望してきたところでありますが、残念ながら反対者がいるということで、現在に至っています。今町としても県といろいろ協議をしながら、若干ではありますけれども、前に進んでおります。私も新長町として、しっかりほ場整備が施工できるように全力で取り組んでまいりたいというふうに思います。

○12番（根本 剛君） ありがとうございます。では、以上私の質問は終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで根本剛君の質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時33分）

再 開 （午前10時45分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第2号、13番、山内須加美君。

〔13番（山内須加美君）登壇〕

○13番（山内須加美君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1番目、政治姿勢と各施策についてであります。町長の立候補表明から選挙戦、当選後のマスコミ報道等を通じての政策コメント情報、4月、5月会議、議会運営委員会、全員協議会での開催での対応、また広報紙に町長就任挨拶が掲載され、今日までいろいろと抱負を述べられております。年度途中の就任であります。前町政の事業等は継続、追認されるのか、また新たな政策を講じられるのか、明確に今後の町政運営の基本方針を伺います。あわせて、以下のことについてお伺いをいたします。

（1）、選挙公報で述べられておりました透明性等々の真意についてお伺いをいたします。

（2）、官製談合防止法違反事件の総括と信頼回復に向けた取組についてお伺いをいたします。

（3）番目、入札制度見直しについて、今後の対応を伺います。

（4）、職員の意識改革についての対策をお伺いいたします。

（5）番、県議時代に築いた県や国とのパイプを町民は期待をしております。具体的な事案についてお伺いをいたします。

6番目、選挙公約での定住促進と人口減少対策の基本的な考え方についてお伺いをいたします。

次に、住環境の整備について、3点お伺いをいたします。まず、1番目、本郷大橋の冬期間通行について。凍結防止対策は、朝夕の通勤、通学の交通渋滞、交通事故防止の観点から早急に解消を図る必要があります。今日までの協議経過と今後の対策についてお伺いをいたします。

（2）番目、稲荷橋をはじめ町内一円の橋の各欄干整備等のその後の進捗状況を伺います。景観面からも課題はあり、早急な対策を講じる必要があると考えますが、現状認識をお伺いいたします。

（3）番目、高田中学校北側町道に植栽されていた桜の木6本、本年3月、突然伐採されました。長年町民に愛され、親しんできた樹齢不明、切るに至った理由、経緯について、また地区住民の声は十分に反映されたのか、町政不信に至るような課題は残さなかったのか、見解をお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 13番、山内議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、政治姿勢と各施策についてであります。今年度の予算等については既に議決されており、様々な施策も進行していることから、決定されていることを変更するつもりはありません。また、町政運営の基本方針としては、町民が主役であることを念頭に、私自身が各地区に直接出向いて、町民の声に耳を傾け、町民が会津美里町に住んでよかったと思えるような町政運営を行ってまいりたいと考えております。

続いて、1点目の透明性等々の真意につきましては、選挙公報において透明性等々については記載しておりません。

2点目の官製談合防止法違反事件の総括と信頼回復に向けた取組につきましては、今回の事件は長期政権の弊害の面もあると思いますが、気の緩みが大きな要因であると感じています。信頼の回復については、私を先頭に職員一丸となり、町内、町外を問わず、丁寧な対応に努めていくことが信頼回復につながるものと考えております。

3点目の入札制度の見直しにつきましては、根本剛議員にお答えしたとおり、入札制度改革検討会の中で議論を深めてまいりたいと考えております。

4点目の職員の意識改革につきましては、まだ就任から一月余りであり、現在は課長との関わりが主となっておりますが、職員一人一人と話す機会を設け、職場としての課題、改善すべき点について判断してまいります。役場は一般的に慣例にとらわれがちなので、今までの慣例にとらわれることのないよう、先進自治体等への職員派遣研修を積極的に実施したいと考えております。

5点目の県や国とのパイプの具体的事案につきましては、約18年間福島県議会議員を務め、この間大沼郡では初めてとなる議長も務めさせていただきました。3割自治と言われるように、県や国からの交付金や補助金なくして、基礎自治体自身では町政運営ができない状況にあるのはご承知のとおりです。県知事や副知事、部局長とは長年の付き合いの中で何でも相談できる関係を築いており、今後の町政運営を行っていく中で、必ず県や国に相談しなければならない状況が出てくると思います。そのようなときに県や国だけでなく、経済人を含め多くの人脈ができておりますので、県議会議員時代のパイプが大いに町政運営に役立つものと考えております。

6点目の定住促進と人口減少対策の基本的な考え方につきましては、本町において様々な施策を講じてきたと認識していますが、十分な効果が出ているとは言えないと感じております。今後は、議員の皆様のご提言を賜りながら、できる施策は何でも取り組むことが重要であると考えております。

次の住環境の整備についてであります。1点目の本郷大橋の凍結防止対策の協議経過と今後の対策につきましては、町では合併以前の旧会津本郷町のときから現在まで、本郷大橋の凍結防止対策として、福島県に対し、無散水消雪施設の設置を強く要望してまいりました。会津若松建設事務所からは、本郷大橋につきましては、冬期間降雪深5センチ以上となった場合は除雪を実施するとともに、路面凍結のおそれがある場合は機械または人力により凍結抑制剤を散布し、凍結の予防に努めており

ます。当面新たな施設整備による凍結防止対策の計画はなく、引き続き道路パトロール等により路面の状況を注視しながら、安全で円滑な道路交通の確保に努めてまいりますとの回答を得ておりますが、町としましては、今後も引き続き無散水消雪施設の設置を要望してまいります。

2点目の町内一円の橋の欄干整備等の進捗状況と現状認識につきましては、福島県管理である稲荷橋は過去の議会においても指摘されており、会津若松建設事務所からは、稲荷橋につきましては、高欄の腐食や地覆の剥離など劣化が著しく、補修が必要であるため、昨年度に工事のための設計が完了したところです。引き続き工事に着手するための必要な予算を要求しているところです。その他の橋梁につきましては、施設の損傷状況を見極めながら、計画的に対策を講じてまいりますとの回答を得ております。町管理の橋梁の進捗状況は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、欄干の整備を含め、改修を進めております。令和2年度においては、新鶴地域新屋敷新田地区の宮川に架設されている新田橋の補修が完了しているところであります。また、現状認識については、定期的に行っている橋梁点検により、橋梁の損傷状況は把握しております。その結果を橋梁長寿命化修繕計画に反映し、今後も景観の保持及び安全確保を図ってまいります。

3点目の高田中北側町道の桜の木の伐採につきましては、隣地の田の進入路上に桜の枝が伸び、農作業の支障になっているので、至急対応してほしいという連絡を受けたため、取り急ぎ土地管理者として伐採したものであります。農作業が始まる前に処理したいと考えたため、伐採に当たり、近隣の地区や住民の方に対し、事前に説明を行っておりませんでした。その点に関して、大変申し訳なく思っております。今後は、状況を十分に調査をし、地域住民の声をお聞きしながら、適正に対応してまいります。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） それでは、再質問をさせていただきます。

基本的には予算組替えもなく、このまま変更、異常なく進めていくというふうに理解させていただきます。実は昨日、6月開始初日冒頭に町長のほうから所信表明ということをお伺いしました。この件なのですが、本来であればやはり4月30日に第1回の議会がありました。その後全員協議会等々ありましたのですが、当然私は一番最初のときに所信表明というものをされるべきではなかったのかなと、なぜ昨日というふうな至った経緯、その件についてちょっとお伺いしたいと思います。説明よろしくをお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 最初の議会でというお話でございましたけれども、最初の会議のときもご挨拶の中でも若干述べさせていただいております。通常美里町は、通年議会を開催しておりますけれども、本来の会議はやっぱり6月定例会議であろうという思いの中で、今回所信を表明させていただいたところであります。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君）　そういう意向であったということは理解いたしました。ただ、今回我々一般質問に向かうときに、今同僚議員も話したように、新聞報道等とか広報紙とかという形の間接的なものだったのです。ですから、質問を我々議員としてはどこにどういう形で今回対応していいのかということが本当に素朴な疑問として、私は困っておりましたので、やっぱり早い時期にやってほしかったなというふうな考えでおりましたので、この質問させてもらいました。

改めていろいろこれからの抱負述べられましたのですが、公約等いろいろ今まで各紙述べられておりました。改めて予算編成はしないということで分かりましたので、表現悪いですが、総花的にいろんな重要案件を、考え方を町長述べられておりますが、短期的に例えば今年1年ですとか、任期の4年間とかということで、事業そのものの、観光の命題とかいろいろあちこちで記者会見等でも述べられておりましたので、それは整理しまして、短期間で要するに優先順位はどうかと、その辺について今の町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、町長。

○町長（杉山純一君）　お答えいたします。

私の選挙戦の中で基本的な政治、私の政策、これから町が取り組むべき事項については述べさせていただきました。実際私は県議会議員を務めておまして、町の町政内容に含めては総花的には分かっているつもりでしたが、詳しいことは分かりません。そんな中で今私が思っているのは、これから各課から説明は、主立った説明は受けております。ということで、これからどういうふうに進んでいくべきかなというのは大体分かってくると思いますが、もう少し時間をかけて、急ぐのではなくて、じっくりこの町がどういう方向に進んでいくべきかを皆さんからのご提言を受けながらも、しっかりと進めていきたいというのが私の考えでございます。

○議長（谷澤久孝君）　山内須加美君。

○13番（山内須加美君）　そうすると、今の段階ではこれから今後関係課、所管とか我々議会と協議しながら進めていくというような形で理解する、そういうことでよろしいですね。それでは、分かりました。

あとは本題入ります。透明性の問題です。公約のほうに、選挙公報に載せておりました町長の政治信条というものが7つありました。この件について私としては、失礼な言い方ですが、町長としてということもありますし、県議会として長い18年間の実績もございます。改めて身辺をきれいにすると、いろいろありましたですね、細かく言えば切りがない。常に身辺をきれいにして、清潔な政治とか。私この言葉を聞いたときに、どういう意図で、本来政治家としては当たり前のことだというふうに私は理解したものですから、これをこの信条の中に載つけたという真意がちょっと分からなかったものですから、お伺いしたい。これは町民の方にも若干やっぱりそういう話も伺っておりますので、代弁ではないのですが、ちょっとその辺について町民の方に説明していただければありがたいかなというふうに思いましたので、質問させてもらいました。改めてよろしくお願いしま

す。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

私の政治信条につきましては、私が県会議員選挙に出るときに、私の政治家としての心得として掲げる項目を挙げたものです。当たり前ではないかというお話がありましたけれども、当たり前のことをしっかりと常に心がけていくというのが政治家の務めであろうという思いの中で、この政治信条を変わず使っているところであります。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） これ町長の意向、考え方なので、ただ見方としては、捉え方としてはやはりちょっと別に改めて、例えば言いましたように、うそやはったりのないとか、そういうものは基本的には人間として当然ではないのかという見方もあるわけです。その辺は、町長はそうでないというのであればやむを得ないのですが、そういう意見も一方であったということなので、お伺いをさせてもらったということでございますので、よろしくお願いします。

2点目ですか、官製談合の防止の部分についてなのですが、新聞等々でも弊害の緩みであるとか、原因はありました。これ以外に自主的にこの事件について、入札制度を含めまして実質的に原因なのか、何がどこにあったのかというのは検証されたのでしょうか。町のほうとしては、町長としてなのですが、その辺はどうなのですか。お伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

あの事件に関しての検証という意味では、町としては行っておりません。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 今後もその辺については、検証はしないというふうな形で捉えてよろしいのか。従来であれば、選挙戦前であれば、議会のほうとしては町当局のほうに当然検証すべきだろうということで申入れはしてありますが、その辺の町長の認識はいかがなのでしょう。それで、今の返事でよろしいのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 山内議員にお答えさせていただきたいと思います。

まず、全体的な検証といいますか、その部分については今のところまだ行っていないわけなのですが、一つの大きな問題として、先ほど根本剛議員にもお答えさせていただきましたけれども、入札制度の改革については、やはり早急に実施していかなければならないという考え方は持っています。事件の概要を見ますと、起因しているのは何だろうかとなれば、その辺が一つの原因なのかなというふうには捉えているものですから、やはり今後町といたしましては、入札制度をどのように

して透明性を確保しながらもっていくのが一番いいのかというのをゼロベースから検討していきたいというのが一つの考え方ではございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 今検討するということで、前の根本議員にもそういう答弁ありましたけれども、これは検討して、いつまでという形になるのですけれども、早急にやっぱり結論出さないとまずいと思います。今朝ほどこっとホームページ見ましたら、6月1日に新鶴地区の教育文化課で工事公告しております。6月1日現在、これは制限付一般競争入札で事後公表と予定価格というふうな形で、ちょっと見させていただきました。この辺については検討した結果なのか、流れから従来の流れの中でこのような今回の入札の対応したのか、当然検証した上で入札に臨むべきではなかったのかなというふうに私は理解しているのですが、この辺についていかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、6月1日に出ているものでございますが、実際検討した後の制度で行っているのかということでございますが、そうでございません。従前の考えの方で公告をしております。ただ、内部でできることにつきましては、細かいことではございますが、そういったことを行っております。ただ、今回の入札に当たっては、従前の制度の中で公告をしたということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 入札制度そのものについては議論ありますし、過去にこの美里町合併してから平成17年10月当時に合併した以降、一番当初平成19年の時点で最低制限価格が同額というような案件もございました、実質。そこでいろいろやり取りして、その後それはあの当時多分県のほうでもやっぱり入札問題が、当時町長議員されたとき、15年ですけれども、その後あの前後、県でもいろいろ入札の問題がありました。その影響で本町においても試行錯誤といえますか、いろんなことをしました。予定価格の事前を公表したりとか、予定価格をどうしたとか、最低制限額がどうだとかといろいろやり、いろんなことをやってきたのです。また、今回こういうふうに至った。正直言って、制度そのもの、私個人的にはどういうルールであっても、やっぱり入札関係は当然町長が発注者の責任者ですよね、権限者ですよね。町長の責任の下で全てやるわけですから、ルールも大事でしょうけれども、町長自身がしっかりと、あとは最低制限価格の場合ですと、担当課が金額ですか、分かっているのは町長と担当者だという話も、本会議のほうでも話聞いておりますので、やはり基本的には町長が責任を持ってやるということが大前提で、私は入札制度改革そのものが、いや、やらなくていいというわけではないのですが、それは進めてもらっても結構ですが、なおかつ決まったときとか、その都度その都度町民の方、議会のほうに変更した場合については周知するようなこともやっぱり前もってしていただかないと、そちらのほうだけで、行政側でやっていたのではなかなか分からないので、

今後についてはその辺の検討も必要かと思いますが、併せて伺いをいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） まず、入札制度改革につきまして私のほうからご説明申し上げますけれども、6月1日に検討委員会、これをつくられております。この次、6月15日にまず第1回目の検討会を開催する予定でございます。あと大きい部分においては、8月の末までにまた検討を続けまして、9月の議会において途中経過をご報告させていただきたいという考え方で進んでおります。また、その後も継続して検討会は開催していきますけれども、最終目標は令和4年4月1日なのですけれども、できること、要はこの場でこうしよう、ああしようというのがすぐできるものについては、随時改革していきたいということで、4月1日以降の部分については、まず12月の議会でもどこまで説明できるか分かりませんが、また同じく説明させていただきたい。ですから、9月の議会と12月の議会に途中経過というものをご報告させていただいて、なおかつできる改革できるものはすぐに着手していくというような考え方で進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 分かりました。若干後退した質問になるかもしれませんが、入札制度を今副町長がお話しされました。さっき途中になりましたけれども、平成17年度から町村合併した本町において、過去の入札関係の問題がいろいろここでやり取りしているわけです。あと一つ、高田小学校の耐震の問題があったときに、12社の中で最低制限価格の同額が7社という、そういう事実もあったのです。ですから、そういうものを含めて、1回やっぱりある意味検証も私はある意味必要なのではないのかなというふうに思うのですが、今までの過去の経緯を調べて、何が問題だったのかということも併せて今副町長話ありましたけれども、再度その辺も私はやる必要はあるのではないのかなと思いますが、その辺について再度お願いをしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 当時私も職員ではいたのですが、最低制限価格とその複数社が同じだったという事実自体まだ全然分かっていません。初めて今日聞いた部分あるのですが、ただ山内議員おっしゃるとおり、そういう過去においてそういう事例があったということは、なぜそんなことが起きるのだろうかというところの原因というのはやはり考えていかなければならないというふうに考えておりますので、若干そこはお時間いただいて、どのような形だったのかなというのは検証させていただきたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 副町長が今初めてという話ですが、実際それ調べていただければ分かります。今の官製談合の事件の中で、まだ判決は出ておりませんが、あの中でも、新聞報道ですけれども、最低制限額のやり取りの中で調整がつかない案件が増えてきたためというような、談合事件一つの新

聞報道ですけれども、調整がつかない案件が増えた。スタートは分かりません。平成20年度だかどうか分かりませんが、それから20件近くあるというのも、これも一つの見落としてはならない、私は当局としての対応が必要ではないだろうかと思うのですが、その辺副町長、ではもう一度答弁をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 調整がつかないというのは、私も具体的にどういうことなのと思うわけなのですけれども、通常例えば指名入札であれ制限付一般競争入札であれ、調整というのはその業者間においてあり得ないというふうに考えておりますので、そこは報道なりの談話といたしますか、そこはどのような趣旨だったのかというのはちょっと私どもとしては想定できないというのが正直な気持ちです。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 想定ができないということでありますけれども、しかし事実は事実としてということになりますので、それも含めまして検証はぜひひとつ私はやるべきだろうと思いますし、結果のいい、一番ベストの入札ってなかなか私は正直ないのではないのかなと、くどいようですけれども、最終的に町長が解決していく問題であって、あれはそんなに制度改革を下から云々という話には私はないと思うし、またこんな事件が二度とあっては困るわけですので、その辺は襟を正して、大変申し訳ないのですが、町長に対しての一つやっぱりしっかりやってもらい、やってもらいというか、やるべきだというふうに思いますので、再度答弁をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えさせていただきます。

今の山内須加美議員の質問であります。私も県議会当時、入札制度検討委員会、これは各党でつくったもの、そこで検討して、最終的に各派集まって申入れをしたという経過があります。あれからもう10年以上もたっているわけですけれども、今山内須加美議員がおっしゃったように、入札制度というのはこれでよしという、ベストというのはなかなか見つかりません。この制度の中で運用していく中でこれは変えるべきではないのかなというのがやっぱり出てきます。そういったときにこういった検討委員会のほうで進めていくべきだと思いますし、今回の前町長の対応というのは町長が発端となって起きた事件であります。山内須加美議員おっしゃるように、発注者である町長自身がしっかりした考えの下に行えばなかったのかなというふうに思っておりますので、そういったことないようにしっかりと努めてまいりたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 官製談合の件について、最終でもう一点だけお伺いします。

この事件があった、当時町長の責任ということを私は言いましたけれども、今杉山町長もそんな考

えでおっしゃいました。指名選考委員会等の副町長が立場になります。先ほども申しました例えば最低制限価格であれば、最低限というか、最終的に町長と担当課長というふうな形が、お二人だけが大部分その数字は分かっているというふうに理解します。それは、ここの本会議でも当時の課長が話していましたので、それは事実だと思います。そうしますと、今回の事件について、副町長とその担当課というものについての責任というのはどのようにお考えになりますか。やっぱり責任があるというふうな理解されるのですか。それとも、責任はないと、その辺についてはどうでしょう、見解をお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 責任という部分において、どこまでが例えば副町長の責任というのが出るのか、また担当課の責任が出るのかというのは非常に微妙な部分があるのかなと思うのですが、例えば指名選考委員会の中で一つの工事なら工事について、事業者を指名させていただきます。それについて、今度担当課はそこで入札を行うわけなのですが、それ以前にまず要は設計価格なり、はたまた最低制限価格というのが出てくるわけなのですが、現実的に担当課の課長が町長のところにその価格を持って行って、入札書に価格を書いていただくというような行為はあるわけなのですが、では漏れるというか、どういうことだかあれなのですが、責任というのは、だから具体的にどの部分なのかなと、ちょっと私としては不明な部分あるのですが。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） これはやっぱり大事なことですよね。前事件あって、解決していないわけです、町としての責任の所在というものが。多く、多くといえますか、町民の方にとっては責任があるのだろうという部分あるし、いや、そうでないと、今言ったように町長が、さっき杉山町長が言ったように、あくまでやっぱり最終的には町長の責任なのだからということになれば、副町長も、知っていたり何かしたら別ですよ、いろいろすれば。基本的にはあり得ない話なのでと私は思います。そうしたときに、私は責任の問題については、そこまでは悩むのではなくて、ある程度今後今これから進めていくわけですし、あってはならないことなので、それなのなのですが、担当者としてやっぱりその辺は曖昧なままですと、でもまだあれどうなのという感じにもなりますから、その辺はなかなか答えにくいのか分かりませんが、私は明確にこの場で答弁は必要ではないのかなというふうに思いますので、再度お伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） おっしゃったようなことにつきましては、当然副町長という立場でそれだけの責任というのは出てくるかと思えますけれども、ではどのような形でそれを明確にするかというと、今この場でこうですというところまでちょっと言い切ることができませんので、ただ入札制度検討委員会の中においても、具体的な役割分担という形になるかと思うのですが、それは明確にしていって、どこでも問題が生じないような体制をつくっていかねばならないとともに、こうい

う入札というものについては、私個人の意見を申し上げることはできませんけれども、ただ全てにおいて性善説でもって物事を考えてきておりますので、やはりそれに沿った形で責任の明確化というのはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 次に移ります。

職員の意識改革についてであります。当然町長まだ2か月足らずということですので、これからだと思いますが、今答弁にあったように本当に慣例にとらわれないという、公務員、役所です、よく役所の方は公僕とか倫理観とかという、つい我々は言いがちなのですが、あと今答弁の中では先進地の自治体のこれ役所の例えば県であったり、他市町村の役所であったりというふうに、そのことを捉えてよろしいのかどうか。あわせて、やっぱり民間交流も本会議の中では合併以降いろいろそういうことも、派遣もどうなのだろうと、民間のほうにもと、接遇対策のほうから入りまして、そういう話もありましたし、あとは他市町村の自治体との職員との交流なんて話もここの場で話をさせていただいた経緯がございます。その辺併せまして、民間交流を含めた町長の考え方を再度お伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

自治体と捉えるのかという、あと民間という話でありますけれども、先進地といういい施策を講じているところもう積極的にこれはやっぱり体験する、見るというのは大事だと思いますから、積極的に行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） それでは、職員の方も一生懸命やっていらっしゃるし、これから少しずつ職員と交流ということもありますけれども、基本的には町長もどういう方針でやられるか分かりませんが、私の個人的な考え方からすれば、もう少し、もう少しではないか、これからのスタートなので、職員の方々に寄り添いながら、本当であれば町長としては職員あつての町長なのか、町長あつての職員なのかとちょっと伺いたかったのですが、これは大変失礼な話なものですから、基本的に職員の方と汗をかきながら、やっぱり寄り添いながらということが町長に求めるというか、私はお願いしたいなというふうに思っておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

より職員に寄り添ってというお話でございます。当然町長一人では何もできないわけでありまして、職員の協力なくしては、これは前に進まないわけですから、しっかり会話を重ねて、寄り添いながら進めていきたいと思っております。まず、初登庁の訓示の中で、私職員に対しては、町の奉仕者である、こ

れを忘れず、これからの町政運営に当たってほしいという話をさせていただきました。こういったことを基本に、これからも職員としっかり会話を重ねながら、町政運営してまいりたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 私も議員させていただいて、町民の方からは意外と細かいというか、小さいところか、やっぱり町民の方にしてみるといろんなところが気がついたりしております。直接やっぱり町民の方が窓口行ったらなかなか対応し切れないという部分については、若干私のほうに来たりします。その都度お邪魔するのですけれども、本当にやってくださる方は1つのことを言っても3つやってくださる方いらっしゃいますし、職員の方です。若い方、若いというか、職員の方は大卒でも優秀な方がいっぱいいらっしゃるわけです。どうしてもやっぱり距離があるというのは、民間的な発想ですとか、どうしても町民の方、我々はもう少し民間的な発想だとか家庭的な、例えばコストの問題だとか、いろいろな効率の問題で話しするのですが、どうしてもそこのテーブルに着いてもらえない。でも、これいろんな方に話しすると、やっぱり仕方ないというのです。公務員の方は入ってもう大学、学校終わってすぐ入るわけですから、それさっきの研修なんかもそれ含めて研修されているかどうか分からないですけれども、そこが一番問題なので、入ってこられた方、若い方にはやっぱり上司は係長以上の方たちにその辺内部的にもう少し、今までもやってこられたということは報告は聞いていますが、まだまだ不十分ですよ、これは。そこはやれば、いつも言っているように、行政サービスとして町民の方はやっぱり役場の窓口行って、ああ、よかったといえば、本当にもうプラスアルファですよ、これは。行って、窓口対応が悪ければ、あと二度と役場に行きたくないみたいな話がされると、マイナスですよ、これ当然、くどいようですけれども。ぜひひとつここは町長のリーダーシップで、ある意味ではトップダウンでも必要な分もあるのでしょうし、さっきの話でいろいろ話をしながらということなのを連携しながらということなのですが、場合によってはやっぱり町長のリーダーシップ、トップダウンということも私は必要ではないのかなというふうに思いますが、その件についてお伺いをいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

先ほど申し上げたことに尽きるというふうに私は思っています。職員は町の奉仕者であるというのが基本でありますから、そういう思いを持って町民の方と接すれば、そういった様々な問題も出てこないのだろうというふうに思いますから、事あるごとに私自身からそういった対応について申し上げてまいりたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） これは、私も気がついた点はどんどんと指摘させていただきたいと思います。

次に、県議会の時代の18年の経験を生かしてということで先ほど答弁ありましたし、長年実績とし

て自信もおありで、今るるとお話ししましたので、これ以上のことは申しませんので、ぜひひとつ我々町のほうの管轄、県道ですとか、県の管理のものについて非常に苦戦というか、お願いするにしても町を経由して直接職員の方、県会議員の方というのをお話やっていて、予算があるので、なかなか進まないのは分かりながらも、もう少し具体的になぜできないのか、なぜどうなのかということも含めまして、今後やはりどうしても県のほうにお願いする、先ほど言った本郷大橋の問題だって橋の問題にしたって、あと阿賀川の大きい河川、これは国土交通省ですけれども、あそこだって雑木林で、もう林のようにになっているというのはもう年々ひどくなってくるわけです。これ通告にないのかもしれませんが、ただそういうものも含めて町としては県にお願いするしかないというふうなことなので、そういう意味では町長が先ほど自信満々におっしゃっていましたので、ぜひひとつ今後についてはより以上に町のいろんな環境整備のためには、ひとつお願いしたいというふうに思いますので、その件についてお伺いいたします。どうでしょう。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 県会議員当時も町民の皆様方から要望を受けたことに関しては、しっかりと今取り組んできたつもりでありますし、できること、できないこと、しっかり受けたものに対しては答えをするというのが基本姿勢だというふうに思います。今ほど県に対しては、しっかりと物申して、様々な実現に向けて努力してきましたけれども、今度は町長という立場の中でしっかりと県にも国にもお願いなり要望してまいりたいというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 最後であります。

3点目の環境整備の3点目、高田中学校北側の桜の木の伐採についてお伺いをいたします。通告をしておきました。そして、今、回答を見ますと、農作業の支障ということなのですが、これは進入路の路上に桜の枝が伸びていたということなのですが、これ実際は当初からこのような問題だったのでしょうか。私が伺っていたのは、木はちょっと私も何年だか分かりません。50年近くはたっているのかなというふうに思うのですが、老木というか、危険なので、伐採をするというふうなのが最初の第一歩だったわけなのですが、その辺についてのことは間違いはないのでしょうか、この件について。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 今回桜の木の伐採ということでございますが、その原因としましては隣接します農地の、これは水田でございますが、耕作者から、進入することができないのでというようなことで対処したというのが一つの原因でございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 現地は確認されたのですか。どうしてもその木が切らないと進入路が確保できなかったのかというのは、それは現地確認されたのでしょうか、どうなのでしょう。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 現地と申しますと、当時要望がありましたのが冬期間でございました。確かに冬期間の中であっても、現地は各職員担当が確認をしております。確かに進入部分について、非常に、その当時は葉っぱはございませんが、難儀するだろうということは確認しております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 細かいことをいろいろ言いたくないにしても、つい言いたくなってしまう。6本切っておりますけれども、もし進入路だけだったら、6本切る必要ないわけです、普通に考えれば。当初は、枝が田んぼのほうに日陰になるので、あの枝を伐採してほしいという話もございましたが、でもそれすらそんなに耕作地に枝もかかるような、今は切っておりますけれども、当時の写真見たりいろいろ関係者に聞けば、そこまで必要ない、もし万が一あっても枝の、かわいそうですけれども、桜の木の枝の部分だけを切るような形で、何でいきなり切ってしまうのだと、本当に素朴な疑問なのです。片方はやっぱり自然環境、ずっときれいに皆さん花見をしたりいろいろしてきたときに、いとも簡単に、いとも簡単に言い方悪いかもしれませんが、これって本当に耕作者も去年、おとしあたりからなのでしょうが、その四、五年前まで作っていた耕作者なんかからは全然そういう要望とか苦情はないわけです。実際今回新しく求められた方がそういう話をしたということになると、不自然な部分が物すごくございまして、そういうものも含めて再検証したのかどうか伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、再度ご説明いたします。

まず、ここの桜の木が植栽されている場所でございますが、もともとは国の土地でございました。それが平成多分十二、三年ぐらいだと思うのですけれども、法定外公共物ということで旧会津高田町が国から譲与したものでございます。現在の底地の管理者は町となっております。まず、そこが1点でございます。しからば、その桜の木は誰が植えて、誰が管理しているのかということで調査しましたが、町としてはやっていないと、管理していないということで、その桜の木の管理者がまず不明でございました。まずそこが2点目でございます。それで、結果的に底地を今町のほうで管理しているということで、底地の管理者という立場で木を伐採させていただいたということでございます。ただ、やはり町長答弁にもありましたが、そういった桜の木を、確かに一部老朽化しているところはございました。それを地域、さらには地元の説明もなしにいきなり切ってしまったということは反省しております。ただ、耕作者のほうから実はそういった要望がありまして、去年はそれで稲作ができなかったというお話もお聞きしまして、それでは早急に対応しようというふうなことで、結果的には6本、いわゆる桜の木を管理しているところも実際分からない、土地は町だということも含めまして、伐採をしたという経緯でございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 両方の話聞かないとまずいと思いますが、まず桜の木を切るにしても、3

月の末の、これ予算の関係で切ったと思うのですが、桜は4月に桜が咲くわけです、実質的には、4月の。そういう時期に、最低限私は枝を切るべきだと思うし、そうでなければ耕作者の方に補償金払ってでも、例えば全体の面積の1割なのだから2割だから分かりませんが、2番目については補償金を払うか何かで、これは理解してもらえるかどうか分かりませんが、いきなり切るということではなくて、それぞれやっぱり努力をして、最終的ににっちもさっちもいかないときには、その手段というのは認めますけれども、全然私からすればそういう経過もなく、一方的な話の中で地権者なりの話を一方的に聞いている自体が、私はもう少し役所の人間としては公共性があるのであればなおのこと、全体的なものを含めながら判断するというのは絶対的なものですよ、これは。だから、その辺はやはりおわびするということなのですが、これどなたにおわびするのだから私分かりませんが、これからコロナで今は散歩にも出ていないいろんな人がいるので、今後あの状況を見たときには誰が見ても、どうしてという感じになります。くどいようですけれども、進入路がなかったといたら、根っこから全部取りまして、きれいにしてやるとか、くどいようですけれども、最低限の中で協力を地権者の方をお願いするというのが筋ではないですか、これは。そういう行政というのが私は非常にこれに限らずいろんなことで、それに近いものだとはいっぱいあります、実質的には。だから、これはあえて言わせてもらえば、もう少し慎重に、どなたが最終的な判断されたか分かりませんが、こういうことはやっぱり二度とあってはまずいです。これで終わりますけれども、最終的に答弁をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、繰り返しの答弁になると思いますが、今回の桜の木の伐採につきましては、地域の方への説明なしで町が対処したということは、確かに問題があると認識しております。時期でございますが、これから桜が花が咲いてというようなお話がございました。農作業につきましてはそれ以前からやりますので、やはり町としましては3月なり農作業入る時期前に対処したというようなことでございます。ただ、何回も申し上げますが、地域の方に説明なしに対応したということは非常に反省しております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 実質的に地域の方に説明しても、進め方として、今のような考え方ではやっぱり町内の方も納得しないと思いますので、それは。最終的に、町長、実際まだよくうまく説明できないので申し訳ないのですけれども、この件について、ちょっとやり取りの中でいろんな案件が実際出てきます、職員の方の対応というものが。これは両方の話聞かないと分かりません。でも、まだまだやっぱり役所側としては配慮が足りないというのが私はこれ120%自信を持って言えますので、それについては今のやり取りの中で、町長の最終的なお考え、お考えというか、今どのように聞いたのか、ちょっと意見を求めたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

この件に関しては、課長からも説明をいただきました。私も実際携わっておりませんので、分からないところはありますけれども、町としてもちょっと切るに当たっての説明、少なかったのかなという感じはいたしております。答弁の中でも申し上げておりますけれども、今後はこういうことのないようにしっかり対応していきたいというふうに思っております。そういうふうに感じました。

○13番（山内須加美君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（谷澤久孝君） これで山内須加美君の質問は終わりました。

ここで11時50分まで休憩します。

休 憩 （午前11時38分）

再 開 （午前11時50分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第3号、3番、小島裕子さん。

〔3番（小島裕子君）登壇〕

○3番（小島裕子君） 通告に従い、質問させていただきます。

マイナンバーカード申請の支援について。2019年末から世界を恐怖の渦中に引きずり込んだ新型コロナウイルス感染症救済措置として給付金が支給されましたが、申請後数日で給付金が手元に届いた国や数か月にも及んだ国もありました。我が国でもマイナンバー制度が整っていれば、差し伸べた救済の手がすぐに必要な人に届けられたとの声がある一方で、個人情報保護の声もあり、カード申請に消極的な方もおります。中にはカード申請はしたくても、一歩踏み出せずにいる方もおります。様々な思いを持つ中であって、カードの利便性、必要性はますます広がっていきます。交付率を向上させるためにも申請の支援をぜひ行うべきと考え、2点につき見解を伺います。

①、庁舎及び各地域の生涯学習センター、集会所等に担当職員が出向き、タブレット端末マイナ・アシストで顔写真を無料撮影し、手続をサポートする。その後カードを申請者へ郵送すること。

②、企業や学校等でカード交付申請書を取りまとめ、一括申請できることから、本人確認を行い、申請、受付し、その後カードを申請者へ郵送すること。

次に、高齢者のスマートフォン講習について。総務省は、今年6月から高齢者を対象にスマートフォンでインターネットの閲覧などの基本操作や行政手続などを教える無料の講習会を全国約1,800か所のスマホ販売店や公民館で開催しました。2022年度以降は、約5,000か所に開催場所を増やしていくとしています。国における年代別スマホ利用状況は、40代以下は9割以上、60代は8割、70代は7割に及んでいます。本町でも70代でパソコンやスマホを使いこなし、趣味や友人関係を広げ、心豊かに過ごされている方がいる一方で、高齢者のみの世帯になると電話をかけることもおっくうになる方も一人、二人ではありません。小さなスマホには想像をはるかに超え、無限に広がる世界が閉じ込め

られています。美里町において思いもよらなかった高齢生活を過ごしていただくために、早期の講習会実施に取り組むことが大切と考えますが、見解を伺います。

3つ目の質問です。防災備蓄品の利用について。防災備蓄品の大人用、乳幼児紙おむつ、生理用品について、保存期限の中での利用方法について伺います。特にコロナ禍において、女性の生理用品を買うことができない生理の貧困が発展途上国のみならず、格差が広がっている先進国においても問題になっています。日本では、国内の任意団体が高校生以上の生徒、学生を対象に実施したアンケート調査によると、5人に1人が経済的な理由で生理用品を買うのに苦労したことがあると答えています。また、コロナ禍によらず、家庭的な事情により生理用品を買ってもらえない子供たちがいるとの指摘もあります。この貧困解消のため、諸外国では全国の小中高校で生理用品が無償で提供されています。本町としても、さきに挙げた防災備蓄品を無償提供するべきと考え、3点について見解を伺います。

①、小中学校の女子トイレに生理用品を備えること。

②、庁舎、保健センター、子育て支援センター等の女子トイレに生理用品を、併せて乳幼児紙おむつを備えること。

③、大人用紙おむつ等を有効活用すること。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） お諮りします。

間もなく昼食の時間になりますが、町長答弁終了まで延刻したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） それでは、町長答弁終了まで延刻いたします。

町長、答弁、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 3番、小島議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、マイナンバーカード申請の支援についてであります。1点目のマイナ・アシストによる手続サポート等につきましては、マイナンバーカードの申請がよく分からない方や顔写真の撮影が難しいという方にとって、カードの取得促進につながるものと思われますので、有効性も含め、今後調査、検討してまいります。なお、窓口において職員が顔写真を撮影し、オンラインでの申請を支援することは通常のタブレット端末でもできることから、今後導入を図り、窓口でのサービスを充実させる等、できることから取り組んでまいります。

2点目の企業や学校等での一括申請につきましては、日中仕事のため窓口に来庁できない方にとって大変有効な取組であると考えております。実施に当たっては事前に企業等と打合せをし、あらかじめ申請者のリストを提出いただき、申請の場所を確保していただくなど企業の負担が大きいため、まずは企業の理解を得ることが必要と思われます。また、現在のコロナ禍の現状を注視しながら、慎重

に対応してまいりたいと考えております。なお、町では開庁時にマイナンバーカードの受け取りができない方のために、平日の時間外交付を月1回、休日交付を月2回行っているところであります。令和4年度までにはほとんどの住民がマイナンバーカードを所持していることを目指す国の方針に基づき、申請者の利便性向上とさらなる取得促進を図ってまいります。

次の高齢者のスマートフォン講習についてであります。今後スマートフォンなどを活用した行政手続が増加してくると予想されます。そのような状況の中、今年度より総務省はデジタル格差の解消のため、携帯ショップなどで無料講習会を実施する予定となっております。今のところ今年度中に町内で無料講習会の予定はありませんが、令和4年度には携帯ショップがない市町村でも無料講習会を開催する計画となっております。町としても関係機関との調整の上、開催に向けた検討を進めていきたいと考えております。

次の防災備蓄品の利用についてであります。現在町では災害時備蓄品として食料や飲料水、生活必需品、避難所資機材などを備蓄計画に基づき備えております。その中で、生理用品は約2,700回分、乳幼児用紙おむつは約500回分、大人用紙おむつは約200回分を備蓄しております。生理用品や紙おむつなどの使用期限につきましては、製造元のホームページを確認すると5年程度となっており、定期的な入替えが必要となります。その際には廃棄処分するのではなく、必要とされる学校や高齢者施設などに無償で提供し、有効活用を図ってまいります。

○議長（谷澤久孝君） ここで午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時59分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） それでは、再質問に移らせていただきます。

今回マイナ・アシストを紹介させていただいたのですけれども、通常のタブレット端末でもこういった申請はできるということでは、全国的に優先的に取り組んでいる自治体もあるということは分かっていますが、そういった方々の声の中にもちょっと複雑だというか、どうしても手間がかかってしまう、そういったときにどうしてマイナ・アシストという、そういう端末ができたかという、今現状国からマイナンバーカードの交付を進めたいということで取り組んではいるのですけれども、我が町もそうだと思うのですけれども、なかなか交付率が上がっていないところが本当にそれに特化したタブレット端末を国のほうで準備しているということがやっぱり一つの大きな交付を進める上で本当に重要な点になると思うのです。美里町としてはどのくらいの交付率かということもちょっとお聞きしたいのですけれども、通常のタブレット端末を使った場合と、あとマイナ・アシストを使った場合、職員の方の軽減ということも、作業の効率もそうですけれども、負担軽減ということもや

っぱり大切な取組ではないかなと思うのです。どうしてもやっぱり駆け込み需要ではないですけども、今これから2024年の間に国としては交付を終わらせたいという計画で取り組んでいますので、それに対して町のほうでどういった計画を立てているのか、交付率も併せてちょっとお伺いしたいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） それでは、3番、小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずは交付率でございますが、6月1日現在で申し上げますと21.21%でございます。それから、あと全国的な平均でいきますと、大体約24%前後だということになっております。最近の報道によりますと、交付率全国で今30%というような、近くまで来ているということになってございます。

それから、あとマイナ・アシストの利点、こちらについては先ほど町長のほうの答弁でもございましたように通常のタブレットでも使用可能だということなのですが、大きな違いといたしますのは、そのタブレットを、マイナ・アシストを使うことによって写真もその場で撮れる、それから申請書もその場で出せるということが時間短縮になり、申請者の利便性の向上、そして事務を行っている職員の手間も省けるというようなところがうたい文句になっているかというふうに思っております。現状マイナ・アシストを使った場合にですと、業者のほうでは、通常15分程度で申請が終わるのを約3分の1に軽減できるというふうにうたっております。現状では申請の際にはいろんな確認事項ですとか、そういったものがございまして、実際には早くても10分程度が最低でもかかるのではないかとこのように考えております。

それから、あと町の今後の計画についてでございますけれども、先ほど議員のほうからお話がありましたように、マイナンバーカードにはこれから健康保険証、それからあと運転免許証のほう、こちらのほうの併用ということで話はされているかと思っておりますけれども、現状国民の皆様、町民の方も含めてでございますが、まず個人情報の保護、それからセキュリティーの問題、こちらのほうがまず国民の方々、それから町民の方もそうですけれども、その辺の不安が拭い去れないというような現状がございまして、なかなか申請に至らないと、躊躇するというようなところが当然あるかと思えます。現状、実際にマイナンバーを取得したら何に使えるのだというのがはっきりと言って皆さんに見えてこないというところがございまして、なかなか申請には至らないというのが原因なのかなというふうに思っております。町としましては、いずれ令和4年度、実際には令和5年3月末には国民全員が所持しているということを目標に国はしておりますので、残りあと2年を切っておりますので、町としては町民の方々、最終的にはこのカードがいろんなことに使えるということも当然原点にありますので、まずは現在は使用できなかったとしても、いずれいろんなものに使えるということでございますので、できるだけ早く町民の方に取得をしていただくような形で広報活動並びに先ほどご提案があったような出張での申請受付等も進めていきたいと、それには事前準備ということで職員の配置ですとか、そういったことも含めて、機械等も含めて準備をしていきたいというふうに思っております。

す。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） セキュリティー面もやっぱり不安があるということですね。あと保険証と運転免許証以外まだまだちょっと利用状況は見えてこないという答弁でしたけれども、今のところ保険証にマイナンバーカードがひもづけになった場合の日常的な保険証の利用に関して、どういうふうに利用者が実際にどういう利用状況が変わるのかというところをちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 保険証となった場合、どのような形で利用できるかということなのですが、実際には県内で導入がされているところは1か所ございます。昨年の2月だったかと思うのですが、昨年というか、今年の2月だったですか、公立岩瀬病院、須賀川市ですね、こちらのほうでプレ運用ということで、県内では1か所のみ運用されてございます。内容的にはどのような形でつくられるかというのですけれども、医療機関もしくは薬局などでマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになるということなので、実際患者の情報のやり取りということが瞬時にマイナンバーカードをかざすことによって取得できるというふうな形で利用できるという形になっております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） まだ県内で1か所というのは、私としても今聞いて、20%、30%の交付率から考えると、まだ県内でもそういう状況なのかなというふうに今ちょっと改めて感じたところですが、やっぱりまだまだマイナンバーカードが保険証にひもづけになることでどういった、私たちが日頃病院に行って、受付をして、薬局で薬をもらうまでの間とか、あと申請に対してもどういう利便性があるのかというところも具体的に分らなかったものですから、ちょっと調べてみたら、結構日常的にすごく便利になるなということが分かったのですけれども、一応マイナンバーカードとリーダーで本人の顔承認をすることで受付がもう済んでしまって、月1回保険証を提示して、確認してもらうという作業がなくなるのです。あとは特定健診情報、毎年毎年行っている特定健診の情報が5年間そのカードにずっと保存されまして、自分の健康状態がいつでも確認できるのみならず、やっぱり医療機関でもそういった情報がすぐに取り出せるということがあって、なかなか自分の健康状態とか今飲んでいる薬がどういう薬だということをほかの病院に行ったときに分かりやすく説明するということはできないのですけれども、マイナンバーカードに保険証がひもづけになっていると、もうそれはすぐにその場で、診察を受けている場で分かってしまうということで、認知症になっている方のみならず、若い方でもそういった特典が、特典というか、本当に利便性を感じることができるということです。あと確定申告時に自動で医療費通知情報がもう入ってしまうということで、一々自分で医療控除の打ち込みとか何かがしなくても済んでしまうという、あと就職したときに、就職というか、

転職、あと引っ越しをしても健康保険証としてすぐ使えるので、改めてそういった申請とか何かがする必要がなく、マイナンバーカード一つあればかなり利便性が本当に拡大するなというふうに思ってきたのです。あと、セキュリティーに関しても、どこか一つのところから全部中に入っている情報が漏れてしまうということはないように国のほうでも考えているということもあって、セキュリティー面も万全というふうに国のほうではうたっているのです。だから、そういった具体的なこういうふうな便利なこともあるのですよというのを、やっぱり町のほうでも町民の方にもうちょっと分かりやすく教えていただくことで安心して、交付申請に町民の方が前向きに取り組んでいくのではないかなというふうに思っています。そういったときに、本当にもう2年を切っているときに、果たしてこれだけ、80%の方がまだ交付していないのです。そういった方の手続きが終わるのかなということをやっと私としては危惧しているのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） まだ未取得な方についてどう考えているかということなのですが、町としましては残り2年を切っている状態ということもございます。それから、実際には最終的にはこのカードがなければ、恐らくなのですが、国民の方皆さんそうなのですけれども、利用頻度が相当上がってくると、これがなければいろんなことに対してできなくなるというような形の社会がもうここ数年来起きてくるだろうと、その動きとしてはデジタル庁が9月から設置されますので、こちらが恐らく誘導的に進めていくのだろうというふうに思われますので、町としましては残り1万5,000人近くの方が実際取得していないということなので、単純計算でいきますと、残り22か月ですか、の間に、単純計算で割り返していきますと月平均で大体800近くの申請がなければ、最終的には令和5年3月31日現在で全員取得というわけにはいきませんので、そういった数からも考えますと、1日当たり大体40件という形の申請になりますので、それに対応した形で申請受付なり交付なりを行っていかねばいけないというふうに考えておりますので、そういった数字を皆さんが分かって、なおかつマイナンバーカードを取得する必要があるよということの認識をしていただくためにも、できるだけ申請には混み合わないような形で前もって前倒しをしながら、早めに申請ができますように体制準備を整えていきたいと、現在としましてはできる限り早い段階で補正等を組んで対応していきたいなど。それから、人的な配置等を、こちらでも検討しながら、できるだけ早く混み合わない形で申請ができるように、それからあと広報活動も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 職員の方もこれからちょっと月800という数字はどういうふうに捉えていらっしゃるかわかりませんが、町民の方も職員の方も本当にパニックにならないように、早め早めで行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に移ります。高齢者のスマートフォン講習についてですけれども、これも国のほうの取組で始まったというところではありますけれども、やっぱり町としてもどういう状況と捉えているのか、現状

を。スマートフォン、ほとんどの方が持っていらっしゃると思うのですが、町のほうでつかんでいる状況をちょっと教えていただきたいのですが、スマートフォン利用されている方。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 町でつかんでいる情報ということで、高齢者に対してどのような状況と、特につかんでいるものはございませんが、現在先ほどマイナンバーカードの話が出ましたが、マイナポイントの申請を介して町のほうが職員が申請に対してサポート、そういった業務は行っておりますので、結構その方が1日で数名程度いらっしゃる場合がありますので、やはりなかなか操作に関しては1人でできるような状態ではないのかなとは思っております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 私もスマホを持って1年くらいなのですが、最初はもう見るのも触るのも怖いという部分もちょっとあった部分あって、使い慣れていけばさほどのものではないということが実際に手に取って使ってみないと利便性というのは本当に分からない部分で、ただ若い方は日中もう仕事していて、自分は誰に教わったらいいのというところで、本当に持ってはいるのだけれども、電話かけることができないという方が町内でやっぱりいらっしゃるのです。その方のお話を伺いますと、私も初心者でなかなか教えてあげるところまでできないしというところで、すごく悔しい思いをしながら、ちょっと本当に悲しい思いをしながらということがあります。そういった方が町内にいらっしゃるということを分かっていらっしゃるのではないかなと思うのですが、そういった方の生の声をやっぱり大切にさせていただいて、本当にそういった方が電話もかけるのがもうできないものを、日常かかってくるのを待っているだけの電話なので、救急車を呼びたいといっても呼べない状況にあるわけです。だから、自分たちが不自由なく使っているスマートフォンなのですが、高齢化率の高い美里町ですから、本当にこういったところはもうちょっと真摯に町のほうで考えていただいて、もう電話はすぐできるし、ちょっとしたメールはできるしとか、いろんな申請とか何かは庁舎に来れば手続はいろいろ教えていただけるわけですから、本当に基本の基本といいますか、そういった通信だけはできるという状況を早めに町民の方にやって、できるようにしていただきたいというふうに思うのです。だから、町としては計画としていつぐらいまでに町民の方がスマホアレルギーがなくなるような取組をされるのか、もしそういった考えがあれば、ちょっと伺いたいのなのですが。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、具体的にいつまでという具体的な数字は現在ございません。ただ、そういったスマホにかかわらず、ICT関係のやはりそういった講習会なり支援は必要かとは思っております。ただ、先ほどありました例えば電話がかけられないとか、そういった状況なので、まずはご本人様がどういった目的でスマホを持っていらっしゃるのか、それによって研修だったり、これからサポートなり研修なり講習会を開くにしても、いろんな目的で持っていらっしゃる場合があ

と思います。なので、やはりその辺を整理しながら、何の目的で町は研修会なりそういったサポートをするのか等も含めて、持っている方は皆さん目的、違いもいろいろあると思います。なので、その辺をさらに、あともう一つ課題となりますのは、いろんなメーカーございます。メーカーによって使い方も変わります。さらには、機種の多様性もいろんな機種がありますので、なかなか一概に町が一元的にサポートをしながら、さらには講習会というのは難しいと思いますが、先ほど言った例えば基本的な電話のかけ方、さらにはメール、さらには最近で言いますとラインとか、あとは写真の撮影とか、そういった基本的な話、保守、そういったものはできるのかなと思っております。それとあわせて、先ほどマイナンバーでもありましたが、行政の支援関係も組み合わせて支援できればなと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 自分の責任でスマートフォンに変えたという方が全員だと思うのです。ただ、今まで使っていたガラケーと言われる携帯電話ですけれども、それももう使用期限がなくなっている部分もありますし、メーカーによっては。まだ使えるメーカーもありますが、やはり本当にもうそれがなくなってしまうわけです。ただ、家電があるではないかということになってはくるでしょうけれども、やはりこういったものが自分の意思に反して持たざるを得ないというふうになっている状況もあると思うのです。その辺をちょっと実態調査といいますか、町のほうでアンケートなりを取っていただくとかして、こういった講習会がスムーズに受け入れていただけるように、またそういった講習会のときに、町のほうで進めています、ノパメールをやっぱり職員の方が使えるようにしてあげるとか、今ラインも町のほうで始めましたけれども、そういったものも使えるような形に取り組んでいただけると、またいいのではないかなというふうに思うのです。防災放送といっても、歩いてみますと本当に町内聞こえないという方が結構やっぱりまだまだいらっしゃいます。町のほうでノパメールを登録してやっていただくのが本当にいいですよということでアピールしていますので、ノパメールのほうを進めるのであれば、やっぱり町のほうでそういったところもちょっと一緒に支援をしていただきたいと思います。考えちょっと一言お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ご提案ということで、今、町でも先日ホームページのほうからラインのサービスも始めております。さらにはノパメールもあります。ですから、そういった講習会なり研修会を開く際にはそちらのほうの行政サービス、こういうのも使えるのだよと、そういうのも含めてノパメールの推進、さらにはラインも今活用しています。そういった広報も周知しながら、有効的に活用しながら、研修等に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） ぜひ本当に電話もかけられないという寂しい声がなくなるように、取組のほうをよろしくお願いします。

3つ目になります。防災備蓄品の利用についてですけれども、結構数としては生理用品は約2,700回分、乳幼児用紙おむつは500回分という、あとは大人用紙おむつは200回分ということで備蓄をしているということで、まだまだ生理用品を備蓄していないという自治体があるということも伺っていましたので、美里町は備蓄していただいているということは本当にありがたいという言葉が当然だということか、そこら辺がちょっと今このときに微妙な部分ではあるかなと思うのですけれども、本当に生理用品の備蓄というか、ここでも質問の中で述べさせていただきましたけれども、生理の貧困が発展途上国のみならず、格差が広がっている先進国においても問題になっている。これはやっぱり日本でも本当に問題になっているので、今年に入ってからいきなりのように生理の貧困ということがマスコミ等で、また新聞でも出てくる言葉ではありますけれども、ただ潜在的というか、本当に生理の貧困はあったのです。ただ、あったのだけれども、やっぱり表に出せない問題といたしますか、部分で、本当に困っていらっしゃる方はいらっしゃった。ただ、単にコロナ禍によってそういった方々がすごく、いろんな仕事がないとかということで経済的に本当に困窮している方が生理の貧困を訴えざるを得なくなってしまったという、今までは個人の責任ではあったけれども、個人の責任では済まない状況が世界中に広まったということで、世界共通の認識として生理の貧困をやっぱりどうしても解決していかなくてはいけないという取組が日本でも始まりまして、東京都内全都立小中高では9月から生理用品、各トイレに置くように決まったのです。今まで生理用品をトイレにとか、そういったことというのはなかなか表に出して言うことではないような、ずっと今までの時代を私たちも生きてきました。同年代の方とかいろんな年代の方に話を伺いましたら、話をしていくうちに、ああ、そうだったよね、あの頃ってすごく大変だったのだよねと、生理用品を学校なりいろんなところに出かけていくときにやっぱり持ち運ぶ、ましてそういったものいつ始まるか分からないというところもあって、なかなか難しいと。そんなこともあって、まずこの生理の貧困の解決に対して備蓄品を各小中のトイレに、また庁舎等に①、②のところで置けないかというところで提案をさせていただいたのですけれども、毎日のことになりますと本当に備蓄品だけでは間に合うものではありませんので、その辺に対して町の考えをちょっと伺いたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、備蓄品に対してということですので、確かに今生理用品、現在約2,700回分ございます。ただ、これもおおむね大体5年間の期間ということでございますので、例えばこれを5分の1、毎年処分ではないのですけれども、そういった利用できるのはおよそ大体500回分強というくらいですので、ですから今ご提案となった学校等に常時置いておく数にはちょっと数字的にはどうなのかなということで、備蓄品をそういった学校なり施設に置くのは非常にいいことだとは思います。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） そこで、学校には今保健室に実際置いてはあります。ただ、ちょっと何校

か伺った中でやっぱり保健室に置いてあるので、何人かの方は保健室にいらっしゃいますと、下さいということで来られるそうなのです。ただ、やっぱりそういったことで本当に先生にもこういったことを、今生理になりましたので生理用品下さいということを実際に子供さんが言えるかなと、平気で。私たちの年代になると、ある程度もうどっちか選ばなくてはいけないということで、それでも平気ではないのです、本当に。だから、そういったところでいろんな取組、備蓄品からというスタートで生理用品、まして子供の紙おむつも、若いお母さんも、大人用の紙おむつ券はあるのだけれども、子供用の紙おむつ券って町でないのだよねという声もやっぱり伺っています。本当に子供の紙おむつというのは各個人個人の家で準備して当たり前だろうという、その当たり前感覚というのは時代とともに変わっていくものだとやっぱり思うのです。そういったときに備蓄品をただ単に眠らせておくのではなく、非常事態ではなくても、それがどこにでもあると、備蓄してある場所を変えるだけという感覚にも一つ取り入れていただきながら、①、②に対しての取組のスタートとして防災備蓄品からスタートして、足りない部分に関して町のほうでどういったふうに取り組んでもらえるのかということをやっと伺いたいのですけれども。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご提案だと思うのですけれども、備蓄品に対しては先ほど答弁したように有効な利活用を考えております。ただ、例えばそれが不足した場合について、常時の配置ということでございますので、それは少し内部でも検討させていただきたいと思います。備蓄品に限っては有効に使いたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 有効といいますと、では具体的にちょっとどういった形、現状として。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 生理用品でございますので、まずは学校なり子育て、そちらのほうに優先的には提供したいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 前回、聞き取りの段階でそういった内容のこともお話ししたのですけれども、具体的にまだ検討段階ということですので、この辺に関してまた質問なりさせていただきますので、検討のほうは進めていただいて、生理の貧困という状態が本当に少なかったとしても、一人、二人だったとしても、そういったことは世界的な取組になっていますので、美里町もやっぱり先進的に取り組んでいただくようにしていただきたいと思いますので、防災備蓄品の利用というところから多少はもう範囲は広がりますけれども、防災備蓄品に関しては、そういったところで学校なりに提供していただくということで、使いやすいようにいろいろ考えていただいて、取り入れていただきたいと思います。

あと、乳幼児の紙おむつに関しては……

〔何事か言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質問を分かりやすくお願いします。趣旨も。

○3番（小島裕子君） では、乳幼児の紙おむつなのですけれども、これは私の中では庁舎、保健センターとか子育て支援センター等というふうに提案はさせていただいたのですけれども、そういった形で利用はしていただけるのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、乳幼児用の紙おむつでございますが、ご提案あったように例えば子育て支援センター、さらにはこども園等に、まずはそちらのほうを優先的に、現在500回分ございますので、毎年ある程度、5年間でいいますと約100回分ではございますが、そういった形でまずは子育ての施設のほうに重点的に配置をしたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） よろしくをお願いします。ただ、5年間の中でちょっとやっぱり機能を果たせなくなってしまうとか、3年以上たつとおむつだったり生理用品の機能がちょっと損なわれるというところもありますので、若干その辺のところも検討していただいて、利用のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） これで小島裕子さんの質問は終わりました。

ここで1時45分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時33分）

再 開 （午後 1時45分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第4号、1番、野中寿勝君。

〔1番（野中寿勝君）登壇〕

○1番（野中寿勝君） それでは、通告に従い、3問質問いたします。

1問目は、人口減少対策について。第2期総合戦略が令和2年度からスタートしたが、特に人口減少対策における令和2年度の成果、課題及び令和3年度を含む今後の施策等について見解を伺う。

1点目、令和元年度との比較において、令和2年度の人口動態の数値等を伺う。

1つ目が出生者数、死亡者数及び自然増減数。

2つ目が転入者数、転出者数及び社会増減数。

3つ目が上記の自然増減数及び社会増減数について、どのように分析しているのか。

2点目、総合戦略における4つの基本目標に対する成果、課題及び今後の優先すべき施策及び事務事業は何か。

3 点目、特に人口減少対策における優先すべき事務事業とその具体的な方策は何か。

2 問目、本郷庁舎の利活用について。本郷庁舎の利活用については、地域コミュニティ形成の中心拠点とすべく、支所機能と福祉センターの一部機能を備えた生涯学習センターとして再整備し、令和 5 年度からの運営開始を目指しており、移転整備計画を策定中であり、今後地域住民の皆様からご意見をいただきながら策定を進めてまいりますと令和 2 年12月会議で答弁されています。そこで、その後の進捗と併せて、利活用について再度見解を伺います。

1 点目、地域住民の皆様からの意見はいただいたのか。

2 点目、現時点での移転整備に向けた基本構想案はできているのか。できていれば、その内容を示せ。

3 問目、予防接種について。64歳以下の新型コロナワクチン接種のスケジュールが不透明な状況にあり、特に秋から冬にかけて流行する季節性インフルエンザは発熱等の症状が新型コロナと類似しているため、新型コロナワクチン接種が済んでいない町民の方々にあっては、症状が続く場合今まで以上に大きな不安を抱くのではないかと考えます。そこで、次のことについて伺う。

1 点目、インフルエンザ予防接種の実績について。令和元年度と令和 2 年度の高齢者接種数。令和 2 年度の妊婦接種数。令和 2 年度の高校生以下接種人数。

2 点目が町民の方々の不安と経済的負担の軽減を図るため、前年度と同様に妊婦及び高校生以下のインフルエンザ予防接種を無料とし、高齢者については自己負担額を1,000円以下とすべきと考えるが、見解を伺う。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 1 番、野中議員の一般質問にお答えいたします。

なお、本郷庁舎の利活用の 1 点目、地域住民の皆様からのご意見につきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、人口減少対策についてであります。1 点目の令和 2 年度人口動態数値等の令和元年度との比較分析につきましては、令和 2 年度の出生者数は前年度95人に対し、24人減少し、71人。死亡者数は前年度379人に対し、33人減少し、346人。自然増減数は前年度マイナス284人に対し、マイナス275人となっています。また、転入者数は前年度416人に対し、33人減少し、383人。転出者数は、前年度482人に対し、52人増加し、534人。社会増減数は、前年度マイナス66人に対し、マイナス151人となっています。自然増減数の分析ですが、全国的に見ても昨年度の出生者数は過去最低となっております。少子化、晩婚化や未婚化の進展やコロナ禍での出産や子育てへの不安から妊娠を控える傾向が影響したものと考えております。一方、社会増減数ですが、要因の分析は非常に困難であり、今後時間をかけて行いたいと思います。コロナ禍での婚姻数の減少や17歳未満の児童が大きく減少しており、家庭の

事情によるものと捉えていますが、老人施設への転入も減少しており、このようなことが影響しているものと思われます。

2点目の基本目標に対する成果等につきましては、令和2年度の成果と課題の整理は今後行政評価において成果検証を行い、人口減少対策有識者会議の意見を踏まえ、経営戦略会議において課題等を整理してまいりますので、ご理解願います。令和3年度の優先すべき施策及び事務事業につきましては、3月にお配りした第3次総合計画実施計画に位置づけている内容であり、基本目標1、儲かる地域をつくるとともに安定した雇用の創出においては、産業の生産性向上による成長力と強化と雇用の創出を目的とした産業活性化支援事業と豊かな森林づくり事業であります。基本目標2、本町と多様に関わる人を増やし、新しい人の流れをつくるにおいては、地域おこし協力隊を活用し、地域の活性化を目指す地域活力創出事業であります。基本目標3、結婚、出産、子育ての希望をかなえるにおいては、会津美里町ネウボラの充実、強化による子育て総合支援事業であります。基本目標4、質の高い、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくるにおいては、安全で住みよい暮らしの実現を目的とした自助、共助の防災体制推進事業であります。

3点目の人口減少対策における優先すべき事務事業とその具体的な方策につきましては、今ほど申し上げました重点プロジェクト事業に取り組み、中間評価等による成果を見せ、今後の事業を立案し、経営戦略会議を通して磨き上げをかけて、次年度以降の事業の構築につなげてまいりたいと考えています。昨今のコロナ禍において、人々の生活や価値観の変化、オンラインやテレワークをはじめ、社会の変革が生まれました。これらの変化に対応すべく、今年度、未来技術ニーズ調査事業としてテレワークやサテライトオフィス等のニーズ調査を実施してまいります。

次の本郷庁舎の利活用についてであります。2点目の移転整備に向けた基本構想案につきましては、昨年度策定いたしました個別施設計画において、本郷庁舎を役場支所のほか生涯学習センターや老人福祉センターの機能を併せ持った施設とする旨位置づけております。現在、関係する各課において課題等を整理し、随時情報共有を図りながら、未活用基本計画の作成を進めているところです。

次の予防接種についてであります。1点目のインフルエンザ予防接種の実績につきましては、令和元年度の高齢者接種人数は4,767人、令和2年度は5,788人でありました。妊婦の接種人数は33人で、高校生以下は2回接種した方を含め、延べ2,573人でありました。

2点目のインフルエンザ予防接種の無料化と自己負担額の低減につきましては、昨シーズンの県内におけるインフルエンザ感染状況は、マスクの着用や手指消毒といった新型コロナウイルス感染予防対策等の効果により、今までにない低い数値で推移したところであります。全国的に見ましても、インフルエンザの感染状況は例年よりもかなり低い状態であったものと認識しております。また、本町におけるインフルエンザ予防接種支援は、近隣自治体と同程度まで拡充を図っております。現在、町内の医療機関においては新型コロナウイルスワクチン接種に全力で取り組んでいただいております。通常診療の維持も含め、相当な負担をお願いしているところでもあります。特に今シーズンは、町民の新型

コロナウイルスワクチン接種率の向上と地域医療を維持することが肝要であると判断しており、インフルエンザワクチンの無料化等について、現時点において行う考えはありません。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 1 番、野中議員の一般質問にお答えいたします。

本郷庁舎の利活用についてであります。1 点目の地域住民の皆様からのご意見につきましては、本郷生涯学習センターを利用されている団体には、本郷庁舎への移転計画があることをお伝えしているところであります。今月中に本郷生涯学習センターの利用団体や町内の文化団体等の方を対象に本郷学習センターの移転計画についての説明会を開催し、ご意見をいただきたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1 番（野中寿勝君） それでは、再質問させていただきます。

1 問目から順にさせていただきます。1 問目の人口減少対策のところですが、今ほど数字いただきました。それで、総合戦略、人口ビジョンの中で基本目標 2 の中で数値目標が社会動態を令和 6 年度までに 33 人まで抑えるというのが目標なのです。今ほど数字出していただきましたけれども、現状 157 人の減ですか、この状況、現状から見て、これを 33 までに抑えるにはどういうふうな事業展開をやればいいのか、まずこの点をお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 総合戦略は、PDCA サイクルをもって事後検証を行いながら、今後翌年度につなげていくというふうに考えてございます。今コロナ禍もあります。いろんな部分があって、出生数も含めまして影響があるのかなというふうにも考えてございます。なので、事務事業評価は現在行っておりまして、今後施策評価、それから経営戦略会議を通じまして検証させていただいて、翌年度につなげていきたいというふうに考えています。今の総合戦略の取組、全体的にボトムアップしていく必要があろうというふうに考えているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1 番（野中寿勝君） 1 問目の答弁の部分では、流れ的にも大筋で理解はするのですが、要は数字、あと 4 年間で現状の数値から見ると 120 人ぐらい社会減を減らすということはかなり難しい話だし、分析とか何かというよりも、その数字だけを見れば、では転入から転出引くので、転入を単純に増やせば数字は回復するのかという問題ではないと。私この質問する基本的な考えは、転入もいろいろ施策やっていますので、それはそれでいいのです。ただ、転出する方を抑えるというのが大事なのかなと思っています。要は今ほどあったように、令和 2 年度では 383 人の方が転入しています。転出は 540 人だといったときに、その前は令和元年ですと 416 人ですが、この方々が転入した後ずっと本町にいてくれるのか、実際は転入者の多くも転出してしまっているのではないかなと、要するに何らかの事情で転入はしたけれども、数年たったら転出してしまう。そこにはどういう課題があ

るのかというのはこれからの分析ではなくて、もう既に過去の数字が出て、そういう傾向は続いているわけです。なぜ転入した人がそのままとどまっていられないのかというところに課題を見つければ、施策展開も目標が設定できるのではないのかというのが私の考えというか、視点になるわけです。そういうことで、具体的な話になりますけれども、どうやったら転入した人をとどめ置くことができるのか、そこの方向性を、これは今の第2期総合戦略の中では1年しかたっていないから、これからPDCAかもしれないけれども、過去の流れからなので相当分析の中でも要素の部分というのは把握しているのではないかと思います。その辺分析というか、過去のを含めてですけれども、どういうふうに捉えているのか再度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 総合戦略を立てていく中で、いわゆるRESASでありますとか、経済分析を行いながら立てたところもございます。その中ではいわゆる20歳から29歳ですか、それは以前転入超過だったというものが転出超過に転じていて、なかなか戻ってこれないという原因も一つありました。それはどこにつなげるといって、雇用のミスマッチがあったのかということもございします。ただ、転入された方がそのまま転出されているというところも具体的にどこにあるかどうかちょっと把握できておりません。それは、今後そういった具体的な家庭の事情だとかいろいろあると思うのですけれども、それが本当に画一的なものなのか、今年、去年、いわゆるそういったコロナ禍でありますとか、そういう経済情勢に左右されていないのか、そんなところも具体的に分析しないと一概に言えないのかなという思いはございます。ただ、RESAS等々の中では、やはりここに残っていただく、もしくは大学で行った人が戻りづらくなってきているというのは雇用のなかなかないというところもございましたので、そういった部分、今朝新聞等々でもございましたが、1,000の自治体、テレワークを増やしていこうという国の方針が出されました。そういった転職せずとも体をこっちに持ってくると、そういったことを目指して24年度まで1,000自治体増やしていきたいと、この4年間の中で。ですから、やっぱり国としても美里だけの話ではなく、なかなか人の動き、それからコロナ禍あって、地域、地方の創生も含めて手を打っていく必要があるということでそういった方針を出しておりますので、今後我々もそれ踏まえまして、転職せずとも美里町においでいただけるようなシステム、いわゆるテレワーク、そういったところを取り組んでいきたいというふうにしたところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） この総合戦略第2期もう今現在今年から始まった3総につながっていますので、それは3総自体議決しているものですから、方向性について違うものではないのですけれども、今ほど言ったRESAS等の分析の中で、やはり実態を直接町民の方に、転入する方、転出した方にアンケートのような窓口なり郵送手続はしようがないとしても、郵送でもできないことはないのですけれども、調査をして、分析の参考にしていって、本当RESASだけに頼らないで、生の町民の方の意見をというか、考え方を引き出すということを分析の材料にすべきではないのかというのが一つ私

の提案でもあります。例えば先ほど転入、転出、家庭の事情ということでなかなか触れられない部分あった。実際には転入の場合は、一定の年になって、親の介護のためにとか、実家に戻りますというのもあるでしょうし、悲しいかな離婚されて戻ってこれるという方もいらっしゃるかもしれない。ただ、希望を持って定年後の人生を美里町で暮らしたいという方もいらっしゃるわけです。ですから、それはそれとして、聞き取りはというか、調査はできるのではないかなと。ただ設問の仕方であって、私例えばというのをちょっと昨日考えたのですけれども、転入者の方についてであれば、まず住居形態で美里に来てどういう住まいですかということであれば、自分のもともとの家に、実家に住むのですとか、また新たに戸建て、空き家も含めてですけれども、戸建ての家を求めたのです、求めてそこに転入するのです。または、アパートのような賃貸のもの。戸建てでも賃貸はありますけれども、そういった形態を転入する家、住居はどうですかという問いでもいいと思うのです。それから、転入の理由。先ほど家庭の事情と言いましたけれども、さっきも私言ったように、まさか離婚とかそういうのは直接的には聞くことはできないと思いますけれども、冒頭言った例えば定年後のために親の面倒を見るために戻ってきましたとか、あとは定年後第二の人生、第三の人生を美里で暮らしたいのだとか、そういったことも設問には当然入れて聞くことは可能ではないかなと。あと、生活上の部分、利便性。美里町は、大変交通の便もいいところだ、買物するところも近いところがある、自然が豊かとか。あとは、特には若い世代ですとか子育てとか、教育がいいから美里に住みたいのだとか、そういうことも聞けると思うのです。あと、初めて転入する方、実家に戻ってくるような含めてですけれども、町に対するイメージ、いいイメージ、悪いイメージあるかと思うのです。そういうところも素直にお伺いしてもいいのではないし、戻ってくるにしても、美里はこういういいところがあるから戻ってきたのですよでもいいし、直接美里のいいところはこういうところだから転入したのですというのを回答してもらって、引き出すということは可能ではないかなと思うのです。ですから、あともっと言えば、行政、町に対する希望、要望、転入した方に美里町、例えば医療、福祉、子育て、いろんな部分あります。こういったことをしてもらえばもっといいのになということも当然アンケートなどで聞き出すことができるのではないかと。あと転出者、基本的には言い換えになりますけれども、住居の形態も聞くことができる。あと、転出の理由を直接聞くのではなくて、今まで住んでいてどういうところがいいというふうに感じましたかとか、悪い印象あったところはどんなところですかとか、そういうことでもいいと思うのです。それから、あと転出される方については、町が住みよい町になるためには何が必要だ、何をどういうことをしてくれればもっと住みよい町になるのだというようなことも調査の中では聞くことできる。ですから、なかなかアンケートで家庭の事情とか、そういう機微に触れる部分を聞くのではなくて、町がよくなるために転入する人にも転出する人にもいろいろ聞くというのは、やり方としてやる、それをRESASとの分析と併せて活用していくというのが手法の一つとして大事なのではないか、これをぜひやるべきだというふうに私は思っているので、これ見解をお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ご提案ありがとうございます。町民の方々に対しましては、ご存じのとおり例年アンケート調査をさせていただいてございます。転入者、それから転出者、この方々に対するアンケートというご提案でございますが、既にやっている自治体もあるようであります。我々もいろいろ窓口改善等々もございますので、今後町長も取り組めることは進んでやっていくということでございますので、そういったことを先進事例学びながら、ちょっと研究させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 最後の形が研究なので、もう少し前向きな答えというか、例えば今年3総においては、そのなるわけです。これからPDCAで分析でやっていくというのであれば、その中で検討して、せめて来年度、転入、転出年度は2月、3月から転入、転出始まりますので、できれば方向性としては年内に、12月ぐらいまでにやる方向性について、研究も含めてやる方向でちょっと作業というか、検討を進めてもらいたいと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） なるべくそういったいい取組はやるべきだと思いますが、ただ年度の途中におきましてということもございますし、あともう一つは、今いろいろ窓口改善でありますとか、いわゆる改善策を講じているところであります。また、今年度といっても、既にPDCAの中で生かすのは結局来年になってしまうかもしれません。そこら辺の事情をちょっと精査させていただいて、生きるような取組、ほかのところもやっておりますので、そういったところを参考にさせていただいて、研究させてくださいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 今ほど私申しましたように、転入、転出は2月からもう始まりますので、やはりそういうときに動いていかないと、新年度春先以降ではもう既に移動がある程度落ち着いたことになってしまいますので、その辺も踏まえて早めの検討をぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、2問目、本郷庁舎のほうについて伺います。答弁いただいた中で、基本的な位置づけとして個別施設計画において、今回町長の答弁では、本郷庁舎を役場支所のほか生涯学習センターや老人福祉センター機能を併せ持った施設とする旨位置づけておりますということで書いてあります。そういうふうに位置づけているのでしょうかけれども、私の印象としてはスタンスが違うと。前回答弁いただいたのは、私の通告にも書いてあるように、庁舎の利活用について、あくまでも本郷地域の地域コミュニティ形成の中心拠点として、全体を生涯学習センターにして、その中に支所機能と福祉機能があるという施設にするのだという答弁を受けているのです。スタンス、ニュアンスとしての位置づけです。要はあの庁舎全部を一旦生涯学習センターとしての位置づけの中に、行政の窓口である支所もある、福祉機能もあるということのスタンスで地域住民の拠点なのだと、ですから合体した複合

施設ではなくて、一つのメインの拠点の施設として位置づけなければ、地域住民の地域コミュニティの中心拠点にはならないと、要はニュアンスの問題になってしまうのですけれども、そういう観点から私質問を再度しているので、位置づけとして、言葉だと合体施設のような、複合施設のような捉え方になってしまうので、果たしてそれが本当に地域コミュニティを形成する中心拠点となるのかというと、甚だちょっと違和感を感じるというところなので、私の前回答弁いただいたスタンスと今回のスタンスがやはり違うものなのか、私の認識が違うのか、ちょっとその一番入り口のところなので、そこだけ確認させてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、確かに個別施設計画の中では本郷庁舎の中に生涯学習センター、老人福祉センター、さらには支所の機能ということでの説明というふうになっております。議員おただしのそういった地域のコミュニティの施設としての位置づけということでございますが、最終的には町も当然あそこの庁舎を一体的にそういった機能を持ちますので、やはり地域のコミュニティの拠点となるとは思っておりますので、そういうふうに町も考えております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1 番（野中寿勝君） では、私の通告している、前に答弁もらっているのと、私思っている認識は執行部が、町と一緒にというふうに考えていいのかどうか、再度ちょっと確認します。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 詳細な部分まで認識一緒かということではちょっと確認できませんが、同じく地域のコミュニティの核となる施設とは思っております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1 番（野中寿勝君） では、そういう私の認識の中で質問続けさせていただきます。

私は今言ったように、あそこを生涯学習センターとして地域のコミュニティの拠点なのだと、地域活性化の拠点なのだというところの位置づけで考えたときに、あれ全館3階まで含めて最終的にどういう形になるかは別ですけれども、そのスタンスで地域の施設として捉えて、あれの改修計画をつくるべきだと思うのです。なので、全体をまず生涯学習センターという位置づけとして捉えているので、教育長のほうにちょっとお伺いしたいのですが、まず質問する前に、教育長は本郷庁舎1階から3階まで、中も外も一回御覧になっていきますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 過日職員の案内で町内の教育施設一応拝見させていただいております。どこに何があるまで全てを把握はしておりませんけれども、素晴らしい庁舎、無駄にしないように活用しなくてはいけないなという思いで拝見させていただいております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1 番（野中寿勝君） ありがとうございます。

それで、結局行政、町側でいろいろ計画、考え練っているわけですが、基本構想について、これは基本計画ですか、策定を進めているところだということですが、私やはり基本構想は持っていないければ、計画をつくる前に構想を、どういった施設が地域のコミュニティの拠点になり得るのかというのを考え方を持たなくてはいけない、計画でも同じようなものですが、その中で教育委員会としてはあの庁舎を3階までフルに教育委員会所管として使って、地域のコミュニティにしたほうが良いというスタンスで計画をしてほしいのです。例えばこれも先に言ってしまうかもしれませんが、今生涯学習センター、福祉センターの機能を移転する、ただ移転するだけの話ではないと思うのです、地域のコミュニティの拠点になるわけですから。そうすると、教育委員会所管で生涯学習センター、一部は支所機能と行政当局の部分も出てくるかもしれませんが、建物としては教育委員会が所管すると、2階、1階はそれぞれ使うわけです。私本当は、3階の部分について、私教育委員会が所管にしてほしいのは、あの3階の部分に例えば子供の相談室とか心の相談室で不登校の児童生徒のための相談とかケアする部分とか、そういったことに活用していけば、フルにあの庁舎を地域のために使えるのではないかと考えているのです。ですから、そういうスタンスを含めて全体を地域のものにしてほしいと。今貸している部分が駄目だとか、そういうことではないです。最終的に十分地域の拠点に使えばいいとなれば、それも、私は嫌ですが、そういうスタンスで生涯学習センターの機能、福祉センター機能の改築という考え方をまずもってもらいたいなと思っているのですけれども、それについて教育委員会の考えはどうでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 教育文化課主幹、福田富美代さん、答弁。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの野中議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、昨年度より関係各課と併せまして本郷庁舎の支所機能、福祉センター機能を備えた生涯学習センターというところで検討を重ねてまいりました。現段階のところ、正直なところ1、2階を活用するということでの内部検討の素案としまして検討しております。先ほどお話がありました、子供の相談員としての部屋を3階にということのお話いただきましたけれども、現段階において2階の元町長室であるところの部屋を、または応接室を相談室として確保したいと、今現段階検討しているところであります。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1 番（野中寿勝君） どこでもいいですけども、3階にこだわっているわけではないのですけれども、要するにフルに使ってもらいたいというか、そういう考えで、それこそゼロベースでどうやったら地域の施設として成り立つのかというところを考えてほしい。一応基本的な機能としてこんなのは必要ではないかなというのをちょっと考えているので、それ今話すので、ちょっとご意見ください。5つ基本機能を考えています。そうだろうなと思って私が思っているところですが、1つは学習機能、2つ目が交流機能、3つ目が健康福祉機能、4つ目が防災機能、5つ目が子育て機能、この5つは基

本的な考え方として必要なのかなと思っています。当然学習機能については研修室とか、そういう集まる場所ですけれども、ただそこに加えて地域の交流の場でもありますから、調理室とかちょっとした趣味工芸とかできるようなのも必要だしという意味での学習機能、交流機能は地域の中、学生だけでない、地域の人たちがちょっと帰りに使いたいとか、フリースペースも含みますけれども、そういう地域の帰りとか談話、展示、あと交流のフリースペースというのが交流機能として必要なのかな。3つ目の健康福祉機能については、やはり今後の体育館の話も問題は出ていますけれども、軽運動、気軽に体が動かせるスペースというのも当然必要ではないかな。それから、4つ目の防災機能、これは避難所対応、地域のコミュニティーの拠点ですから、防災機能を持つことは大変重要になります。そのときに3階、今団体、ほかの方に貸していますけれども、それで防災避難所となったときにそっちは入れませんか、そういうことではなくて、建物全体を避難所として有効に使うには建物を管理する所管が1か所に集中していないと難しいのではないかなということもあって、防災機能の面からもやはり建物全体を1つの所管できちっと管理、運営するというやり方が一番いいのではないかな。あと、5つ目の子育て機能、これはやはり地域の拠点として、乳幼児がちょっと遊べるところで、親さんたちの交流の場にもなるというようなスペースというのも必要ではないかなと、この5つの機能を必要ではないかなというふうに今考えたのですが、提案したいといってもいいのですけれども、教育委員会、今策定中だということですが、それについてどのようにお考えか、見解を伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの野中議員の質問にお答えしたいと思います。

5つの基本機能ということで、ありがとうございます。本来生涯学習センターにつきましては、地域住民にとって最も身近な学習拠点であるということを念頭に置きまして、やはり現在の生涯学習センターにある機能を劣ることのないようにということで、一応活動される団体の方の活動が広がるようにということを念頭に検討しております。あと、下のほう、1階につきましては、主に図書室、今現在生涯学習センターの図書室でございますが、昨年度コロナ禍ではありましたけれども、2,000人を超える方の図書利用のほうがございます。そうしたことを踏まえまして、ここの図書館のこと、図書館と同じような機能のような形で本を置くだけではなくて、学習コーナー、さらには閲覧コーナーということで十分な広さを確保したいと考えているところでございます。交流機能としましては、今現在考えているところでは本郷庁舎玄関入りまして右側、ふれあい郷の風ですか、そちらのほうのスペースは生かしつつ、フリースペースとしていろんな方が予約とか全くなしに自由に使えるスペースということで地域コミュニティーが図られるように確保したいと考えているところでございます。健康機能ということで軽スポーツということですが、こちらのほうについては会議室というところが仕切り板を取り除いて2室が広がりつつあって、さらにうんどう教室、介護予防教室も実施できるように考えております。さらに今福祉センターのほうで行われております生きがいデイサービスというところ

ろで活動した後に休憩する、またはあとお昼を挟んでということもありますので、そちらの畳、和室の確保と調理室、一応今現在考えておるところにつきましては、2つの島がある調理室を考えております。子育て機能に関しましては、乳幼児の交流スペースというところはちょっと今の計画にはないところでもあるので、今後そういったことも踏まえつつ、関係各課と協議してまいりたいと思います。防災機能ということなのですが、3階の今現在議場に当たるところではあると思うのですけれども、こちらは防災物資等の保管庫的なもので一応検討しているところなのですが、全体的に合わせて、今後検討材料としましてご意見をいただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） やはりそうやって考えているものがあれば、それを早く住民の方、我々議会に対してもですが、示してもらわないと、今コロナ禍、コロナ禍という中で住民の人たちと意見が取れないとかといって、時間がどんどん、どんどん過ぎていって、実は今年度実施設計しますと設計組まれた日には、本当にそれが要るもの、要るといって、無限大に金かけろというわけではないです。本当に地域の、改修ですからそれこそそれから何十年か使っていくわけです。これからを見据えた改修をきちっとやらないと地域の人が集まる拠点にならなくて、人が来ない建物になってしまうというのでは無駄になってしまうのです。ですから、そういう考えを早くに、基本計画でもいいですけども、私は基本まだ構想の段階かなと思っているのですけれども、それがなければ住民の人たちに意見を聞くこともできないので、それを早く示していただきたいのですが、いつ頃それを示していただけるのかお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 本郷庁舎の利活用についての説明会、町民懇談会というものが平成30年11月にそれぞれ公民館の関連の条例制定の懇談会と併せて、その場で最後の懇談会となっております。今回関係機関との意見をすり合わせて、現段階の素案の段階ではありますけれども、来週なのですが、6月17日に本郷生涯学習センターにおいて、さらに18日にこちらのじげんホールを使って、まずは利用されている団体の方をお声かけしまして、説明会のほうをやっていきたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいま生涯学習センターの今後の見通しということでしたが、その意見を踏まえながら、今後いつまでにこの基本構想案でございしますが、つきましては大体9月の議会までに一度お示しをしたいと考えております。最終的には遅くとも年末、本年度中には策定をしたいと考えております。そのためには先ほど生涯学習センターのほうでこれから説明会をしますよという話をしております。その意見等、さらには老人福祉センターからのいろいろご意見があります。その辺を踏まえまして、それを一つの構想案にある程度まとめまして、その案をもって一度町民の方にはまずは説明をしていききたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） やっぱり議論の中でいろいろ考えている部分、案だと本当もっと早く示して、多くの方の意見を取り入れるべきだ、これからもやるのでしょうけれども、結局令和5年には開設するという方向性がもう出ているので、ちょっと性急な形にならないように、本当に20年、30年後の本郷地域も見据えた形できちっと進めるべきだと思うので、そのようにぜひ早めにやってください。

それでは、3問目に移ります。予防接種、私の質問の冒頭、考えていないということは、それはそれで今は考えていないのでしょうけれども、要は私の通告の中で、結局コロナのワクチン接種が終わってしまえば心配はないのですけれども、まだ終わらないということに対して、本当に秋にインフルエンザとか、昨年インフルエンザにかかる人はほとんどいなかったという状況ありますけれども、熱が出たときに不安というのは、過去の数字だけでならないのだとは言い切れないのです。町民の人、住民の人の不安というのは、そういう時期になればやはりかなり不安は高まるわけです。ですから、私は住民たちの不安を解消するために行政が何ができるのか、これ予防接種だから、任意接種で強制ではありません。だから、条件整備として町は前年同様に無料で対応しますよという環境というか、条件整備として町民の安心につなげればいいのではないかと、そういう施策をすべきなのではないかというところで提案しているのです。昨年でも質問したのですが、今年も令和2年ですが、前年度福島県内の状況を調べました。確かに美里は全額助成です。自治体によっては全員無料、64歳以下も、高校生以下どころではなくて、65歳以上は高齢者の枠があります。64歳以下も無料の自治体が二、三あります。そのぐらいほかの自治体では、住民の安心のためにそういう施策を打っているのです。そういう状況をきちっと把握されて、もう前年同程度だからいいという話ではないと思うのです。一番は予防接種、高齢者の方が若松の病院に行きました。自己負担、去年は無料でしたけれども、美里は去年まで、おとしまでですが、1,900円でした。喜多方の人は、隣では友達で聞いたら1,000円だと、若松は1,500円だと、何で美里は高いのだということで去年お話しして、最終的にはコロナ対策もあったので無料になりましたけれども、規則改正して1,500円になりました。1,500円って若松の並びです。でも、まだまだ低いところも近隣にはいっぱいあるのです。金山さん、これは去年やったから今年はどうか分かりませんが、金山さんも全額うちと同じで無償、無料です。あと坂下町さんは、去年64歳以下は生後6か月から64歳、高齢者、全て助成します。ただ、助成額は2,520円と、ちょっとそういう金額ですけども、いろいろ自治体によって住民の方の安心につなげるためにもそういう環境整備に努力されている。町長が今回いろんな施策の中で予防医療の充実というようなことを言っている中で、施策として今は考えていないのではなくて、考えた結果やらないのではないです、考えませんという答弁では、現在のところ考えていませんという答弁では、住民の人たちの安心というか、今度こういう状況、ご時世の中で安心に対してどういう姿勢なのというクエスチョンマークがつく。結局全然考えていないということは、今の制度だと高齢者の1,500円だけ、妊婦の人も高校生も全額自己負担です。そういう体制なのです。逆行することになるのです。多くの

自治体、高校生以下も半分近くは去年は無償化しています。助成しています。そういう現状をきちっと分析、把握した上で最終的に判断して、私は9月の補正には計上していただければなど、要綱を改正、臨時的にでもいいですけれども、対処をしながら安心して接種していただきたいと思うので、再度、最後にしますので、見解をお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどのような質問でございしますが、確かに昨年度議員からのご提案ということで高齢者、65歳以上の方について自己負担額の見直しを図り、コロナ禍の中でということで病院の疲弊を防ぐということで無償化を図ったところであります。昨年度、2年度のみの実施ということで無償化ということを取り組みました。本年度、令和3年度につきましては、当初予算に65歳以上の方について1,500円、あと妊婦さんの分についても予算計上をさせていただいてございます。今年度より妊婦さん及び65歳以上の方に対しまして助成を行っていくという考えではございます。あと、では高校生以下についてはどのようにという点でございしますが、今現在コロナワクチンの接種ということで64歳以下が始まります。そのワクチンの接種の状況を見ながら、必要かどうかということ再度検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） すみません、1つ言い忘れました。

いろいろこれから9月補正に向かって考えてもらいたいのは、数字出していただきました。高齢者については元年度、2年度の間で通常今まで4,767人の方が受けていたのが5,788人だった。無料だからかもしれないのですが、1,021人増えて、その方が安心していられたわけです。妊婦や子供さんについても、子供さんだから2,573人高校生以下ですけれども、そのお子さんたち、同時に親さんも安心を享受できたわけです。ですから、そういうことも踏まえてぜひ検討をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで野中寿勝君の質問は終わりました。

ここで2時50分まで休憩します。

休 憩 （午後 2時38分）

再 開 （午後 2時50分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第5号、8番、星次君。

〔8番（星 次君）登壇〕

○8番（星 次君） それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。2点ほど質問いた

しますので、よろしくお願いします。

1 点目、消防団員の確保と優遇制度の現状及び消防施設の管理についてでございます。1 番目、消防団員の定数確保については日々努力しておられるものの、定数に達していないと考えるが、どこに問題があるのか伺います。また、解決方策としての他町村と比較しての優遇制度の現状と考え方について所見を伺います。

2 番目、消防屯所の施設名称の看板が合併前の町村名がいまだに直っていない。もう合併して16年たとうとしているのに、やっていないということであります。早急に書き換える必要があると考えるが、所見を伺います。また、消防水利の防火水槽の点検管理の現状と長寿命化対策の考えについても伺います。

大きい2 点目、事務の効率化について。1 点目、ペーパーレス化はどの程度まで進んでいるのか、現状把握と改善方策について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 8 番、星議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、消防団員の確保と優遇制度の現状及び消防施設の管理についてであります。1 点目の消防団員の定数確保と優遇制度の現状と考え方につきましては、地域住民の高齢化や過疎化により消防団員の担い手が不足している現状もあり、条例定数は850人となっておりますが、令和3 年4 月1 日現在の団員数は752人であります。これまでも若者など地域住民が入団しやすい消防団を目指し、団員報酬の見直しや消防行事等の見直しなどを行ってきたところです。町独自の団員に対する優遇制度は現在のところはありませんが、今後先進地などを参考にして導入に向けた検討を図ってまいります。

2 点目の消防施設の管理につきましては、まず消防屯所の施設名称は令和元年度より表示の書換えを行い、本郷地域、新鶴地域は作業を終了しております。現在、高田地域の表示は旧町村のままとなっておりますが、令和3、4 年度で書換えを終了する予定であります。また、防火水槽の点検管理の現状と長寿命化対策については、現在防火水槽を使用するための水利の確保など、維持管理については消防団が行っております。また、設備に不具合が発生した場合には消防団や自治区から連絡を受け、町が修繕を行っております。長寿命化の取組につきましては、防火水槽全体の再点検を実施し、防火水利として長期間にわたって有効利用できるよう修繕や改修、配置の見直しなど必要な対策を取ってまいります。

次の事務の効率化についてであります。現在内部事務についてのペーパーレス化は職員の出退勤や休暇申請などを行う事務、町公式ホームページの記事の掲載を行う事務などで取り組んでおります。しかしながら、役場内の会議では多くの紙の資料を印刷して、使用している現状です。ペーパーレス化は、用紙の削減、資料のコピー化や配付、差し替えに要する手間の削減など多くの利点が挙げられ

ますので、まずは多くの資料を有する内部の会議から積極的に導入を進めてまいります。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 一定程度の答弁いただいたのですが、再質問をさせていただきたいと思えます。

優遇制度、現在のところありませんというふうな答弁でございますが、しかし消防団というのは日夜勤めを持ちながら、町民の生命、財産を未然に防止し、郷土愛の精神を持って活動していることは誰もが認める場所であると思えます。しかしながら、団員勧誘は消防団任せで、なかなか入団してもらえないのが現状でなかろうかと認識もしております。そこで、視点を変えて、入団してもらえらる優遇制度の導入ということで私は質問しておりますが、実は消防団員で、若い消防団員ですが、普通免許を持っていないという方が団員にはおると思うのですが、その把握というのはやっているのかどうかと、これ美里の本庁舎からもらってきたパンフレットによりますと、もう普通自動車で乗れるのは車両総重量が3.5トン未満、最大積載量が2トン未満、乗車定員が10人以下となっております。それで、この規定によりますと、普通の小型動力ポンプの設置車については普通免許で乗れると思うのですが、通称ポンプ自動車、CD-1というポンプ自動車については乗れないのです、普通自動車では。乗れるのは準中型免許というのが必要なわけでございますので、これについて町が該当している消防団員に助成をして、やっぱり取ってもらって、出動できる体制をつくるということが優遇制度として考えられます。そこで、私調べたところによると、岩手県の北上市ではもう既に補助金、平成29年3月改正になった時点で制度化しているのです。そういう情報の入手をしないで、そのまま消防団任せにやっているから、こういう事態になるので、1点目の町で補助金を出して、免許を取得させる意思があるのかどうか、その辺お聞きしたいと思えます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、確かに道路交通法の改正がありまして、平成29年3月に改正になりまして、これまで乗れていたものが乗れなくなったということがございます。重量としましては3.5トン以上の分が新たに免許が必要だということになります。現在そういった、大体これが25歳以下程度の方がこういった法律の改正によって新たな運転免許が必要ということでございます。それで、現在ポンプ車が該当する車種が9台ございます。いわゆる3.5トン以上が9台ございます。そのうち免許が必要となるという人数につきましては約7名ほど現在いるところでございます。今後について、助成制度というようなことでございますが、確認したところ、この免許を取るには大体十数万円程度かかるというようなことで確認しておりますので、やはり個人の負担ではかなりの金額になりますので、町としてもこういった助成に係る制度を構築してまいりたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 最後のところちょっと聞きにくかったのですが、再度お願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 免許の取得の費用が多額なものですから、やはりそういった助成制度をぜひ検討していきたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） それで、宮崎県の日南市ではポンプ自動車を購入するに、今はオートマチック車ということで既にやっているのです。美里町は、この点についてはどのような見解をお持ちですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 自動車のオートマチック化ということでしょうか。今詳細にマニュアル車、オートマ車の台数ちょっと今把握しておりませんが、オートマ化につきましては若い消防団員がやはりオートマ限定という部分もあって、そういった導入していると思います。ですので、そういった部分につきましては、やはり消防団員なりと相談しながら、そういった車種の導入も検討していきたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） やはり団員が活動しやすいように、町はもっと団員よりも先にそういう施策を講じていくというのが団員が入団しやすい状態なので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、他町村であります、消防団員で消防団員が買物したときに消防団員だというカードを提示すれば割引できるというような、そういうふうなやっている市町村もあるので、こういうのも一つの手段でないかなと思います。近くでやっている町村ありますから、会津管内でもよくその辺調査しながら、どうですか、導入についての。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） この会津管内においても、何か所かそういった優遇制度を町内の商店と連携してやっているということがございます。もう一つ、福島県の中でも県内全域としてもこういったサービスがございますので、さらに全国でもございます。ですから、各市町村、県、全国というふうなことでこういった優遇サービスございますので、そういった当然仮に町がつくった場合についても県、国も使えますので、そういった周知も含めてそういったサービスを受けるために地元のやはり商店の理解も必要でございますので、そういうところも含めて、ちょっと検討していきたいと考えています。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 今課長が言ったように、コロナ禍で商店街は本当に疲弊しているのです。やはり行政の力添えがないとなかなか元に戻らないという状態なので、前向きに検討でなくて、もう課長は分かっているわけです、ほかの町村でやっているということを。だから、そういうことも担当課であるので、そういうことも消防団長とか分団長会議のときに話を出して、どうだろうというふう

やっぱり問いかけていくのが行政としての役割であるので、それでは検討っていつまで出されますか。来年の予算まで、当初予算とかなんとかというのですか。その辺再度お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいま2点あると思います。さきに答弁いたしました、まずは自動車に関する免許に対する助成、さらには2点目のサポート、いわゆる商店街でございます。

まず、免許につきましては、これは内部のこれから予算の編成もございますので、当然それには間に合うようにやりたいと考えております。

あと、地元の商店との連携でございますが、これ地元の商店の理解も必要ですので、これはいつまでというようなことでございせんが、やはりそういった今現に県の制度もございますので、まずは県のほうにも登録していただき、さらには町としても登録なりを、それを話ししながらちょっと調査検討させていただきたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） あと、4点目ですが、消防団員がいざ災害のときにはポンプ自動車だけでなく、自分の車、マイカーで災害現場まで行くのです。そのときに事故があったときには町は対応しないで、個人で対応させていると思うのです。そういうふうな事故があった場合の保険の加入について、これも検討する材料で、優遇制度であるのではないかなと思うので、その辺の見解はどうですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、消防団員が火災現場、災害現場等に向かう途中の件だと思います。こういった保険も新たな制度としてできたということで、昨年ですが、そういったことの通知がありました。ちょっと内部でも検討させていただきました。内容をよく見てみますと、新たにできた制度ですので、やはり金額等もございすけれども、対象がどの辺までなるのか、そういったところもちょうと詳細に検討しながら、内容を見ていきたいと考えています。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 今ほど聞いた、質問した内容を分団長会議あたりで、町はもう進めていきますよというのを言っておいて、一般団員にもそういう町の姿勢はこうだということが浸透するようにやはり進めていってもらいたいというふうに考えております。それできますか、課長。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） いずれにしても、やはりこういった団員数が減少している状況でございますので、いかに団員確保できるか、先ほど言ったサポートなり助成制度をいろいろ取り入れながら、消防団員の確保に努めたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 次に移りたいと思います。

2点目の消防屯所の、これは令和4年で終わるというふうな答弁いただきましたが、なぜ13年です

か、までに放置しておいたのか。これは、消防団員からの話です。消防団員に入れ、入れといっても、こういうふうな名称すら直せないで、何の魅力もない。やはりこれも消防団員の魅力、入って活動するという意欲の問題だと思うのです。町は、でもなぜこれ事務引継ぎなかったのですか。課長になってから始めたのでしょうか、これ。それどうですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） この名称変更につきましては、去年、おとしからやっております。先ほど町長答弁にもあったように、本郷地域、新鶴地域については昨年度までで終了しております。本年度、来年度にかけて高田地域全域を修繕するというふうな計画でございます。

では、なぜ今の時期になったのか、合併以来十数年たっているのにというご質問でございますが、詳細な原因についてはちょっと分からないのですが、確かにそういった修正をもっと早くやっておけばよかったなと思っておりますが、今年、来年で全地域を終了したいということで、今動いているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） それでは、令和4年で終わるということなので、私も聞かれたときには消防団員のほうに報告はします。

次に、防火水槽の蓋がけ工事について伺いますが、旧会津高田町のときには私も担当していたから分かりますが、昭和40年代に防火水槽の蓋がけ作業、毎年毎年やりました。それは、今みたいに生コン車が来てやるのでなくて、現場打ちです。それで、調べたところ、コンクリートの耐用年数というのは50年から60年というふうになっていますが、現場打ちだとセメントと砂利と混ぜた具合によっても劣化の年数が短くなるという、耐用年数が短くなると言われていますので、もう造って40年近くなるので、やはり町で防火水槽の台帳あると思うのです。その台帳を造った年度順にもう一回パソコンに打ち込んで、それでもう点検、修理、それから改善していくというふうな方法を取ったらいいと思うのですが、その辺の考えはどうですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 防火水槽につきましては、大分一部建築、整備してから年数たっているのもございます。議員おただしのように、今全部で197個の防火水槽を町が管理しております。その中には蓋があるもの、蓋がないものもございますので、そういったただ単に年数だけではなくて、一つ一つ劣化状況等も調査しまして、今後どうするかという中長期的な計画をつくりたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） だから、課長、消防団任せの管理でなくて、町職員が3人か4人恐らくいると思うので、手分けしてこういうところも点検して、いざ災害が発生したときには使える状態でおかないと、初期消火のための防火水槽ですので、自然水利来るまでには、課長も知っているとおりの時間

かかるのです。そうすると大きな災害になってしまうので、そういうふうな職員の体制もやっていくと、消防団とか区長から要望箇所があったときに調査して、直していくでなくて、やはり町が率先してやるべきです。どうですか、再度。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、原則は今消防団員の方がそういった点検などをしていただいているという状況でございます。町職員が何もやらないということではなくて、やはり日頃の点検等が必要でありますので、そういった点検については地元の消防団なり団員の方をお願いしているところでございますので、確かにそういった施設の一つ一つの点検については職員がやる必要がございますので、そういった分も含めて団と連携して、職員も含めて調査したいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） ぜひ本当に消防団任せでなくて、行政がもう率先してやるような体制を総務課から各課の見本としてやっていただくというふうに、やっぱり覚悟してやっていただきたいというふうに考えます。

それでは、大きい2番の1番目のペーパーレス化について再質問をさせていただきます。この庁舎を造るときに議会の特別委員会で、印刷室の面積狭いのではないかなというような指摘をしたことはあるのです。そのときに当然の総務課長は、いや、将来、近い将来というか、今後ペーパーレス化するので、印刷室はそんなに要らないのだと、狭くてもいいのだというような回答だったので、今の状態になったのです。私が今年の2月に印刷機械借りてやったのですが、狭くて、製本もできないのです、あその場所で。だから、ペーパーレス化というのはどの程度進んでいるのだといたら、これ答弁書を見ると、全然進んでいない状態です。3年前にある課を抽出してペーパーレスのモデルケースでやったことありますよね、課長。そのあれは活かしているのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 大変申し訳ございませんが、3年前のその検証については、ちょっと承知しておりません。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 前の本郷庁舎の商工観光課なんかは、それをやっていたのです。ペーパーレス化、町では進めるからということでやっていたにもかかわらず、今現在見ているとまだ紙ベース、ペーパーレス化となっていない。ここに町でつくった、これあるのです。会津美里町地球温暖化対策実施計画なんて立派なのをこうやってつくって、これにも紙は減らしていくという計画なのです。全然実行していないの。総務課から直していかないでどうするのですか。仮に課長会議とか何かなら、パソコン使ってできるでしょう。そういうのをやらないで、まだ紙ベースで配っているというのはどうなのですか。ちょっと時代に逆行しているような感じするのですが、再度お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） やらないのではなくて、今取り組んではおります。昨年度、町長答弁にあったように、一部の内部の事務処理についてはペーパーレス化をいたしました。今後課長会議なり内部の会議についてのペーパーレス化は進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） それで、やっぱりペーパーレス化が町で進めないと、行政側で進めないと、実は4年前ですか、5年になるか、広報広聴常任委員会で埼玉県の飯能市に議会のタブレット導入ということで先進視察研修をやったときに飯能市から言われたことは、行政側がデータ化して、議会の専用のサーバーに入れないと、幾ら議会でタブレットでやれといったってできないと言っているのです。だから、いち早くデータ化して、資料もデータ化して、それを生かしていくというふうなことをしないと、やっぱりまずいのです。それで、福島県でも来年の9月からもうペーパーレス化で導入すると、試行導入ということで新聞報道ありましたから、今県でもやる、隣接市町村でもどんどん進んでいるのです。会津管内でも、もう会津管内でも3つの町村はやっているのですから、そういうふうには幾ら新総合計画、後期計画で書かれていますが、やっぱりこういう基本となるべきことは本当に早くやってほしいなというふうに考えるのですが、課長、どうですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 再三のご指摘だと思うのですが、例えば資料については今ペーパーレス化、まだ会議等においてはペーパーレス化になっていないということでお答えしました。実は基本的にはもうデータ化はしてありますので、いつでもできるような形になっております。近々そういったペーパーレス化の会議を開催したいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） それで、これの実行計画の中を見ると、用紙の削減ばかりでなくて、電子メールを積極的に活用して行くと書かれているのです、ここに。これ今年で終わりなのです、この計画。書かれて、計画立てたにもかかわらず、実行していないというのは、これはおかしいと思うのです。では、これ令和3年で終わるのですが、この継続案というか、それもまたいつ頃できるのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 当然今年で最終目標、最終計画でございますので、今後の計画についてもこれから作成するということになっております。現在作成はこれからになりますので、現在今のところいつというのはちょっと今お答えできません。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） これ町長さんに、今町長さんは今の話聞いて恐らくびっくりしているのではないかなと思うのですが、町長が陣頭指揮となってやっぱりそういうふうにとどんどん進めていくとい

うことを考えていらっしゃると思うので、一言だけお願いします。町長に答弁。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 今ほどご指摘をいただきました。今後庁内でいろいろ調整して、そういったことのないようにしっかりと進めていきたいというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで星次君の質問は終わりました。

ここで3時35分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 3時21分）

再 開 （午後 3時35分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第6号、11番、根本謙一君。

〔11番（根本謙一君）登壇〕

○11番（根本謙一君） それでは、私の通告してあることについて質問をいたします。

1番目、町長の政治姿勢についてです。①、今般の会津美里町町長選挙立候補への動機は何だったのか。また、本町情勢に対する現状認識と問題意識をお持ちと推察し、所見を伺います。

②、選挙公報は公約になりますが、掲載の政策は大きくくりであり、具体性に欠けています。政治理念、信条に相まっての具体的な政策はどのように考えているのか。いわゆる町長としてのまちづくりビジョンを具体的な数値目標を掲げたマニフェスト等によって提示する考えはないか、率直な所見を伺いたいと思います。

③、杉山町政執行部は体制が整い、新しいまちづくりに向かっていくことに多くの町民の期待と注目は大きいものがあると考えます。そこで、提案方々お尋ねいたします。私は、これからの持続可能な誇りあるまちづくりには、今まで以上に住民自治意識の醸成、涵養が大切だと考えることから、自治基本条例の策定に取り組んでいくべきと思います。所見を伺います。

大きい2番目に参ります。本郷体育館解体方針について。この件についての地域町民の反発は、説明会や懇談会において想定を超えていると受け止めております。本当に本郷体育館を残すという可能性、知恵は出せないのか。財政的問題、課題はあるにしても、本郷体育館は長らく屋根の雨漏りを放置しながらも、町場に近く、小中学生から大人まで年間利用者約2万人という使用実態がある中で、遠くにある本郷第二体育館や小中学校体育館の使用により代替は可能と判断したとの説明では、地域町民皆さんの理解は得られないと考えております。そこで、以下の3点について所見を伺います。

1つ、定例会3月会議一般質問答弁において、町民説明会でいただいた意見や要望を真摯に受け止めとはどのように理解してよいのか。

2 点目、地域町民の理解をどのように図っていく考えなのか。

3 点目、今年度に公共施設等総合管理計画の見直しをすることから、この件については再考、再検討をすべきではないか。

次に、大きな 3 番目に参ります。旧本郷第一小学校跡地利活用についてであります。3 月 21 日に開催された町民懇談会において、町側から跡地に本郷こども園新築という具体的な考え方が提案されたことで、出された参加者の意見、質問には大変厳しいものがあつたと私は受け止めました。町民懇談会の趣旨からして、住民自治の取組に資するものがあると期待をしたい反面、町所管課の説明は不十分であつたと言わざるを得ませんでした。私は、町民の理解が増進されるどころか、不信感が募るばかりではなかったかと危惧を覚えました。そこで伺います。

1 点目、あの懇談会をどのように受け止め、整理をされているのか。

2 点目、懇談会は今後も設定されるべきと思います。町長の政治理念、信条からして、自ら町民懇談会に出席し、町民の生の声、願望にじかに耳を傾け、聞いていくべきであると思うのですが、いかに考えるか所信を伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 11 番、根本謙一議員の一般質問にお答えいたします。

なお、本郷体育館解体方針の 1 点目、定例会 3 月会議一般質問答弁の趣旨及び 2 点目、地域住民の理解につきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、町長の政治姿勢についてであります。1 点目の町長選挙立候補への動機と本町行政に対する現状認識、問題意識につきましては、前町長の逮捕時はまだ県議会 2 月定例会中でありましたが、町民の皆様から電話、メール、手紙も何通か頂戴しました。内容は、美里町が非常事態だ。地元に戻り、今まで培った経験を生かし、町民の信頼回復と町の再生に尽くすことが今までお世話になった皆様への恩返しではないかというものであり、多くの町民の皆様方からの後押しがあって、町長選挙への出馬を決意したものであります。

2 点目の具体的な数値目標を掲げたマニフェストの提示につきましては、第 3 次総合計画が町の最上位計画に位置するものと考えております。その上で、選挙で掲げた人口減少対策として定住、移住の促進を図らなければなりません。教育環境の整備では、先日就任した歌川教育長は、必ず今後の教育環境の整備に向け、手腕を発揮してくれるものと確信しております。そのほか町政運営をしていく中では、数値で示すことができるものとできないものがあると考えております。数値目標を示すことができるものについては、しっかりと示してまいりたいと考えております。

3 点目の自治基本条例の策定につきましては、住民自治の醸成と涵養は町政運営をしていく中で大変重要な位置づけであると認識しております。これからは住民自らが率先して地域づくりに参画し、

自分の住む地域について考えていく必要があると考えております。しかしながら、自治基本条例については、条例を施行している自治体においても慎重論が出ており、慎重に議論を深めていく必要があると考えております。

次の本郷体育館解体方針についてであります。3点目の公共施設等総合管理計画の再考、再建等につきましては、今年度を実施する公共施設等総合管理計画の見直しは、昨年度策定しました個別施設計画を基本とし、その上位計画としての整合性を図るものであり、個別案件について再考、再検討するものではありませんので、ご理解をお願いします。

次の旧本郷一小跡地利活用についてであります。1点目の懇談会の受け止め、整理につきましては、懇談会でお示した町の考えについて、参加された全ての方々のご理解をいただけたとは思っておりません。懇談会内での意見を踏まえ、改めて整理をし、利活用案について検証してまいります。

2点目の懇談会の今後につきましては、懇談会でも説明したとおり今後も開催し、皆様のご意見をいただきながら、丁寧な説明を行う考えであります。なお、今後の懇談会には私自身も可能な限り参加し、町民の生の声をお聞きしたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 11番、根本謙一議員の一般質問にお答えいたします。

本郷体育館解体方針についてであります。1点目の定例会3月会議一般質問答弁の趣旨につきましては、令和3年2月から3月の説明会や懇談会において様々なご意見を頂戴いただきましたが、耐震性が低く、老朽化も著しいため、安全性の確保が困難なことから、解体せざるを得ない状況であります。

2点目の地域住民の理解をどのように図っていく考えなのかにつきましては、利用者をはじめとする町民の皆様には本郷体育館の解体によりご不便をおかけいたしますが、利用実績の分析から本郷小学校や本郷中学校の体育館や町内の社会体育施設への利用調整を図るなど、本郷体育館の機能代替について丁寧に説明してまいります。また、町全体の社会体育施設の現状について情報を公開し、町民の合意形成を目指していくことが重要であることから、教育委員会といたしましては、利用団体や町民の皆様のご意見を踏まえながら、安全にスポーツを楽しめる環境を整えるよう社会体育施設の在り方を検討してまいります。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 再質問をいたします。

まず1点目、町長の政治姿勢について。1点目ですけれども、町長立候補の動機として、この内容では2月定例会中でありましたがということです。

○議長（谷澤久孝君） マイク近づけてください。

○11番（根本謙一君） 差し支えないとは思いますが、私がこの情報を得たのは1月中旬であ

ります。後継も決まっているとかという話を、具体的に現町長の近い方から伺いました。なるほどというふうにして、あっても不思議ではない受け止め方をいたしました。それを踏まえると、それを確かな情報として捉えると、これはちょっと整合性が取れない。私は、正直に言ってほしいのです。このタイミングでということも多分あった、やっぱりそういう心構えを、もう年明けたらあったのかなというふうに私は受け止めていました。ただ、ああいう事案があったので、当然いろんな問いかけ、要望、要請、それはあったでしょう。でも、動機としては私はまた別のところであって、違う志があって、あの件があったにしろなかったにしろ、私はいつか打って出るぞという高い志があったのだろうというふうに理解したので、そうかというふうに私はそのときのお話を承りました。もう一度、その点についてはどんな見解をお持ちか伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

答弁書に書いたとおりではありますが、この町長選挙に関しては、数年前から私に対して、町政を担ってはどうかという町民の方々からのお声は確かにございました。最近の直近の判断でいきますと、県会議員の選挙が一昨年ありました。その中でそういった話もありましたけれども、私としては県政で、当分この5期目ですけれども、働いていくという決意を持って県会議員の選挙に臨ませていただきました。その中で、今回現職の町長が逮捕されるという事件が起きました。その中で、ちょうど金曜日でありましたけれども、福島から自宅に戻る途中で電話を受けて、正直びっくりをいたしました。それから、ここに書いてあるとおりに毎日のように電話もいただき、メールもいただき、手紙も何通かいただいて、その中で私の後援会、それから政党もありましたけれども、私が辞めると補欠選挙があるということで、そういったことも加味した中で、短い時間の中で判断せざるを得ないという状況の中で、私の判断としてやはりこれは私の18年間の県会議員として培ってきたものをこの非常事態に向けては私が決断をして、地元に戻って、これは町長選挙に出るべきだという判断の下に出馬を決意したというのが本当のところであります。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） ありがとうございます。

ということは、前職、前町長の任期、我々も今年の11月12日まで、それ以降のこと、そのタイミングで私は考えて、そのタイミングに打って出る志がお持ちだったから、今回のことが後押しになって決断されたというふうに読むとすごく自然なのです。ですから、やっぱり志としては高く初めから持っておられたのかなというふうに思ったので、ここは確認させていただいたところです。そのような理解でよろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

今ほど申し上げたとおり最終的な判断はそのときさせていただきました。ただ、私が政治活動をし

ていく中で、10月の町長選挙に向けたという話もありました。私は、明言は避けております。それは、やっぱりこれは県会議員の選挙に出て、任期途中で、その中でそういう発言をするということは、私を支持してくださる有権者の皆さんにも失礼であるという思いから、そういった明言はしておりません。最終的な判断は、町長が逮捕された、それから始まったのであります。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 分かりました。それをそのまま受け止めさせていただきます。

では、2点目まいります。その前にこの答弁の中で、今までお世話になった皆様への恩返しではないかというものでありという文言が入っています。これは、願わくば、町に対する恩返しだというふうに私は言ってほしかった。確かにそういう皆さん方の応援があって、そのポジション、あるいは県議員のポジションにおられたことは間違いありません。でも、そういう方々を含めてこの町に恩返しするということであれば、より多くの共感を持って私は迎えられるのではないかなと思いますけれども、余計なことでしょうか。ご見解。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

全くそのとおりでありまして、皆さんというのはまさに町民であります。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） では、2点目参ります。

マニフェストの提示ですけれども、これマニフェストは何ぞやと、そこを問うつもりはありません。それなりの志と、それから実現したい自分なりのものはあるはずです。同僚議員の質問のやり取りの中で、総合計画が始まったばかりです、今年は。これをこういうこともあるので、個々の予算を通して、可決されている予算を使って、まずはこれに沿って取り組んでいくというのはすごく自然なことでもあるし、異論はありませんけれども、ただしこれからのあなたのビジョンをちゃんと具現化する、あるいは数値を掲げることによってやっぱりより多くの町民の関心と呼ぶことになります。特に私が期待したのは、若い人たちの注目です。どういう政治をしようとしているのだろうか、この町をどういうところに行こうとしているのだろうか、だからそれはやはり文言だけでは、キャッチフレーズだけでは、私はなかなか理解し難いと思います。特に今若い人たちはデジタル化が進んでいますので、数字で示すというのがすごく胸に入ってきます。それで、注目もしやすい。何よりも後で検証しやすい。よく頑張ったなとか、いまいちだったかなと、これはまだまだこの町ではなかなか難しいのかなとか、いろんなそこで思考が生まれるはずですよ。だから、そういうことを目指して、ぜひ私はやってほしいがためにマニフェストの提示は考えませんかということをお尋ねいたしました。数字にできるものとできないもの、当然あります。よそでやっている事例をそっくりまねろとは言いませんけれども、あなたなりのマニフェストは、私はぜひ出すべきではないかなと思いますけれども、再度の答弁

お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

当然町長が替わり、顔が変われば政策も変わってくるのが当然だというふうに思いますし、今回の選挙戦通して、約20年ぶりに行われた選挙です。街頭演説の中でも、町民からの熱い期待というものを非常に感じさせていただきました。そういった中で数値という質問でありますけれども、これ簡単に出せるものではないというふうに思っています。これ言い訳になるかもしれませんが、私は今年度についてはお話ししたとおり今年度の計画に沿ってやっていくべきだという考え持っております。ただ、来年度以降につきましては、しっかりと町の今までのことも含めて考えて、数値で示せるものはしっかりと数値で町民に示して、町政運営をしていきたいというのが私の思いでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 先ほどの同僚議員の質問の中で、これは公約ですよと問われました。そうしたら、杉山町長は、いや、公約ではありませんという答弁されたかと思います。これは本当ですか。これは公約ですよ。我々も公約出します。公約として出します。それは具体的であったり、そういう理念であったり、こういう考え方だということを出します。それに沿って自分は議員活動する、あるいは政治活動するということだと思えます。でも、公約でないという答弁は私は誤解を与えていると思います。本当に間違いないのですか。その言い方でよろしいのでしょうか。確認させてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 今お示しになったのは、選挙公報だというふうに思っています。私が掲げている公約は、人口減少対策だったり、教育環境の充実だったり、幾つか掲げさせていただきました。それは、公約として町が進めていく、私がこれから進もうとする公約になります。その中身についてであります。先ほど根本剛議員に質問された中身が町の土地の有効利用という中で、できれば無償でという話をさせていただきました。できるだけ安くという話もさせていただきました。これは先ほども申し上げたとおり、最終的には議会の同意も得なければいけません。町の条例もあるでしょう。そういったものをしっかり勘案して、できることであればやりたいという私は思いを持っています。ただ、人口減少対策の一つとして街頭演説の中で申し上げました。これからは、やっぱり皆さんからいろんな提言をいただきながら、できるものは何でもやっていかなければならない、そうしなければ人口減少対策にはならないという思いの中で私が街頭で話したことであり、大きな人口減少対策、これは私の公約であります。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 分かりました。ただ、議事録も読み直したほうがいいと思うのですけれども、誤解を受ける。私も実際えっと思いましたから、そのぐらいにやっぱりやり取りの中でですので、勘違いもそこもあるかもしれない。そこはやっぱり後々ちゃんとチェックすべきだろうというふうに

思います。具体的な数字がありませんし、先ほど言われた無償提供も含めてマニフェストというものを使って、町民にしっかり理解してもらう手だてを講じていく。今までにない政治スタイルをあなたがやっていく、新たな町長がやっていく、変わるのではない、違うのではない、面白そうだね、やっぱりいろんなことを呼び起こすきっかけにしてほしい。そういう思いで私はこの問いかけをさせてもらっています。数字にできるものはやっていくという話でしたので、これいつまでやるのだとか、それは後々またお尋ねすることにして、しっかり取り組んでいただきたい。

3点目ですけれども、自治基本条例、後半の答弁に、条例を施行している自治体においても慎重論が出ており、これどこを指して言っているのですか。こんなのがなかったのに……。否定的な考え、私は一度も聞いたことない。確かに1,788自治体があるうちで、つくって持っているところが368自治体しかまだありませんけれども、着実にやはり住民自治を考えた場合にこれは有力なツールだということで、皆それぞれ時間かけてやっています。うまくいっているところはすばらしいまちづくりになっているわけです。トップランナーがニセコ町です。合併したとき、19年7月だったと思いますけれども、現片山町長が会計管理者時代にこの町に来て、職員向けの講演会やっています。私も出席させてもらいました。やっぱり感動しました。こんな考え方で職員の皆さんもあそこはやっているのということです。この慎重論が出ておりという、慎重に議論を高めていく、これちょっと意味私は理解できないのですけれども、本当に町長、そう思っているのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 私もこの条例について、若干であります、勉強不十分な部分もあるかもしれませんが。インターネットを通して見た中で、確かに慎重論がある町村もありましたということで、私はこの基本条例をつくるべきではないという思いではありません。この中にも書いてあるとおり住民の参加、それから涵養も必要だというふうに思っています。なので、我が町では恐らく私は初めての今問いかけでありますから、町としてしっかり議論をして、それに向けて前向きに進んでいくという考えの下にこの答弁させてもらったところです。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 今前向きに取り組む、考えていくという、取り組んでいくのだという受け止め方でいいですか。この町には、みんなの声をまちづくりにいかす条例、住民参加条例ということで制定しました。これも議会ははじめ一般質問等でも自治基本条例を策定して、しっかり新しいまちづくりに向かっていくべきだと、やっぱり基盤となる、基本となるまちづくりの考え方、運営の在り方、これをしっかりつくってスタートしたほうがいいのではないかとということだと。ところが、出てきたのがみんなの住民参加条例だけでした。これは一部です。自治基本条例は違います。これから出て、多岐にわたっての広範なまちづくりに対しての町の基本姿勢ですから、理念ですから、それは具体的なものの中に入れ込むことは可能ですけれども、だからこの町に合ったものをつくりたかったら、そういう考え方で私は取り組んでも何の問題はない。ただ、新しいまちづくりに向かうと私は思ってい

ますから、ですからここでこれに取り組むことによって住民の意欲を勝ち取る、これ住民参加がなければ絶対に成り立たない条例ですので、これ考え方は職員の皆さんもみんな承知しているのです。ところが、出てきたのが住民参加条例だけです。これはもう10年以上もたっているのですから、やっぱりバージョンアップさせて、まちづくり条例にしっかり取り組んでいくべきだというふうに、再度の答弁をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

先ほど申し上げたとおりしっかり議論を重ねて、検討して前へ進んでいきたいというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 議論を重ねてといいますけれども、それは内部でやるのか、あるいは町長の考え方でひとつ研究させ、所管に研究させるという意味なのかちょっとあやふやなので、ただ議会とだけ、議員個人とのこういう一般質問の形で議論だけで進んでいいものではないと思います。そこは、もう一度確認させてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

議場だけの議論では、私は駄目だというふうに思っています。議場を離れた場で議員の皆さんとも議論を交わし、そしてまた庁内の職員とも議論をして、そして検討するという姿勢でいきたいというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） これはやっぱり町長のリーダーシップないと、この条例は私はなかなか難しいと思っています。ですから、この局面でしっかり町長の考え方で、行くぞ、これ時間はかかるかもしれないけれども、町民の理解を得て、しっかりつくっていくことを検討できないか。結果として、できないこともあるかもしれない。私は目指してほしいのですけれども、そういう考え方で私は進めていただくのがベストだと思うのです。せかされてやる話では私はないと思います。もう一度、すみません、くどいようで。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） この条例に関しては、私もしっかりと勉強させていただいて、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） では、2問目にまいります。

本郷体育館解体方針についてであります。このことについては、上位計画との整合性を図るものであって、個別案件について再考、再検討するものではないというふうに言っています。しかし、今自

治基本条例の話もさせてもらいましたけれども、参加条例も持ちながら、それを生かして、私は生かし切れていないと思っていますけれども、町民の声が本当に反映されているのかという疑問を私はずっと持っています。全てとは言いません。案件によっては、本当にこれ住民の理解をもらえているのということが何点かあるのです。だから、私は問いかけさせてもらいました。特に今般の説明会、懇談会では、あれだけの厳しい意見が出ました。私も当初この計画が出たときは、やむを得ないなというふうに、執行側の考え方に近い理解を示していましたけれども、でも待てよと立ち止まったときに、町民の声、これ反映されている、こんなに反発あるって。ですから、そこはこういうふうを考えるのではないというふうに言ってしまうといいのか、これが町民の声が反映されていたら、あんな説明会で、懇談会で反発が出るわけじゃないではないですか。そこは、もう一度どういうふう考えるか、あの状況から。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、今般の公共施設の総合管理計画につきましては、町長答弁あったようにこれまで昨年度策定しました個別施設の管理計画を基本に見直すというものでございます。ですから、総合管理計画については、そういった個別の案件について再考するものではないということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 総合計画の見直しには入らなければ、個別の見直しもできないということになりませんか。答弁お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 何度も同じ答弁になるかと思いますが、あくまでも昨年度策定しました個別施設計画を、それを反映して、今回見直すものでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） では、あの懇談会でのいろいろ意見、要望たくさんございました。それに対してはどのように、その後の進め方に反映させていくのですか。あれだけいただいているのですから、フィードバックはしなければいけませんよね。町民の皆さんにちゃんと回答をお返ししなければ、そのキャッチボールがとても大事だと思うのです。そこはどういうふう考えています。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） あの説明会につきましては多くの町民の方が参加いただきまして、非常に厳しい意見等もいただいております。その中でいろいろ質問がございました。特にありましたのがやはり体育館、体育施設の件でございます。その中でいろいろご意見あった中では、先ほど答弁にもありましたが、いわゆる代替案の利活用の説明が不十分だというような意見もございました。ということで、そういった代替案の詳しい数値、さらにはどういったら利用できるのか、どういった代替

案なのかと、その辺をやはり詳しく再度説明するというのが大事なと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） その代替案ですけれども、あの体育館をなくすのです。なくした後どういふふうな使われ方するのだ、代替で間に合わせる、可能だという根拠が町民の皆さんには見えません。数字は確かに使われています。実際にどのように使われているか、数字だけ教えてください。それぞれの施設、ほかの体育施設も含めて。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 根本謙一議員の再質問にお答えを申し上げます。

現在の利用状況でございますけれども、新型コロナウイルスの影響のない平成30年度の利用で申し上げますと、延べ834回、1年間に2万人オーバーの2万478人が利用している実績がございます。ただ、中学校の部活動の利用が約4分の1強ございますので、延べ1万4,000人強の利用があるということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） この町は、3町村が合併しています。一番私は寄り添ってほしいのが、やっぱり地域感情です。これ数字で、今あれだけの使われている実数が出ました。では、よそで使われている実数とどうなるのだ。人口比も違います、それぞれ。ですから、数字で比較しながら、だから少ないから要らないだろうと、そういう論理は私は乱暴だと思います。しかしながら、同じ築年数と言えるものが、片方で耐震大改修やって、片方で雨漏りで10年以上も放っておいて、傷んでいるから解体します。第二体育館がありますから、小中学校の体育館も使って、大丈夫でしょう。この論理って町民側からしたら、何だそれとなりませんか。私は、ここを町長にも教育長にもやっぱりしっかり受け止めてほしい。ですから、職員の皆さんが説明会で、懇談会で受けた話、それからどういうふうにそれをもって説明されているか分かりませんが、私は開催記録、ぜひ出していただきたいと思います。住民参加条例見ますと、ちゃんとつくって、公表すべきものだというふうに書いてありますから、それは後々要請しますけれども、それ見たらどういうことだったのかというのが分かりますから。だから、数字で片づける問題ではないのです。地域感情もそこにすごくあるわけです。ですから、しっかりもう一度この局面で私は再確認、再検討した結果、やはり何とかかなりそうだ、これこういうことで理解できないかというところにいくのも私はありかなと思いますけれども、ただもう一度再確認の検討会議は、協議はやっぱりすべきだというふうに思いますけれども、教育長からご回答いただいたほうがいいのかと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 根本謙一議員の再質問にお答えいたします。

確かに私も説明会の記録等を若干眺めさせていただきました。本当に本郷地域の皆様にとっては大事なスポーツの拠点であり、シンボリックなものでもあると思いますし、万が一なくしたときの喪失

感は本当に大きなものだというふうに実感をしております。ただ、私も様々な問題を調べているうちに、やはり長期的な視野に立って町全体の社会体育施設の今後の整備の在り方について考えていくときに、現在の利用者の方々の利便性、とても大事だというふうに考えております。しかし、今後10年、20年、30年先の町民の皆様方、後世の方々に負の遺産を残さないという視点も大事なもののかなというふうに同時に考えております。したがって、町全体の社会体育施設の利活用を十分に図っていくことも含めながら、プラス学校の体育施設なども十分に活用していきながら、総合的に施設の整備について考えていく時期が来ているのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 今教育長、大変重い言葉をおっしゃいました。負の遺産にならないようにと。あれを残すことだけではない意味合いで言われたかなと思いますけれども、負の遺産とは、私はそれは使ってはいけないと思います。今地域になくってはならないものだ、なくなった喪失感を想像すると言われました。そこまで言われて、長期的な視野に立ったら負の遺産になるような、その答弁の仕方は、町民が私はがっかりすると思う。そうでなくて、長期的に考えたとして、使われている人数の問題ではないのです、もうそうなる。地域の人にとっては、そこにあるものがなくなるのですから。今まで手当て一切していないのです、長年。それは、その当時でそれは解体したい方はそうだったのかもしれないけれども、それは私はいただけないと思います。その答弁でよろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 根本謙一議員の再質問にお答え申し上げます。

誤解があったと思われますので、その点については私のほうから謝罪申し上げたいと思います。負の遺産と申し上げたのは本郷体育館のことではなくて、長期的視野に立って、今後町の社会体育施設全体のことを申し上げたまででございます。したがって、現在旧高田町の旧公民館施設に付随する小さな体育施設であったり、様々なものがございますが、そういうものを総合的に考えていかなければならないと、そういう意味で申し上げた次第でございます。誤解がありましたら、大変申し訳ありませんでした。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 分かりました。そのまま受け止めさせていただきますけれども、それならばなおさら総合計画で30%減らすという計画になっています、これは。でも、これとて大ざっぱです。理想から言えば、半分ぐらい減らさなければならないのです。これは、合併自治体にとっては大変なことなのです。それでも、こういう計画をつくってしまったのです。そういう中で地域感情をある意味必要経費だけで進めてしまうというやり方は、いまだ住民自治を育んでいかなければならないこの時代に私はそぐわない、絶対やってはいけない進め方だというふうに思いますので、再度の答弁

お願いします。そこはどのように考えられるか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今の根本謙一議員のお話を受けまして、大変ご発言重く受け止めております。私どもとしても、本当に住民感情を大切にしながら、寄り添ったやっぱり行政をしていかなければならないのは当然でございます。したがって、今後様々な形で現在ある施設の利活用はもちろんでございますが、今後考えられている本郷一小跡地の活用でありますとか、様々な観点から総合的に本郷地域の皆様はじめ町民の皆様の感情を前向きにやっぱり持っていけるように、私どもは行政を進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） ありがとうございます。ぜひ懇談会にも出席されて、生にやり取りいたしてください。期待しています。

では、次に参ります。旧本郷一小跡地の利活用についてですけれども、懇談会、担当所管、総務課長の答弁では、私は満足できません。本当に聞いたのかという、あのやり取り、説明では私とて腹立ってきます。そのぐらいに不十分でした。そうでなかったら、これだけの反発出るわけないです。なるほどと思わされるような資料を持ちながら、きちっと説明しないと。丁寧な説明って何ですか。何回も何回も同じことを言っていればいいという話ではないのですから。ですから、懇談会はあれで終わりではないという話も伺っていますので、ぜひそこには町長も副町長もぜひ出席して、じかにキャッチボールやってください。それでも、どうしてもいろんな多様性、多様な人がいますから、いろんなことが出ます。でも、それも次への時代を送るステップになっていくではないですか。肥やしになるではないですか。そういう繰り返しです。これが5年、10年でちゃんとなっていくのだという話ではないのです。そこを見て、長いスパンでというお話されましたけれども、それとてやっぱり長い年月をかけて育んでいく、町民にもっともっと関心持って、いろんな意見を言っていただく。そうでなかったら、杉山町長の理想とする町政なんて私はかなわないと思います。お任せ行政は絶対駄目ですから、これは共感できると思うのですけれども、そういった意味では再度確認させてもらいますけれども、懇談会をしっかりと何回か積み重ねる、それからキャッチボールもしっかりやっていくという受け止め方でよろしいかどうか、答弁をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

答弁書にも書いてありますとおり次回の懇談会、都合がつく限り私の出席をさせていただいて、町民の皆様の声をお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 最後に、ある参加者の、懇談会へ参加者の町民の方の、これ思いです。思いというか、検討会にも参加された方。答申の3つの理念がございます。何度も言っているので、皆さ

ん分かると思いますけれども、本郷地区ににぎわいを創出する場所、コミュニティーを形成する場所、子供が自由に遊べる場所にしましょうと。大事な理念だということは、前町長もおっしゃっていた。この3つの理念には、本郷地域が徐々に衰退していく様子を見て、何とかして活気あふれる地域にしたい、そこに住んでいる住民が、ここはとても住みやすいところだと思えるようにしたい、全住民、全世代を対象にした場所にしたいという願いが込められています。そのために春夏秋冬365日、誰でもが気軽にふらっと来て、おしゃべりし、つながりを深め合う。子供たち、幼児から中学生、高校生も含めて友達と時を過ごせる場所と同時に本郷地区の豊かな自然、水、水路、歴史、文化、産業、本郷焼などが学び合い、それを観光などに生かしていく拠点としての場所にしたいという大きな願いが込められています。しかも、住民が主体となって跡地づくりを進めることは大きなメリットが生まれるのではないかと、住民が集まり、知恵を出し合い、まず一つの事業をみんなで完成させる、その成果を基盤に次の事業に取り組む、この繰り返して跡地を何十年もかけて整備していく、整備に世代をつないで参加していく、息の長い展開が大きなメリットも生むと確信しています。これがまさに住民自治の歩むべき私は道筋だと思います。積み重ねです。5年くらいでそれだけでできるのだったら、こんな簡単な話ではない。ぜひ先進事例の取組は、皆さんのほうが一番知っている、我々よりも。付け焼き刃の勉強ではないのですから、皆さんは。まさにその現場に立っていらっしゃる。町民のそこにちゃんと寄り添ってもらわなければ困ります。誰のための仕事やっているのですか。ぜひそこは再度お願いしたいと思います。この町民の句に対する感想を最後にいただいて、終わりたいと思います。町長、お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 町政は、町民のためのものでありますから、しっかり町民の目線に立って物事を考えていきたいと思います。

○11番（根本謙一君） ありがとうございました。

○議長（谷澤久孝君） これで根本謙一君の質問は終わりました。

○延会の宣告

○議長（谷澤久孝君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会いたします。

延 会 （午後 4時27分）

定 例 会 6 月 会 議

(第 3 号)

令和 3 年会津美里町議会定例会 6 月会議

議事日程 第 3 号

令和 3 年 6 月 9 日（水）午前 10 時 00 分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１６名）

1 番	野 中 寿 勝 君	9 番	横 山 義 博 君
2 番	村 松 尚 君	1 0 番	佐 治 長 一 君
3 番	小 島 裕 子 君	1 1 番	根 本 謙 一 君
4 番	洪 井 清 隆 君	1 2 番	根 本 剛 君
5 番	堤 信 也 君	1 3 番	山 内 須 加 美 君
6 番	鹿 野 敏 子 君	1 4 番	横 山 知 世 志 君
7 番	鈴 木 繁 明 君	1 5 番	石 川 栄 子 君
8 番	星 次 君	1 6 番	谷 澤 久 孝 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総 務 課 長	國 分 利 則 君
政策財政課長	鈴 木 國 人 君
参 事 兼 会 計 管 理 者	原 克 彦 君
町民税務課長	児 島 隆 昌 君
健康ふくし課長	平 山 正 孝 君
産業振興課長	金 子 吉 弘 君
建設水道課長	鈴 木 明 利 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
教育文化課長	松 本 由 佳 里 君
教育文化課主幹	福 田 富 美 代 君
代表監査委員	鈴 木 英 昭 君
選挙管理委員会 委 員 会 長	小 沼 會 志 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	高 木 朋 子 君
総 務 係 長	歌 川 和 仁 君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） これから本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告第7号、15番、石川栄子さん。

〔15番（石川栄子君）登壇〕

○15番（石川栄子君） それでは、通告に従いまして2問質問いたします。

まず、1問目です。人口減少対策について伺います。1点目、町長の公約の一つであり、とりわけ力を入れて取り組まれるとされる人口減少対策について具体策を伺います。報道紙などで伝えられましたが、できることは何でもするつもりでないと人口増加にはつながらないと抱負を述べておられました。町では、これまで移住定住策、空き家バンク制度の設置、子育て支援策などを講じており、それは決して他自治体に劣るものでもないと受け止めております。町長がお持ちである、さらなる講ずべき対策について具体的に所見を伺います。

2点目です。人口減少は、20年以上も前から有識者らの見解で全国的に減少に転じると論じられてきました。また、改めて数値化された消滅可能性都市の公表は、自治体の大小を問わず、大きな衝撃を与えました。国が地方創生事業などで旗振れど、それは一時的で、傾向に歯止めがかかっておりません。そのような状況下、昨今はふるさと納税による応援者が関係人口として貢献している事例を聞きます。当町におけるつながりの実態はいかがでしょうか。また、ライン導入後の効果はいかがか伺います。

あえて少子高齢化の町として防災や高齢者施策など独自性のある福祉社会を構築し、町ホームページやSNSで魅力発信に努めることが若者流出の歯止めにもなるのではと考えますが、いかがでしょうか、見解を伺います。

2問目です。15歳以下の子供たちを対象にしたPCR検査を求めのご意見についてです。5月17日から我が町でも75歳以上の希望者を対象に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まりました。混雑して容易でない電話申込みなど難題、課題を抱えながらも対策に向けて動き出したことは、明るい兆しと言えるでしょう。他方、時期を同じくして、隣接市を中心に感染が爆発的に拡大し、連日発症者の報告が続いています。就学児童や生徒にも感染が認められ、休校や学級閉鎖を余儀なくされた事例を数校耳にしました。

そこで、小中学校への定期的PCR集団検査を提案します。動き出したコロナウイルスワクチン接種は、当初ファイザー製で16歳以上と年齢が制限されており、また広がりを見せるインド型等変異株

は従来株より若者層に感染力が強く、重症化する例が多いと報じられています。高齢者への接種でさえ潤沢とは言えない中、該当年齢に可能な町民の接種が一段落するまで、さらには研究が進み、15歳以下でも接種できる日が来るまで、大事な子供たちの安全、安心を確保するための提言であります。ただ、今は状況が変わり、接種可能年齢が12歳まで繰り下がりましたが、接種後の副反応に不安があり、データが十分入手できるまで見合わせているとも聞いています。PCR検査については、潜伏期間を考慮して半月置きが適当と私は考えます。見解を伺います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 15番、石川議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、人口減少対策についてであります。1点目の人口減少対策の具体策につきましては、山内議員の一般質問にお答えしたとおり、本町において様々な施策を講じてきたと認識していますが、十分な効果が出ているとは言えないと感じております。今後は、議員の皆様のご提言を賜りながら、できる施策は何でも取り組むことが重要であると考えております。

2点目のふるさと納税者とのつながりにつきましては、ふるさと納税は、関係人口の増加に寄与するものと考え、返礼品に体験型を用意しております。会津本郷焼体験は、平成30年度の開始から7件、ほっとぴあ新鶴宿泊は、平成27年度の開始から131件の申込みがあり、また本年度からモンゴルゲル宿泊体験を追加し、関係人口の拡大を図っています。体験型をご利用された方との現在のつながりは把握しておりませんが、寄附の使途報告に併せて町の魅力を記載したお礼状を送付するなど、継続的なつながりをつくる取組を引き続き行ってまいります。

次に、ライン導入の効果につきましては、5月31日現在、導入2か月ではありますが、既に登録者数は723人、問合せ件数は1万1,200件に上ります。システムの導入により登録者は24時間365日必要な問合せができるようになり、職員も他の業務に注力できるといった効果があります。また、ホームページが見にくいといった意見への解消にもつながっていると考えます。

次の独自性のある福祉社会の構築と魅力発信につきましては、本町でも急激な人口減少と高齢化に直面し、地域の活力のさらなる低下が懸念されており、人口減少に歯止めをかける対策とともに、これからも続く人口減少社会においても持続可能なまちづくりに向けた取組を行っていく必要があります。人口が減り、税収も下がる、そんな時代において行政が全ての課題を解決するというのは非常に難しい時代になっています。世代を超えた交流の推進等により、地域での支え合いの仕組みをしっかりとつくり、また大学生等のアイデアによる地域課題の解決や地域おこし協力隊を活用した地域活性化など、様々な交流を通し、人が豊かに元気に暮らすまちづくりを目指してまいりたいと考えています。その活動風景等をインターネットや雑誌で紹介することで町のイメージアップにつながり、若者の呼び水になり、流出の歯止めになる効果も期待できるものと考えています。

次のPCR検査についてであります。専門家の意見として、病気の人を正しく病気であると診断できる確率と病気でない人を正しく病気でないとして診断できる確率があり、それぞれの確率が100%になることはないとのことであります。検査結果が陰性であった方でも、検査をすり抜け、実際は新型コロナウイルス感染者であり、逆に安心して行動制限を緩め、結果として感染を拡大させてしまうことが指摘されております。現在児童生徒に対する主な感染ルートは、家庭内感染によるものであり、大人から子供へといったケースがほとんどであります。このような状況の中で、町内の児童生徒全員に対し、大規模なPCR検査を実施することは、迅速に検査をしなければならない検査体制に支障を来すおそれがあると想定されることから、定期的なPCR集団検査を行うことは考えておりません。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 一定程度ご回答いただきました。その中から多少再質問させていただきます。

まず、関係人口の拡大というのは、やはり町長のビジョン、確たるビジョンがここに存在しなければ、関係人口というのはなかなか広がっていかないのかなと、そのように思います。今回公約の中でもいろいろ羅列されております。その公約の中から、昨日も同僚議員からいろいろと指摘がありました。議会という存在をきちっと対峙していただいて、その中で納得したものの中で議決させていただくもの、それが町民の皆さんに理解されていけばいいのかなと、そのようには思います。

1問目は、2問目とちょっと重ねながらさせていただきます。ここでちょっと2点ほど紹介させていただきます。私たち視察研修で過去に行われたものの中で、関係人口が増えた事例、このような図書まで町で出されております。北海道の東川町、この事例が大変よかったなど。これは、ふるさと納税にかけて、ふるさと納税を目的を持って進めていращやる。要はふるさと納税を投資制度に仕組まれた。今までうちの町でも行われているような寄附とか、特産品、その関係で納税者となつなぐという、そこに加えて自主事業への投資、それから参画、こういったものを企画しておりました。例えば宿泊用の施設を造るのだったらこれを造りたい、これには何億かかります、ぜひ皆さん応援してください、そのように問いかけて、そしてそこに出来上がったらぜひ皆さんいらしてください、そこで泊まってくださいと。そうすれば、そこで実際に町とのつながりができる、そういったような形で進めておられました。これも町長の強いリーダーシップがあったからこそです。

それから、もう一点が、これは徳島県の神山町、よく県のほうでもご存じだと思いますけれども、この神山町は逆に、町に高速インターネットを配信されて、そして会津若松市もA i C Tがありますけれども、あそこ連携も取られているようですけれども、要は神山プロジェクトという3つのプロジェクトがありまして、働き手とか、起こす起業ですね、起業家を自分の町に誘致する。そのためのワークインレジデンス、それから次世代のワークスタイルを実現するためのサテライトオフィス、それからプログラマーとか、そういった技術者、そういった方たちが集結していただくためのコワーキングスペース、そういったものを企画して企業誘致、さらには雇用創出。そして、それがひいては、

この町非常に高齢化が高かったです。高齢化の高い町に若い方たちがどんどん出て行って集落活動に参加したり、それから町の魅力をその方たちが発信している。先ほどおっしゃったように、町の魅力を町の人が発信する、これも大事ですけれども、その町に関わった方たちが発信する、非常にこれ大きな発進力になっていくと思います。そういったところで、いつでもどこでも自由に仕事ができる、こういったような形を取れば、うちのような過疎の町でも十分発信していく力ができるのかなと思うのですけれども、今紹介した両町の取組についてまずご感想を伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、石川議員からの質問、そして取組の紹介をいただきました。確かにすばらしいなというふうに思います。関係人口の増加に向けては、やはり今議員がおっしゃったように、関係した方が我が町を訪れて我が町のいいところを見て、聞いて、そして地元に戻ってもらって広めてもらう、それは非常に大事なことだというふうに思います。そういった意味でも先進事例というのは非常に大事なことだというふうに思いますので、私も勉強させていただきながら検討させていただきたいなと思います。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） このような形が具現化されて初めて、地元にいる、本当に少ない人数であっても、ふるさとから出ていなくてもいい、ここに働く場所もある、こんないい自然がある、そういったものを実感して地元に残ってもらえる。無理して狭い日本の中で子供や、あと出産可能な女性を引っ張り込むということではなくて、今いる状態をいかに活性化させていくか、いかに今いる方たちが楽しく町の中で活動できるか、そういったことをやっぱりしっかりと研究していただけたらなと思います。

今第3次総合計画、この後期計画が始まりました。この中には、政策の優先課題に張りついた8つのSDGs、これの実施指針を設置してあります。これは、本当に前から訴えておりましたけれども、これが後期計画に入ってきたのは、さらに進むことなのかなと思います。空港に前回というか、過去にも、ザベリオ中学校がSDGsを活発に活動させて体験発表をされていると、そういったような事例も私も直接その発表の現場に立ち会ったことがありましたので、非常にすばらしいことだなと、若い世代が町のことにいろいろ関わるといのは本当にすばらしいことかなと。

ここで、教育長に就かれた歌川教育長の取材記事がありましたけれども、考え方すばらしいなと思っております。学力は大事だけれども、地域と連携した教育は欠かせないと、そういったような記事も出ておりました。後期基本計画に、やはり若い方たちが直接関わり合うということは、将来の自分たちの町を考える、先ほどの雇用創出と同じで、若い方たちが自分の町で、このままどこにも出ていかないで、本当に生まれて育って、その過程でこの町のよさを知る、そしてこの町を自分たちの手で何とかしていきたいと、そういったような思いにつながっていければいいのかなと、そんなふうに思いますけれども、今の教育制度、今探究活動なども進めておられますけれども、町長として子供さ

んたちをいかに、どのような方向に導きたいと、今回初めてですので、伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えさせていただきます。

今のザベリオ高校のSDGs、持続可能な地域づくり、これ非常に大事なことだというふうに思っています。我が町の魅力、しっかり小さいときから体験をして、その中で我が町に残ってもらいたいというのは非常に大変なことだというふうに思っています。やっぱり子供たちの教育、これ非常に大事で、これからの町を担っていく子供たちですから、そういったことに対しても、そういった意識づけといいますか、そういった非常に大事になってくるというふうに思いますので、教育環境の中でそういった取組ができれば私もいいなというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 教育長の分野だったかもしれませんが、教育長と一緒に併せて子供さんたちの教育にしっかりと向き合っていたきたいと思います。

人口を増やす策ですけれども、1つとして、これどうなのかなと思うのですけれども、今都市部で大変コロナ貧困者が多く出ております。ある程度の技術を持ちながら職場に就けない、もしくは解雇されてしまった。今町では、町内の方で、それで解雇されて仕事がない方に昨年などもそういった施策を取り入れられておりました。例えば東京都内ですとか、そういった都市部のほうにもそういった方が多くいらっしゃるはずですよ。大学は卒業したけれども、仕事に就けない、高い技術を持っているにもかかわらず仕事に就けない、そういったような方にも今移住、定住策で町で彼らは地域おこし協力隊を終えられて、そして今企業で町と連携されている方たちとの連携もありますけれども、さらなる人の引っ張り方としてはそういった都市部にいらっしゃる若い方たち、そういう方たちへのお声かけなどというのがあるのかなんていうふうに思いますけれども、そういった方策、これから考えていかれませんか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えさせていただきます。

コロナ貧困も非常に大きくなっているのは、報道で存じ上げております。やっぱり若い人もそうですけれども、年齢を重ねた方でも非常に熟練者といいますか、そういった方も含めて、もし我が町に魅力があって、そういう環境が整えば、こちらに移住していただく、そういったことも考えていかなければいけないことなのかなというふうに思います。ご提言ありがとうございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 町長、いいお言葉を伺いました。本当に年齢を問わず、うちの町のプラスになるような人材があれば、人口が減れば人材、本当に必要な人材というのが要ります。大変その枠が小さくなってしまうので、そういったような働きかけ、ぜひ今後ご検討いただきたいと思います。

では、2問目に移ります。PCR検査です。まず、町長にもしお答えいただけるのであればちょ

っとお伺いしたいのですけれども、今のワクチン接種、順調に進んではいるようですけれども、ただこの中で画期的な全国でも取り上げられた相馬市の事例があります。ここに渋谷健司氏という方がいらっしゃっていました。この方は、日本の公衆衛生学者でメディアにも登場されております。この方がいらっしゃって、今相馬市の新型コロナウイルスワクチン接種メディカルセンター長を務めていらっしゃると。この方がいらっしゃって、今の期日指定のワクチンの接種を始められて、大変画期的だなと思っていましたけれども、これは県としてこういった情報共有というのはなされるということではなかったのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 立谷市長、これはお医者さんです。私も懇意にさせていただいておりますけれども、詳しい内容は私もちょっと存じ上げませんので、担当課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 相馬市のやり方、進め方についてでございますが、県のほうから、各自治体、こういうふうに進めていますという情報については、基本的にスタート時点ではありません。時期がたって、進捗状況に各自治体、差が出てきた時点で、こういう取組もありますよという情報提供が出てきたということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） なかなか情報がないところありがとうございます。教育長のほうにお伺いしたいと思います。今町内の生徒児童数、ちょっとお伺いしたいです。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

現在の町内の児童生徒数であります。小学校児童につきましては835名、それから中学校生徒数については426名となっております。これは、本年5月1日、学校基本調査時点の数でございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 年々減っていますね。今PCR検査についてなのですが、12歳から15歳まで接種可能にはなったとはいえ、慎重姿勢でもあります。さらに、15歳以下に関しては、保護者さんからの同意が必要だということにもなっております。無防備な子供たちをどう守っていくかというところなのです。今町長のいただいたご答弁の中にも、確かに分かります、PCR検査が必ずしもそれが満額結果を得られるものでないとは分かっております。ただ、これが、ワクチン接種も全く同じことが言えます。ワクチン接種したらマスクを外してもいいよ、これアメリカ辺りで声をかけていますけれども、でも、実数が証明しておりますね。100%なんていうワクチンはどこにもありません。実際にワクチンを打った後に、やはりコロナに感染したという事例も幾つも聞いております。それが

らあと、副反応、これで死者が100人近くカウントされておるようです。必ずしもそれだけとは限らないという事例も含めてですけれども、そうなってきた場合に、今大人の方でも拒否される方もいらっしゃる中で、果たして子供さんにそういったデータが蓄積されたものがない中で、親御さんが、保護者さんが、うちの子にも打たせてくださいという親御さんがどのぐらいいらっしゃるかということもこれからまた調べていかなければならないのかなと。

そんな中で、打った、打たないで今度は差別が出てきます。学校の中で、あの子は打たなかった、自分は打った、だから大丈夫とか、そういったようなことで、そういう中でまた万一コロナ感染者が家庭の中にも出た。そうすると、あの子にもうつるのではないかと、そういったような余計なまた差別が出てきます。ですから、そういったものをなくすためにも、PCR検査、これでまずお子さんたちが一応ある程度はかかっていないよと。それから、もっと心配なのはやっぱり先生方、教職員の先生方がどの程度どの時期に打てるか、これにもよると思うのです。子供たちが、自分たちがよそから持ってくるというのはほとんどないと思います。町長ご答弁いただいたように、家庭内から、もしくは関わった大人の方から、もしくは大人が不用意に連れ出した商店街ですとか、そういったようなところから結局子供はかかってしまうわけです。そういったものをどう防ぐか、そういったところだと思うのです。コロナは、初期発見、そして早期に治療、これが一番でございます。もうこれしかないわけでございます。ですから、その一つの手だてとして、全員がPCR検査をして、とにかく学校の中はまず安全だねと、そういう意識を持つだけでも違うと思うのですけれども、いかがでしょう、学校の中で教職員の方も含めて、そういった安全な学校対策ということでお考え、教育長のほうから学校を管轄する立場としてお伺いしたいのですが。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 石川議員のご質問にお答えしたいと思います。

学校におきましては、ご存じのとおり、これまで様々な機関等からの通知を受けながら、必要十分な安全対策を講じて毎日の教育活動を実施していると認識しております。したがって、これもご案内のとおり、現在学校内での感染という部分では恐らく発生はしていないというふうに、本町の学校内では発生していないというふうに認識しております。今後さらなる感染拡大も心配されるわけですが、議員ご提案のPCRの定期的な検査につきましては、学校の負担増もございます。それから、定期的、2週間に1度程度というふうなご提案でございますが、実際には五、六日までの発症が結構多い状況などを考えますと、それよりもっと短いスパンでないと本当の安全、安心は確保できないような状況もございまして、学校での教育活動への影響などを考えますと、現時点での導入は難しいかなというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 今65歳から74歳まで、これも国の号令がかかったから、集団接種、こういった実施の予定に組まれてきました。学校も同じだと思うのです。今職場のワクチン接種も始まってお

ります。学校だったら、例えばどうしてもこれをやらなければならない、やれば安心だろうといったような方策を講じることが本当にできないのでしょうか。うちの町は、先ほどから申し上げておりますように少子化が進んでおります。今伺ったように、お子さんとそれから教職員含めると1,500人もいないわけです。若松市内のマンモス校とか、そういったところであれば1つの小学校の人数ぐらいになってしまうわけです。これにかかる費用というのもかなり、この少子化の町だからこそできる、そういった内容だと思うのです。

以前に私財調の在り方、財政調整基金の在り方について質問させていただいたことがありますけれども、財調についても、本来だったら財政規模の10%が適正の金額だと聞いております。そうすればうちの町は20億もあれば大体間に合うだろうと。私がそのとき伺ったときは30億でした。30億であれば一本算定に向けて財源不足を補う、これについては満足できる額ですと、そのときに今5年前の回答でいただいております。今40億あります。この中から例えば1年間、PCR検査を受けて、金額概算ですけれども、1年間で1億ないし2億、そういったものの間に大人がある程度ワクチン接種をして、ワクチン接種も大体60から70%の方が打てば、あとは周りは守られるだろうと、そういったような意見というか、目算というか、そういったものも発表されておりますけれども、そういったような状態になるまで子供さんを守る、できるだけ安全な核の中に入れておいてあげる、そういったような考えというのは、私はどうしても進めていただきたい。そして、それを少子化の町だからこそ先進的に美里町はやったよと、そういったのを全国的に広げていただければと、そのように考えるのですけれども、さらに伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、財政調整基金の考え方でございますが、現在長期財政計画のローリングをかけている状況でございます。後日また皆様方にはお示ししたいと考えておりますが、確かに40億の基金がございます。私からは財政状況だけをお話しさせていただきますが、40億ございますけれども、これから長寿命化計画等々ございまして、そちらに事業費として約七十数億かかるというふうに見込んでございます。直近5年間の中で、ある程度50億程度入れ込んだ予算を考え、その後また回収していく。なので、いわゆる2億5,000万ずつ毎年財政調整基金は取り崩しながら町政執行に充てたいという考えでございまして、裕福だということではない。確かに基準財政標準規模からすると70億ぐらいですから、70億あればよろしいんでしょうけれども、ただ決して裕福ではなくて、将来の負担等々を入れますと、その程度今ないと10年後なかなか厳しい状況になってくるだろうということで我々は考えているところでございます。あくまで財政のほうの状況でございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 長期財政計画、私も見てまいりました。確かに今ぐらいの金額がラインには乗っておりますね。ただ、これは何もない状態、潤沢な状態で、社会状態がそういう状況であって、今後のまちづくりのためにこれから人口減少も進む、そしてまして今うちの町、非常に財政力指数が

低いです。年々経常収支比率も上がっております。大変弾力性がなくなっております。ですから、このぐらいの金額は必要なのかもしれませんが、今回に関しては災害です。これはよく言われる災害です……

○議長（谷澤久孝君） 石川議員に申し上げますけれども、通告外ですので、範囲内で質問……

○15番（石川栄子君） いえ、今町長にです。すみません。考え方です。

○議長（谷澤久孝君） 財政については通告外ですからね、質問内容……

○15番（石川栄子君） これはいいです。財源について一応考えを申し上げただけです。そういった財源も確保できる、災害に対応する財源なら確保できるのではないかなと、私はそのように見ております。PCR検査、考えがないとお答えをいただきましたので、これ以上は申し上げられませんけれども、ただ、何らかの方法で、やはり今後ワクチンの打てない子供さんたちのために安全を守る、そういったような、もちろん衛生的な環境もそうです。そういったものをしっかりと、町長にしても、教育長もそうですけれども、守っていただきたいと、そのように思っておりますので、最後に一言だけお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 町長にですか。

○15番（石川栄子君） はい、町長。

○議長（谷澤久孝君） 何ですか、質問の内容は。

○15番（石川栄子君） PCR検査が受けられない子供たちを今後どのように守っていくか、再度お考えというか、これからの方策についてきちんとした考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） どちらにですか。何か町長と教育長に言われたのですけれども。

○15番（石川栄子君） 教育長に、ではお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、やはり子供たちの安全、安心な学校教育環境を守るというのが私たちの最大の使命でございますので、今続けております新型コロナウイルス感染症対策、これを徹底してまいることが私どもの最大の任務だというふうに思っております。新たなPCR検査であるとか、ご提案をいただきましたが、たしかワクチン接種については、今後まだまだ子供に対しては不透明なことがございますので、ご心配いただいております教職員のワクチン接種なども今後先行実施するような自治体も増えてきておりますので、将来に向けて私どもも研究しながら、より安全、安心な学校教育環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） これで石川栄子さんの質問は終わりました。

ここで10時50分まで休憩します。

休 憩 （午前10時38分）

再 開 （午前10時50分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第8号、5番、堤信也君。

〔5番（堤 信也君）登壇〕

○5番（堤 信也君） それでは、通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1点目、少子高齢化対策について。少子化対策については、行政だけでなく、産業界やその他の関係機関の理解と協力を得ながら地域全体で子供を育てるという認識を共有し、協力を得ながら必要な施策をどう進めていくのかが課題であると考えます。そこで、若年者のU Iターンを含めた定住者の増加につなげるにはどのような施策が有効と考えるか、見解を伺います。

次に、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を解消し、将来にわたり地域の成長力を確保するためには、地方において農業、製造業、観光などの地域産業の振興や人材育成をはじめ、コンパクトシティ、小さな拠点等による安心して生活ができる地方をつくるための様々なプロジェクトが国において展開されてきましたが、今般のコロナ禍の中で、若い世代が地方に住み、テレワーク、起業することで人生の新たな可能性を探る動きが芽生え、また副業や兼業、サテライトオフィスなどの多様な働き方が、社会貢献活動などを通じて継続して地域と関わりを持つ動きも見られます。優先順位も見極めながら、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、関係省庁との連絡をより一層強化し、地方創生の動きを加速すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、立地適正化計画についてであります。都市再生特別措置法に基づくものと認識しておりますが、将来の人口減少、少子高齢化を見据えた持続可能なまちづくりで、今後の人口構造の変化に伴い、税収が減るなど、町の財政状況も一層厳しくなっていくと思います。これらを踏まえ、長期的な時間軸で将来を見据えたまちづくりを考える必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目、新型コロナウイルス感染症の現状及び今後の対策、支援策についてでございます。まず、ウィズコロナ、アフターコロナ社会における合唱や吹奏楽部の練習方法、特設部、部活動の在り方が変わってくると認識します。現時点で小中学校における練習をどのように行っているのか、状況をお示ください。同様に、大会への参加や遠征の在り方も変わってくると思いますが、大会への参加や遠征についての考え方を示してください。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、高齢者への影響を懸念するところでありますが、感染拡大を防止するために、外出を自粛し、人と人との直接的な接触を避けるようになった方もいらっしゃるものと考えられます。生活様式の変化により、人と人との交流や社会活動などが減少しており、今後長期化することで、将来的には筋肉量の低下や基礎疾患の悪化、認知症機能の低下などが懸念されるものと考えますが、認識をお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症が流行してから、3密（密集、密閉、密接）を避けるなどの感染

症の拡大を防止する対策はある程度定着してきました。しかし、過度なソーシャルディスタンスを取ることは、外出を控えたり、孤立や孤独につながり、社会的な関係を断ち切ることに繋がってしまいました。そこで、誤解を招かないよう、あくまで保たなければいけない距離は物理的な距離、フィジカルディスタンスであることを伝えなければなりません。公民館などの各施設のそれぞれの研修室や部屋における利用可能な人数を住民に情報提供し、安心して利用できる指標を示して、外出する機会を後押しすべきと考えますが、見解を示してください。

次に、高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化しやすいというデータ、すなわち高齢者の重症化率においては高い数字が出ていますが、最近では変異株が県内でも9割以上を占めていて、10代未満の子供たちの感染も増えている現状の中で、積極的な情報収集と町民への正確かつ的確な情報提供を行い、町民の不安の払拭に意を用いること、引き続き感染症予防対策の啓発に努め、特に町民の不安払拭のための情報提供の取組は不十分ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。我が町でも4月、5月以降感染が拡大しております。10代未満から90歳以上と全ての年代で感染者が出ている現状であり、誰が感染してもおかしくない状況であります。今後は、ワクチン接種をいかに迅速に進めていけるかが重要であると考えますが、ワクチン接種体制、スケジュールの詳細について見解をお伺いいたします。

以上よろしくお伺いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 5番、堤議員の一般質問にお答えいたします。

なお、新型コロナ感染症の現状及び今後の対策、支援策の1点目、特設部や部活動の練習や大会の考え方につきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、少子高齢化対策についてであります。1点目の若年者のUIターンを含めた定住者の増加につなげる有効な施策につきましては、若者世代の減少は、子育て世代の減少に直結するため、高校や大学卒業後地元就職できるよう、安定した雇用の場の確保や、安心して結婚、出産、子育てができる環境の整備に取り組むことが重要であると考えております。また、移住、定住者への住宅取得に対する補助制度である住宅取得支援事業や若者定住住宅取得支援事業も有効な事業であると考えております。

2点目の関係省庁との連携強化による地方創生の加速化につきましては、国や県と連携を図り、有効な補助メニューを活用しながら、総合戦略が目指す、人口減少に負けない持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を進めてまいります。

3点目の長期的な時間軸での将来を見据えたまちづくりにつきましては、現在町では、時間軸を持ったアクションプランとして運用する立地適正化計画を策定しておりませんが、今後の人口減少と少子高齢化を見据えたコンパクトなまちづくりを進めるために、他計画、施策間の整合性や相乗効果を

考慮しつつ、策定については総合的に判断してまいります。

次の新型コロナウイルス感染症の現状及び今後の対策、支援策についてであります。2点目の高齢者への影響につきましては、町としましては、外出自粛や社会活動の減少などにより、体力、認知機能の低下といったフレイルが進行してしまうことを懸念しております。このような状況を改善するため、体を動かす機会づくりとして、在宅でできるじげん体操とうんどう教室の体操をパンフレットにまとめ、全戸に配布いたしました。また、それぞれの体操動画に編集し、集いの場へ配布をしております。無理なくできる内容でありますので、ぜひとも取り組んでいただき、フレイル予防につなげたいと考えております。

3点目の外出する機会の後押しにつきましては、2点目のフレイル対策に関連する内容でもあることから、感染症の発症動向とイベント等の開催可否の判断基準を踏まえながら、過度な自粛にならないよう情報提供を行ってまいります。

4点目の情報提供の取組につきましては、即時対応が可能なホームページ、ノパメールを中心に感染者情報、町施設の利用制限、感染症予防対策といった情報提供を行ってまいりました。しかし、ワクチン接種に関しましては、ワクチンが分配量の見通しがつかなかったこともあり、十分な情報提供とは言えない点もございました。これからは、文章やレイアウトなど、分かりやすく、かつ工夫を凝らし、感染症予防対策に関する啓発や情報提供に引き続き取り組んでまいります。

5点目のワクチン接種体制、スケジュールの詳細につきましては、まず75歳以上の高齢者を優先して、5月17日から町内医療機関で個別接種により開始したところであります。現在65歳から74歳の方のワクチン接種を集団接種で行えるよう準備を進めているところであり、最終的な65歳以上の方の終了時期につきましては、集団接種を行えることが条件となりますが、7月末を見込んでいるところであります。また、64歳以下の方につきましては、7月中旬に接種券を発送し、7月下旬から予約受付開始、8月上旬から個別接種を開始し、令和4年2月末までの終了を見込んでいるところであります。

なお、64歳以下の予約受付方法については、コールセンターとウェブ予約の併用とし、混雑緩和に努めていく考えであります。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 5番、堤議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の現状及び今後の対策、支援策についてであります。1点目の特設部や部活動の練習や大会の考え方につきましては、5月14日に福島県非常事態宣言が発せられ、県教育委員会より学校における感染拡大防止の徹底を図るよう通知がありました。この通知を踏まえて、感染リスクの高い学習活動の停止、他校との合同練習や練習試合の停止等の措置を行ってまいりましたが、両沼支部・全会津地区中体連総合大会に向けて、練習時間の短縮や換気等に十分注意し、感染リスクが高いと思われる行動を制限した上で、大会でのけが防止の観点から練習を認めてきたところであります。

また、大会遠征の考え方については、主催団体等が定める感染症対策を徹底した上で、各種大会への参加は認めておりますが、原則として、緊急事態宣言が発令された地域やまん延防止等重点措置が適用された地域などへの往来は行わないこととしております。今後も学習活動や部活動に当たっては、感染防止対策の徹底を図りながら活動するよう指導してまいる考えであります。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） ありがとうございます。一定程度の答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

まずは、今ほど答弁いただきました少子高齢化対策についてでございますけれども、今ほどの答弁の中で1点目の若年者のU Iターンを含めた定住者の増加につなげる有効な施策についてはということでご答弁いただきました。具体的に安定した雇用の場の確保というのが、こういったものを考えていらっしゃるのか、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 会津美里町の企業でありますとか、事業等々、これはもちろんのこと、やはり会津全域にあります産業ですとか、そういったものをPRしつつ、こちらにUターンされる方、Iターンされる方の雇用をマッチングさせていくというのは重要かと思っております。もう一つは、協力隊の話もありましたが、いわゆるこちらに定住される、もしくは昨日申し上げましたテレワークの推進で転職なき移住でしたか、そういった部分もありますので、今後はそのような国の施策についても十分町の施策に取り入れていくということが必要だというふうに考えてございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） その中で、我が町の中心市街地、ここも人口が減っています。まち・ひと・しごと創生総合戦略、人口動態を考えながら人口をどうやって維持していくかというのが必要であると思うのですけれども、町全体を見ることも必要だと思うのですけれども、逆に昭和の合併であったり、平成の合併であった町村単位での仕組みといいますか、その辺のやつも必要なのかなという考えも持っているのですけれども、今後の方向性の中でそういった部分をこういった形で、考えていないのならそれはそれでいいのですけれども、そういった部分がやはり、これだけ広いものですから、これは全体的にという話にはならないと思いますので、その辺こういった形で、これは短期的にできるものではありませんので、その辺についての考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、ご質問は多分美里町内、もともとの合併前のそれぞれの地域でのという話だと思っておりますけれども、それぞれ特性がございまして、いわゆる高田でありますと非常に立派な通りに商店街が張りついてございました。それぞれ本郷、新鶴も特徴がございまして、そういった特徴を出しながら、そこに磨き上げをしていくということがまず必要だと思いますし、先ほども申し上げましたが、やっぱり美里町は美里町、さらに隣の町もございまして。会津全域がやはり人

を迎え入れていく、そういったことも必要なのだろうというふうに思っています。まず、美里町としては、個々の地域のよさがありますので、それを生かした取組を進めていくということになるのかと思います。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） ありがとうございます。その中で、コロナ禍の中で都市部では、やはり20代から30代の若い世代を中心に地方に転職したいとか、地元に戻りたいの意識が広がっていると伺っております。感染収束後には、収束は終わりではなくて、収まるほうの収束ですけれども、UターンやIターン等の転職が増えてくるのだろうと考えております。今現在町のほうで民間主体のリノベーション事業及びUIJターン促進支援ですか、これがかなりの効力といいますか、を私感じているところでございますけれども、今まで以上に団体等が必要性を帯びてくるのではないかと考えております。今までの成果等々を基にして今後の課題、あるいは有効性、どのように認識して生かしていくのか伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 定住関係では、移住定住のコンシェルジュ事業ということと、いわゆる空き家バンクという部分を今一つの協力隊を卒業された方をお願いをしております。24時間体制でメールを受けたり、いろいろやっていただいております、非常に評判がいいということもございまして、そういったところと県の事業、福島県のほうもそういったところと協働して事業を起こしたいということで、今大学生を地域に入れていきたいと思いますという事業でございます。県と美里町、それから県といわき市ということで、今年度は2地域でやっていこう、そういったコーディネーターだとか、コンシェルジュがきちっといところと成果を上げていきたいという思いがあるようで、我々も県と一緒にそういった取組をしていきたい。

そういった組織が民間団体を十分活用していく必要があろうということと、もう一つ、地域おこし協力隊、国のほうももっと増やすという考えでございます。さらに、協力隊については、マネジャー制度と申しますか、そういったものを新たにつくっていこうということで動いてございます。美里町も、今年度から協力隊については、恒常的に受け入れていきたい。最終的には組織化をして運営をお任せできるようになってくればなおいいのだろうということで考えてございます。当初予算の中でもお話ししたところでございますが、そういう動きを県のほうも分かってくれて、また、それでは組織化について支援しますという事業も今美里町を主に動いているところでございます。そういった受皿づくりを今後進めながら、都会から来た方々と地域のマッチングが必要でありましょうし、テレワーク等々については、昨日の新聞報道でもありましたが、いわゆる転職なき移住ということで、地元でテレワークの環境を整備する必要がありますので、今年度、未来技術ニーズ調査事業ということで、テレワーク環境、美里町、どんな希望があったらいいのだろう、どんな人たちを呼び込んでいったらいいのだろうという調査を現在行っているところであります。それらを踏まえながら次年度事業につ

なげていきたいというふうを考えてございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 実績として結構見えてきているところは、私も感じております。逆に空き家対策であったり、そういった部分の利用なんかも、学生を利用して、利用と言う言葉が変ですけども、一緒になって実際に美里町に来ていただいて、空き家等々を利用しながら、そこで活動していただく、そういった部分もこれから当然必要な部分であるかなと思いますので、その辺についてはしっかりとやっていただきたいと。今もそれなりに動いてはいると思います。今ほど答弁あったように、これからも本当よそから来ていただいて、必要なことだと思いますので、そういった部分については、しっかりと対応して、行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

町有地の無償貸与、提供も1つ昨日も同僚議員のほうからお話出ています。その中で、我が町でも公共施設が借地料を払い続けているという部分もございます。ですから、そういった部分も勘案しながら、公有地等々の無償貸与どうのこうのではなくて、その辺もひっくるめた形で、今後財政の部分もございますので、しっかりと取り繕ってほしいと思いますが、その辺町長でよろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたしたいと思います。

無償か、の話は、昨日の質問の中でも話をさせていただきました。しっかりそういったものを勘案しながら、これから皆さんと議論をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） その辺はしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

立地適正化計画により都市のコンパクト化、適正な公共交通ネットワークの構築、これによる生活利便性の維持、向上、サービス産業の生産向上という、立地計画やることによっていろいろ、これは長期的なやつでございませうけれども、そういった部分も今後のまちづくりの中では非常に大切なことだろう。ただし、今答弁にございましたけれども、私も立地適正化計画そのものをどうのこうのというものではなくて、その中でいいものを引き出していただいて、やはり長期的なまちづくりを行っていただきたいと。その中でもいろいろ動向等々もございませうし、商業都市であったり、今後必要になるだろう運動関係の環境の部分であったりとか、そういった部分、学校の位置の部分であったり、これも今転々とした部分でありますので、そういった部分踏まえながら、住宅環境等々も踏まえて、その辺もしっかりとやっていただきたいと思うのですけれども、その辺についてちょっと考えを。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） その前の2つの質問につきましては、多分対策を減少していく、対策を打つというお話です。立地適正化計画につきましては、いわゆるどうしても人口減少が続いていくのだろうということで、コンパクトシティ、最終的には人が少なくなっていく中でどういったま

ちづくりを、要は長期スパンで描いていくのかという、少し広大な計画になってまいります。おっしゃられた中身、十分考えておりますし、また全国的にもまだ取組がそうそう進んでいるところでもございませんので、いわゆる必要に応じた、公共交通のネットワークの話もありましたが、必要性のある事業をブラッシュアップしながら、この計画をつくることでそれが進んでいくのであれば、そういった計画が必要かなというふうに考えているところでございます。今後いろんな計画もありますので、町長答弁申し上げましたとおり、今後そういったところを見ながら判断をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 財政削減等々にもプラスになってくる部分もあると思いますので、いいところ取りでぜひやっていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症について再質問させていただきます。答弁いただきましたが、教育委員会のほうで、宿泊を伴う学校行事、大会出場、合宿、遠征など、感染リスクの非常に高い学習活動の行動抑制については、去年の経験値もあって、いろいろとデータ等があると思います。その辺について去年の経験値を生かして例えば修学旅行であったりとか、そういった部分も学校行事の中で出てくるわけです。その辺を、去年は当然時期をずらしながら、感染の比較的低いようなところに行ったりとか、あと宿泊学習等々については、宿泊先だったり、視察先だったり、昼食のときのディスタンスだったり、いろいろ考えていただいたという話は聞いております。今年は、そういった部分についてどういった動きでいくのか、その辺の今現在での日程等、分かれば結構ですけども、お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 堤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

学校教育におきましては、新型コロナ感染症に対応しまして様々な制約を受けているのは事実でございますが、国も申しておりますように、私どもも同じ考えで、一期一会の学校生活を送っている子供たちにできるだけ通常の計画どおりの教育課程、学校行事を体験させてあげたいという思いでおります。その上でありますが、様々な感染症対策を取りながらも、できるだけ予定したものは実施していただきたいということで指導しております。一例になりますが、例えば小学校の宿泊体験学習、1泊2日で予定しているものを、宿泊を伴わない形で2日間日帰りで実施するなど、様々な方法を工夫しているところでございます。発生するバスの料金等につきましては、教育委員会等で補助しながら学校の計画を支援していきたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 本当に今教育長おっしゃったように、宿泊学習でも宿泊しないでやるとか、そういった部分も考慮していただいた上で、結局小学生、中学生、卒業アルバムに、えっ、何で、あれっ、お兄ちゃんたちがあったのに、お姉ちゃんたちがあったのに、私たちの修学旅行だったり、そ

ういったアルバムに残っていないのかなと。それは一生の思い出ですので、そういった部分については、しっかりと子供たちの思い出づくりもやはりやっていただきたいなと思いますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいと思います。

続きますけれども、町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議においての件についてお伺ひしたいのですが、社会の安全、安心を守る警察、消防署に対する発信、連絡、報告の体制等は今現状どのように構築されているのか、その辺について伺ひたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 警察、消防署との連絡体制という点でございますが、まず消防署につきましては、会津美里消防署が対策本部の一員として入っていただき、情報共有を図っているところでございます。警察署につきましては、現時点では情報共有というのは基本的には行われていないというのが1つございます。内容的には、救急搬送とかということがあって、あと消防署のほうとの共有は常に図っておりますが、警察署に関しては、町のほうにも個人情報等が入ってきておりませんので、あと警察署のほう、県のほうからの情報で動いているというふうに認識しているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 救急、消防署に関しては、それは理解します。ただ、警察署においても、例えば独り世帯のところで事故なり、病気なりでそこで亡くなった方、そこに向かうのはやはり警察の署員と消防署と行くわけですね。そのときに最低でもそういった、当然町では情報は入っているでしょうけれども……入っていないのですか、コロナ感染どうのこうの。そうであればこれは保健所絡み、会津でできないので、その辺において、私が危惧したのは、やはり消防、救急隊については当然どこで誰を迎えに行くかはあれなので、完全にそれに対する施設、防護で行く。警察署員に対しても、そういうところに行くのであればそれなりのやはり防護体制で行かなければいけないのかなと、そういった部分は私は必要なのではないかなと思うのです。まして1人で住んでいられる方亡くなった。そこに近所とか、何か連絡のために警察署員も行くのですよね。その辺の個人情報どうのこうのと、結局自治体にはそういった部分を知らせていただくという、それはできないのですかね。これ町長、よろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

堤議員の懸念するところ、私自身も感じておりまして、県に行ったとき、そしてまた先日も知事と懇談したときにも、そういった情報の共有というものを図らないと我々自治体としても非常に困るという話をしてまいりました。しかし、やっぱりコロナの感染症発生した当時の犯人捜しのようなことがあったり、個人情報もあったりということで、私からも共有してほしいという話はしておりますけれども、現在のところまだ個人の特定に関しては、町に対しての報告はないというのが現状でありま

す。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） これやっぱり県サイドがあれなのですかね。結局個人情報云々、一般の町民の方に知らせるわけではなくて、町であったり、警察署、消防署で知り得るわけですから、そこで個人情報、外に流れるということは私はないと信じているのです。ですから、その辺についても、今後は、県のほうにはしっかりと町長のほうから随時、まして4月、5月と美里町でかなりの方が感染なさっているわけです。今は、誰しもが感染してもおかしくない状態だと思います。中にやはり犯人捜しやっている方もいらっしゃるのでしょうけれども、そういった状態ではなく、やはり皆さんが安全、安心に暮らせるような状態に持っていかなければならないと思いますので、その辺しっかりと今後対応していただきたいと思います。その件についてですけれども、あとワクチン接種について、警察、消防署員等々のワクチン接種の順番といたしますか、それは今現在で町は関与していないということなのですか。それはそれで、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） ワクチン接種、消防署員、あと警察署員についてでございますけれども、消防署員につきましては、広域消防本部で6月2日までに基本2回の接種は終了しているということでございます。ただ、体調で接種ができない方とか、都合でできなかった方以外の方は全て終了しているということで確認を取っております。警察署につきましては、国の示す接種の優先順位の中に今現在警察署含まれていないのが実情でございます。昨今の報道でも東京とかでは警察、消防署員のほう、昨日から始めたということで、自治体に任せてあるというのが基本的なスタンスのようでございます。町のほうとしても、今現在警察署の方とは対応していないというのが実際のところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 本当にワクチン接種がやっぱり今後のゲームチェンジャーになり得るだろうと、報道なんかではやっております。ワクチン接種を行うことで、やはり迅速にやるということによって安心した生活を送れるようになるのではという、9割以上は大丈夫だということなので、今のインフルエンザよりも高い確率が出ているわけです。その辺について、今75歳以上ですね。聞き取りでも聞いておりますけれども、75歳以上の直近の数字、予約状況であったり、接種状況、数字でちょっと示していただけますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 75歳以上の予約状況と接種状況についてでございますが、今現在の6月8日時点で、予約状況につきましては3,208名の方の予約を受けているところでございます。率にして76.18%でございます。接種済みにつきましては、6月8日時点で、これちょっと実績でや

っておりますので、町内の医療従事者もこの中にちょっと含まれてしまうのですが、1,968名の方が既に1回目の接種を終えているところでございます。2回目につきましては、188名の方が接種をしているという状況でございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 今医療従事者も含めて1,968人、2回目の接種も医療従事者も含めて188人ということですか。医療従事者というのは、町内の医療従事者、町内に籍を持つ人、住所を持つ。例えば町外の医療機関に行っていられる方も含めてということですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 町内に住所を有している方で医療従事者としてやった分については町のほうにデータが来ますので、その数字であることは間違いございません。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） ということは、75歳以上の人は、この中で2回終わった人は何人くらいいるのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 申し訳ございません。今ちょっと分けた数字を手持ちに持っていないませんでしたので、確認して答弁させていただきます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） それは、後からお願いしたいと思いますので。

今後の接種スケジュールについて、今のところワクチン分配量の見通しがまだついていないという答弁いただきました。その中で、我々ワクチンの接種についての計画、当初スケジュールいただきました。6月上旬から65歳以上74歳までの方の接種券送付と、集団接種ですね、これ。接種開始が6月下旬と。このスケジュールどおりに、今の状態でスケジュールに対してどのような動きになっているのか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 65歳から74歳までの方の接種スケジュールについてですが、今集団に向けて大詰め調整をしているところでございます。このスケジュールで間違いなくいけるように、今取り組んでいるところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） では、予定どおりいくと。集団接種については、1日300人予定していませんか。これについて、打ち手だったり、ワクチンだったり、その辺については大丈夫だということではないのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） ワクチン及び打ち手についても、滞りなく準備できるように今現

在取り組んでいます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 1日当たり300件ということは、集団接種ここでやるということですね。1日何名体制ぐらいで考えているのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 1日当たりの要は接種者ということによろしいですか。

○5番（堤 信也君） 接種者300名を見込んでいるわけでしょう。接種する人、打ち手だったり、受付だったり、看護師さんだったりの部分の負担。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 申し訳ございません。ラインについては、一応3ラインを計画しております。要はお医者様3名、問診をする方、あとワクチンを作る方、あと受付をする方、全体で30名程度になるものと思いますが、1台当たり大体120から130が打てるということで、その3倍、約400近くが対応可能ということで見込んでおります。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） それは、朝から、時間帯もあるのでしょうかけれども、3名の方というのは、随時その3名でやっていくと。300名と。若松、当初計画の中で設けていた数字は、ワクチン接種実施計画なんていうのを若松市のほうでは設けております。午前、午後3時間ずつ、半日当たり270名、1日当たり540名。その1日540名の想定というのは、スタッフが午前4名、午後4名、看護師も午前10名、午後10名、あとその他事務系という形で計画していたそうです。うちは3、3、そのままの流れでいくと300名は打てると、その部分は確保してあるという話でいいわけですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 町といたしまして、午前、午後、3ラインを確保して対応していくということで、議員のおただしのとおりでございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） では、65歳から74歳までの方については集団接種を行うと。6月下旬からですか、接種開始が。7月末には集団接種完了と。国で言われている、これも当てつけだから、本当にあれけれども、自治体に対して言っているだけであって、本当に7月末までということ、これには、うちの自治体としては間に合うと。3名、3名という打ち手、先生方、これは今町内の4か所で、医療機関で75歳以上の方、並行してやっていますよね。その医師の方は除いたということでもいいのですか。集団接種と医療機関のやつは並行していくという考えでよろしいのですね。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 地域の医療について、地域の先生方にはやはり力を注いでいただきたい。あと、個別接種のほうの予約もございますので、個別と集団は別という形で考えております。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） しっかりとその辺はやっていただかないと大変なことになってしまいますけれども、先ほど同僚議員の中の相馬市のワクチン接種が注目されていると。今まだ65歳以上74歳までの方のワクチンの接種券送付していないのであれば、私やっぱり希望するのは、地区、行政区単位で送っていただきたい、日時を指定して。当然それは選挙人名簿等々もありますので、そういうのはたやすくできるのではないかと思うのですけれども、これによって、日時指定されて行けない場合に電話すると。そのほうが絶対電話のあれが少なくなるはずなのです。コールセンターどうのこうのに電話入れて予約しました、そんなことやっているのではなくて、行政区単位でこの地区は何月何日から何日までの間にやってくださいと、そういった方法のほうが絶対これはいいです。相馬市でそういう成功事例もあるのですから、うちまだ後発で動いているわけですから、そういったのをどんどん利用しながらやっていただきたいと思うのです。そのときにあと必要なのは、やはり65歳から74歳の方であっても自分で来れない方もいらっしゃると思います。そういったときに、例えばその地区分かりますので、マイクロバスを向けるとか、そういった部分も私必要なのではないかと思うのです。その辺についてどうお考えなのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 65歳から74歳の方への接種券の発送についてでございますが、議員のご意見も参考にさせていただいて、なるべく皆さんに負担がかからないような形で送付をしたいと考えております。地区、あと個別に一人一人時間の指定、そちらも考えて進めていきたいと思っております。あと、足の確保についてでございますが、75歳以上の方について、個別接種で、あいあいタクシーの利用を推奨させていただきました。今回も特に年齢層が若くなってきておりますので、自分で来られる方が大半になってくると思います。同じように、あいあいタクシーのほうのご利用のほうをお願いするような形で今現在考えております。予約等もございますので、台数が多くなるような場合は、台数を増やして対応していただくような形で検討しているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） あいあいタクシーもいいのですけれども、それが今75歳以上の方については、自分でおのおのが接種日を予定入れて行っているわけです。ですから、全然違うわけです。65歳から74歳までの方は、行政区単位で受けるのであれば、そこに持っていけば1台で済むわけでしょう。1台になるか、何台になるか。だから、そういう部分もしっかりとやっていただきたいと思います。

あと次に、65歳から74歳終わった後には今度基礎疾患ですか、基礎疾患の持っていられる方というのは、これは町では当然把握できていないと思います。そういった場合のかかりつけ医、町内のかかりつけ医だったり、町外のかかりつけ医、その辺のこういった形で受けていただくか、周知の仕方、そういったのはどういうふうに考えているのか、それについて伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 65歳以下の方に対する接種の方法ですが、今、昨今の状況で基礎

疾患のある方を分けて特段出さなくてもいいというのが国のほうの方針として今出てきております。といいますのも、先ほど議員が言われましたように、基礎疾患、町のほうで情報を持っていない。あくまで自己申告制だということがあるということで、混在することは仕方がないという形の考え方からのようであります。町のほうといたしましても、もう既に皆さん、基礎疾患の分は優先枠ですよという考えをお持ち、そういう情報で話が出ております。今後どういうふうな形で対応したらいいかということは、速やかに内部で検討させていただいて、周知を図っていきたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 今65歳以上の方々でも基礎疾患当然お持ちの方いらっしゃると思います。その方々もやはり町外の医療機関にかかっているのであれば、そちらに行っていたいただいたほうがいろんな面で薬だったり、いろんな症状の部分だったり考えれば、そちらのほうが断然町民の方にはいいわけです。それを今現在、私はまだいつそういう接種券送られてくるか分かりませんが、その中に最低でも例えば町外の医療機関、基礎疾患を持っていて医療機関をお受けになる方はこういった形でこういった方法でやってくださいと、そういった部分の周知も私は必要ではないかと思うのです。それについてどういうふうに考えます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 議員のおただしのとおりだと思います。接種、基礎疾患を持っている方の発送の仕方について、やはり町のほうでも情報提供して受け付けていくという形で内部検討させていただいて対応したいと考えます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 内部で検討するどうのこうのではなくて、1枚ではなくても半ぴらのあれでもいいのです。実際、若松市だったり、そういうところで既にそういったのを作って入れているのです。そういった部分は今後検討するではなくて、やはり率先して町のほうでやっていかなければならないと私は思うのです。これから考えてではなくて、まだ65歳以上74歳までの方の接種券の送付は終わっていないのであれば、その辺までやっていただきたいなと願うところなのです。ただ、もう既に6月1日からですか、コロナワクチン対策室ができました。その中で、業務そのものというのはどういった、接種券の送付に対する業務なのか、その辺の詳細がちょっとまだ分からないので、あれですけども、その中で職員の方に大変迷惑かけますけれども、そういった部分も踏まえながらしっかりとやっていかないと町民のためにならないのではないかと思います。その辺ワクチン対策の詳細ちょっと教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、基礎疾患を持つ方の接種の方法について、医療機関、主治医の先生とご相談をしていただいてから、接種に向けて調整を図ってくださいという旨の内容についての周知とかはしていきたいと思います。あと、対策室の内容ということでございますが、まず65歳

以上74歳未満の方の集団接種及び発送についての調整で大きな部分で1つございます。あと、今後64歳以下の方に対する接種の方法、接種のほうは基本的に個別接種という形になってしまいますが、その方に対する発送、あとウェブ予約等の準備、そういった部分の調整ということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 8月末までですよね、対策室。その中で64歳以下の方々の町民の方の接種券の送付もそこに含まれるという業務であるという判断ですね。今後64歳未満というか、64歳までの方の予約の取り方についても、64歳までだから、あれで取れるだろうではなくて、これも集団接種等々と一緒に、日程をやっぱり決めてやったほうが混乱なくできます。私は、そちらのほうスムーズにいくのではないかなと思うのですけれども、その辺も今後の課題として考えていただきたいと思います。その辺について。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 課題として検討させていただきます。基本、今集団でできる65歳から74歳につきましては、国のほうの集中的な支援という形でできたという形でございます。64歳以下の方につきましては、今現在国のほうでそういった指標が示されていないというのが実情でありまして、集団で対応するという今の取組がなかなか難しい状況ではありますが、今後中で検討、状況、医師会等と相談をさせていただいて、対応が取れるかどうか検討させていただきたいと思えます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 64歳以下の予約受付そのものがコールセンターとウェブ予約の併用、混雑を緩和して取り組んでいくということですのでけれども、じっくり、しっかりと対応してください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（谷澤久孝君） これで堤信也君の質問は終わりました。

お諮りします。昼食の時間が近づいておりますので、ここで休憩したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議ございませんので、1時まで休憩したいと思います。

休 憩 （午前11時48分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

○発言の訂正、追加

○議長（谷澤久孝君） ここで、健康ふくし課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 先ほど堤議員よりご質問のあった点について、訂正と追加をさせていただきます。

まず、先ほど75歳以上の1回目接種の内容につきまして、1,968名が接種し、町外在住の医療従事者が含まれますとお答えさせていただきましたが、申し訳ございません。町内在住の医療従事者ではなく、キャンセルにより対応した施設職員の誤りでありました。内訳につきましては、32名の施設職員をキャンセル対応として接種させていただいたということで、高齢者は1,936名でございます。2回目接種につきましては、188名全員が高齢者ということでございます。内165名が町内の医療機関で接種した方、残り23名が町外の医療機関で2回目接種を終えた方という数字でございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君、よろしいですか。

○5番（堤 信也君） はい、了解しました。

○議長（谷澤久孝君） それでは、次に、通告第9号、4番、渋井清隆君。

〔4番（渋井清隆君）登壇〕

○4番（渋井清隆君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

1 問目、皇室の方々が撮影されている写真の使用制限の有無等について、去る令和3年4月25日執行、会津美里町長選挙に伴い、後援会が頒布した資料に候補者と皇室の方々が一緒にいるところの撮影された写真が掲載されていることは、既にご承知のことと思います。

そこで、次の事項について、①、宮内庁収蔵作品等の写真を使用する場合は、宮内庁の許諾が必要と考えます。町選挙管理委員会（以下「町選管」という）の見解は。

②、また、一般人等が撮影した皇室の方々が写っているところの撮影された写真を許可なく、特に政治利用のために使用することは、上記の使用制限の有無に関係なく可能であると理解してよいのか、町選管の解釈と判断について併せて伺う。

2 番目、町長の政治信条について、同じく会津美里町町長選挙公報に掲載されている「私の政治信条」について、次のように述べられている。①、「私は、「嘘」や「ハッタリ」のない誠実な政治を行います」、②、「私は、「正直者が馬鹿」をみないような政治を行います」と述べられています。何を根拠に述べられてのか、具体的に伺う。

3 問目、町長の政策（土地の無償か）についてであります。町長は、立会演説やテレビ、新聞報道等で、人口減少への対応も大きな課題です。これから家を建てようと考えている人たちに対して、現在使われていない町の土地を「無償か、」と述べられている。このことについて、①、いつ誰にどの土地を無償か、されるのか、②、また、法的根拠について具体的に伺う。

4 問目、喫煙所、駐輪場の工事施工等についてであります。まず、喫煙所について、①、喫煙所は

軽量鉄骨造り（間口2.7メートル、延べ床面積7.84平方メートル（約2.37坪））であり、工事代金は合計362万9,829円（坪当たり約153万1,000円余り）という工事である。この工事は、喫煙所の設計規格表（明細表）にグレーチング溝蓋（長さ49.9メートル）の金額は75万8,480円、このほか、排水目皿（5か所）3万6,800円、エキスパンドメタル（29.9平方メートル）が11万9,600円、計91万4,880円計上されている。しかし、完成建物には設置されていない。ところが、喫煙所と同じ並びに建てられた車庫棟（軽量鉄骨造り、床面積373.19平方メートル）の入り口部分に長さ49.9メートルの排水側溝とスチール製の蓋（幅15センチ）などが設置されている。そこで、喫煙所と車庫棟の設計規格表（明細表）を突き合わせてみると、双方に同じ排水側溝とスチール製蓋などが計上されている。その長さ49.9メートル、金額は75万8,480円、このほか排水目皿（5か所）3万6,800円、エキスパンドメタル（29.9平方メートル）が11万9,600円、計91万4,880円と同じく計上されている。不思議なことは、喫煙所の間口2.7メートル内部にグレーチング溝蓋、長さ49.9メートルの排水側溝を設けること自体おかしい設計である。

②、一方、駐輪場（鉄筋コンクリート造り、延べ床面積13.25平方メートル（約4坪））の設計図書には、入り口のアルミドア一式27万200円、そのほかに強化ガラス1万2,450円が計上されている。しかし、いずれも完成建物には設置されていないが、駐輪場の工事代金は合計333万5,420円（坪当たり約83万3,000円余り）である。

①、②とも設計図書にあって、完成建物にはなく、変更協議書も存在していない。

また、平成30年6月6日提出、議案第49号 会津美里町庁舎及び複合文化施設建設工事請負変更契約（変更数量説明書）及び平成31年2月6日、第8回庁舎等建設調査特別委員会の資料である会津美里町庁舎及び複合文化施設建設工事変更整理表（相殺したとして説明した資料）にも喫煙所、駐輪棟に係る工事を変更したとのあかしとする変更工事内容の記載は一切ない。ちなみに、庁舎建設全体の工事に係る建設実施設計業務委託料は1億800万円、工事監理業務委託料は3,564万円、合わせて1億4,364万円に上る。この工事に関わる実施設計業務、工事監理業務は一体どうなっているのか不思議でならない。つまり実態は、実施設計の段階で故意に水増し計上しているか、または意図的な手抜き工事であるとしか言いようがない。

加えて、担当部局（以下「担当課」という）は、完成もしていない工事を工事完了と認め、工事代金を支払うことは、業者に対する便宜供与であり、利益供与でもある証左であると言わざるを得ない。担当課の解釈と判断について、併せて今後の対処方針について伺う。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 4番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

なお、皇室の方々が撮影されている写真の使用制限の有無等につきましては、選挙管理委員会委員

長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、町長の政治信条についてであります。政治信条は、政治家が政治活動や行動する際、自分自身が基本とする事柄を表したものであり、私自身、自分の政治信条を基本にこれまで政治家として歩んでまいりました。政治家は、嘘やはったりを言って政治を行ってはならない。また、正直者がばかを見ない政治とは、一生懸命正直に生きている方々が報われる政治を行うという意味で、政治信条としているものであります。

次の町長の政策についてであります。根本剛議員の一般質問にお答えしたとおり、町が所有し、宅地として有効活用できる土地をできるだけ安い価格で、できれば無償で提供し、移住、定住の促進を図り、人口減少施策の一つとして申し上げているものであります。具体的な手法や法的根拠につきましては、今後様々なご意見を拝聴しながら、詳細な検討を行い、進めてまいりたいと考えております。

次の喫煙所、駐輪場の工事施工等についてであります。ご指摘の内容については、設計者の設計書への入力誤りによるものであることを確認しております。しかしながら、その点では減額となるものですが、その他の部分で増額となったところもあり、最終的な増減の中で調整したものであります。町としては、設計書への入力誤り及び町との協議のない変更については、本来あってはならないことですが、経過や変更に伴う内容の説明を受け、最終的な判断としてやむを得なかったものと認識しております。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、選挙管理委員会委員長、小沼會志君。

〔選挙管理委員会委員長（小沼會志君）登壇〕

○選挙管理委員会委員長（小沼會志君） 4番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

皇室の方々が撮影されている写真の使用制限の有無等についてであります。1点目の写真を使用する場合の宮内庁許諾につきましては、選挙管理委員会として判断するものではありませんが、宮内庁に確認したところ、宮内庁に著作権が帰属するものであれば、その著作物を使用する場合について、権利者である宮内庁から許可を得る必要があるとの見解を得ております。

2点目の政治利用のために使用することにつきましては、1点目の回答同様、その使用に当たっては、著作権を有する権利者から許可を得る必要があるものと考えます。皇室の方々の政治的利用については、宮内庁に確認したところ、望ましいものとは言えないとの見解を得ておりますが、選挙管理委員会の解釈及び判断としては、使用制限の有無については公職選挙法の範疇ではないと認識しております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 一定程度の回答もらいましたので、再質問させていただきます。

まず、1番目からですが、これは著作権、著作権と言っただけですが、肖像権の問題があるの

ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 選挙管理委員会委員長、答弁。

○選挙管理委員会委員長（小沼會志君） 確かに肖像権という権利がありまして、しかし、この場合においては、議員お分かりのとおり、あの写真ですね、この場合においては、公的な人が公的な場所で撮られた写真についての肖像権というのは、一般的に撮られた、いわゆるスナップ写真等とは違ひまして、どのように扱われるかというところの強い規制はないものと承知しております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 今委員長が申し上げたとおり、宮内庁で保有しているのは肖像権と著作権があると思います。しかしながら、著作権というものは、著作物を作った著作者に対して与えられた権利です。肖像権というのは、自分の肖像、様子を勝手に撮影されたり、使用されないための権利というふうに私は理解しているのです。いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（小沼會志君） 今先ほど申し上げましたとおり、公の場所で公の人が撮られた写真というのと、議員が質問されているいわゆるスナップ的な写真とか、そういうものとは違ひまして、このときの肖像権というものは、そういう強い規制はないものと見ております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 私の言っているのはこのあれですよ、ご存じの。それで、念のために私ども知っている人が宮内庁総務課報道室広報係に今言っている同様の問合せをしたところ、選挙運動、先ほどもその範疇ではないと言っていますが、かかわらずお控え願っているとの回答だということなのです。いわゆるこれは、私から言わせれば、権利があるのですよね、お互いに、作った者、使用する者、撮られた人、この権利を侵害してはならないということでこのあれがあると思うのです。したがって、個人的にもあるのですよ、これ。今ばかりでなく、数か月前のテレビ報道でもありましたように、個人の女性の方の撮られたものが問題になった、お分かりですよ。ですから、私にもあるし、今の委員長も撮られればあるのですよ、これ。お分かりでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（小沼會志君） 何回も繰り返しますが、肖像権というものに関しては、確かに本人が撮られることを意識していない、プライベートなところで撮られた写真を公に使われるということと、公的な行事の中で行われている公人の写真の使用については、私は違ひと思います。先ほどから申し上げているとおりだと思います。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 何回もそれやっていると前に進みませんので、私はそういう理由、根拠からなっていると。我々も議会活動の一環である地区別意見交換会の中でも権利侵害のおそれがあるというので、音声や写真についても許可を取っております。我々もそういうことを十二分に注意をして

やっているところです。ですから、個人のみならず、公の場所であろうがどうであろうが、これは考えがちょっと違うと思います。ただ、私が言っているのは選挙のどうのこうのではないです。今ここで範疇ではないと言っていますので、あくまでも全体の我々のことに置き換えてもそういうことですということです。

2 問目に入りたいと思います。この文面を、文章を見ますと、主語、述語ともに他人と比較するような文言が述べられていますが、意図は何なのでしょう。町長、よろしくお願いします。

○議長（谷澤久孝君） もう一回、質問の。

○4 番（渋井清隆君） 2 問目に入ります。この、うそやはったり、正直者ということで、主語、述語に、他人と比較する、私はうそやはったり、文章、読んでみないと分からない。ここに、他人と比較する文言ですよね、これ。述べられていますが、意図は何なのでしょうということです。述べられた意図。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げたとおり、これは他人との比較ではなくて、私自身の政治行動する上での政治信条ということであります。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4 番（渋井清隆君） 町長はそうと思いますが、私はそうでないというような感じ受けたのです。もう少しこういううそやはったりという、これを見ますと、誰かがこういうことをしていたのかというような対比するものあったから、述べられたのかというような意味合いに取らざるを得ないのです、私は。町長は首かしげて、そうでないと言っていますけれども、相手側はそう思うかもしれないです。と私は思います。いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

渋井議員はそういう捉え方ということですから、それは渋井議員の捉え方でありますけれども、私としては、私の政治信条としてそういう政治を行ってはいけないという中での政治信条でありますから、私は一貫してこの政治信条を政治家として使わせていただいているところです。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4 番（渋井清隆君） それでは、3 番目の政策（土地の無償か）について。昨日の同僚議員の答弁の中でもありましたが、公約と考えていないと述べられています。しかし、選挙運動中に不特定多数の人間に対して述べられたものでありますので、私は公約であると考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

確かに街頭演説の中で申し上げています。私は、この演説のする前には必ず会津美里町の人口減少、16年の中で5,000人も減ってしまった。この人口減少対策を我が町としては何とかしなければならないというところから始まって、一つの考え方としてこういう提案を申し上げたところであります。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） それで、②番ですが、法的根拠につきましては云々となっております。これは、法的根拠はあるのです。見たことございませんか。会津美里町にも書いてあります、条例。会津美里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、この中を見ますと個人にくれるのではないのです。個人はないのです。既にこれはあるのです。それは、地方自治法にもあるように、財産の管理処分ということ、第237条、ここにも明確に書いてある。そして、地方自治法の第96条第1項第6号、昨日も町長が述べていますが、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。これは議決要件があるのです。ですから、私が言いたいのは、既にあるものとそれを比較検討しながら申し上げないと、誰にくれるのか、これも書いてあります。副町長は、OBですから、分かりますよね、あるの。副町長、いかがですか、どうですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 4番、渋井議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、町長が申し上げました無償、もしくは安い価格で提供したい、人口減少対策のために提供したいということ、ただそれについては当然法的な部分、要は条例を含め、地方自治法を含め、そういうものとの兼ね合いがありますから、議会の皆様方とも協議しながら進めていきたい。あくまでも単独で土地を提供しますよとか、差し上げますよという部分ではなくして、法的にクリアするような形で議会のほうにも提案して進めていきたいという趣旨のことでお話し申し上げたというふうに解釈しております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） これは、福島民報の4月26日、掲げた政策、着実実行。ですから、ないのにかわらず、先行して述べるということそのものに問題があるのではないのでしょうかと私は言っているのです。そうでしょう。書いてあるのなら実行していいのです。まだそれにもやらないのに、議会に諮ってもいないのに、こういう公約的なことにやれば問題がやっぱり生じてくると思いますよ、これ。それは、副町長、それは自分の思いです。物事があって初めて条例とか何か制定してあればいいと思います。ないのに先行して言うことは、これは間違いだと私は思います。ある中には今先ほど言いましたように、公的機関のものについて差し上げる云々はあるのです。譲渡という、譲与というのは、無償であれ、有償であれ、指しています。自治法よく見てください。ですから、私は言いたいのは、曖昧な答弁といいますか、言い方はご遠慮していただきたい、そう思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

曖昧な答弁ということでありますけれども、曖昧ではなくて、今新聞提示されました。政策実行、政策は、私の政策として公約としたのは、人口減少対策に対しての取組という中で申し上げています。先ほどから申し上げていますように、無償、またはできるだけ安くというのは、その中でこういう方策もあるのではないかという一つの例を挙げて申し上げたわけであります。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） だから、案で申し上げるのは確かにいいでしょうが、議会の議決があるならば、議決を受けた後にやはり述べるというのが筋ではないでしょうかと私は言いたいのです。まだできていない、素案のままで、すばんと出すというのは、やはり議会としても議会軽視であるというような、取らざるを得なくなります。そうでしょう。思いません。議会にも提案していない、条例変更もしていない。その上でこういうことを言うそのものが曖昧だと私は言っているのです。いかがですか、副町長。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） それは、個々人においていろいろな捉え方というのはあるとは思いますが、先ほども申し上げましたけれども、町長はあくまでも人口減少対策のために一つの手法として安く売るとか、無償で提供できないかという一つの方法論としてできないかなと、そういうことをやっていきたいという一つの考え方ですので、イコールそれが例えば選挙民の方々に全て約束したこととかというような形ではないというふうに考えております。あくまでもそういうことを今後検討していきたいのだということですので、議会の皆さん方といいますか、議会軽視というようなことでもないというふうに私は考えております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 個人の云々でないと思うのです。いわゆる地方自治法では議決要件というのは定まっているのですから、定まっているものを先行して述べるそのものにもう少し配慮していただきたいと私は思ったのです。何なら何でもよくなるのですよね、そうでしょう。ルールに従ってやるのでしょ、これ皆。と私は思うのです。私はそういうことでもって伺ったのです。そうならば議会も何も要らなくなります。議会は不特定多数という、さっきも言いましたけれども、皆さんのあれをもってやっているわけです。したがって、町民に対して言っている言葉なのですよ、議員の方々に対しては、そうでしょう。ですから、もう少し気をつけるというか、言葉尻もいろいろあると思います。だから、やはり誤解を受けないような範疇の中で、範囲の中でおしゃべりになったらいかがでしょうか。どうでしょうか、副町長。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 渋井議員がおっしゃることももっともだというふうには思いますが、ただ選挙に出る、町長の候補者として出る場合において、やはりそこで政治信条並びに自分の、

こういうまちづくりをしていきたいのだという一つの具体策として申し上げているわけですから、イコールそのまま、例えば条例を無視してとか、地方自治法を無視してやるのだということではないということです。あくまでも自分のやりたい施策を実現するためには当然議員の皆様方と、あと条例に関しましても、例えば改正が必要であれば当然それもやらなければならない。そういうものを踏まえた上での発言だというふうに解釈しております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 分かりました。

それでは、4問目の問題に入らせていただきたいと思います。答弁書を見ますと、ある程度、あつてはならないことです、こうだ、ああだと書いてある、云々と。経過変化に伴う内容の説明を受け、最終的な判断としてやむを得なかったと認識しておりますと。そこで、町政経験が豊かな副町長さんもいるわけですので、副町長にお伺いしたいと思います。私は、結論からすると、この工事に係る契約等は合法なのか、違法なのかということの判断について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 合法か違法かというような判断は、私裁判官でないので、そこでどうだとは言えないのですが、ただ、今まで町側がやってきたものにつきましては、当然違法ではないというふうに解釈しております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 違法ではない、では何をもって違法でないと言えるのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 何をもって違法ではないと、具体的に何なのと言われると私も答弁に窮する部分あるわけなのですが、ただ業者さんのほうにちょっと聞いてみますと、やはりこういう公共施設、そういう中で工事を進めていく上で、現場でもって、例えば施主希望、要は建て主側が、ここは図面でこうなっていますけれども、別なほうに変えたいのだとかというようなことは話合いの中で随時やっていく、そういうのは往々にしてあることだというふうに聞き取りで聞いておりますので、だから……だからという表現はおかしいのですが、違法ではないというふうに解釈しております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 何か副町長は理解していないと思うのです。建設ということは、建設業法にあるのです。第1条、目的に明確に、質の向上、建設の請負契約の適正化等についてうたっているのです。それで、明確に後から御覧になってもらっても結構ですが、建設業法の第18条、ここには建設工事の請負契約の原則とあるのです。分かりますか。第18条読んでみますか。建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれ

を履行しなければならない。第19条、建設工事の請負契約の内容、建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。1号の工事内容から16号まで、その他国土交通省令で定める事項とあるのです。2項には、請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項、今の1項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

これ私述べているように契約書はないのです。したがって、何が何ぼ減った、これが何ぼ増えたってないのです。分かりますか。ここの中のやつは全部先ほど述べましたが、マイナス要因ばかりです。91万、それもマイナス。アルミドア、あれも皆マイナス。どこにその金が行くのですかと。だから、契約内容が変わったならば当然契約書が必要なのですよ、原則なのですから。原則論を外してまでもやっていいという、こんな法律はないと思うのです。ましてや地方公共団体ですから。だから、私は違法だというように解釈するのです。

それで、前の副町長なんかは、これをちゃんと踏まえましてきちんとやっている部分もあるのです。現在やったのはこの前広報にも出してありますけれども、縁石の部分、設計どおりやっていなかったもので、設計に基づいて、のっとりやっただと。それから、総務課長は分かっているのですが、あなたは分かっているかどうか分かりませんよ、町長も。車庫の妻側とオーバースライダーが上がる裏側、こっち側の分、東口の。ここのボード板が払っていないのです。その部分についても、請負業者を呼んでやるような指示をして、たまたまこういう選挙になりましたが、これも指示までして、やることになっているのです。私はそういうこと、同じような条件のあなたとやっても、私は前副町長は立派だと思いますよ、こういうことをちゃんと皆やっていますから。あなたは、そのあれでできますか。今言ったように、分かっていたか、今。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 正直申し上げまして、そこまで分かっておりませんでした。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） では、なぜ総務課長はそれを伝えていないのですか。いかがですか、総務課長、そういう大事なこと。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまの車庫棟の件だと思います。詳細な報告については、まだ副町長のほうには報告しておりませんでした。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） これは大事ですよ。いろいろ聞いていて、教育長なんか、これがまさしく負の遺産だと思うのです。結局今の経年劣化でなく、補償期間、瑕疵担保のあるときにこれをやっておかないと、40年、50年間もつ建物がどんどん、どんどん傷んできて、町民からの税金がどんどんつき

込まれるのです。こういう大事な財政的なことをきちんとやっぱり伝えておくべきではないですか、総務課長は、いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 確かにその件につきましては、私の報告まだしていなかったということは反省しております。ただ、現在そういった今ご指摘のあった変更箇所、ここが設計ミスだったという箇所もございます。今全体的な変更があった箇所の調査をしております。今報告書が上がるというところになっております。その中で再度町もそこを確認いたしまして、今調整しているというところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） では、答弁書と全然違うでしょう。やむを得なかった、今調査してこれからやるみたいなこと言っているのです、これ。やむを得ないでないでしょう、では。これから調査するということでしょう。この答弁書はちょっと矛盾しているのではないですか、これ。いかがですか、総務課長。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） やむを得なかったということにつきましては、そういった設計ミスがあったということについては、やむを得なかったのかなと思っております。ただ、やはり事実は事実として確認する必要があると思いますので、そういったことを再度今検証しているというところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 設計ミスがあったことについてどうのこうの、これに対してはそういう問題ではないと思うのです。金額の問題があるのですよ、これ金額の。皆さんの血税でもって建てているのですよ、これ。そこにはないものを今度はどんどん入れたり、なぜこういうふうになってくるか、そういうことをチェック、技術者がいなかったのも、設計監理までしているのですよね、これ、先ほど言ったように。設計監理と設計、実施設計、その前に基本設計もありますよね。それ混ぜると1億8,000万なのです。ただ、それ抜いているから1億4,000万という数字なのです。全然やっていない証拠なのです。ましては、やるものは建築基準法、確認申請の云々というのは、第三者機関はそれだけしか見るものでは……それしかないのです。それ以外は、施主検査は発注者である役場がやるのです、検査員。これは、町長の責任でもないのです、検査員の責任なのです、権限があるのですから。私町長のこと言っているのではないですよ、これ。権限ある人がこういうことをやらないで、おろそかにしていたということが実態なのです。ここに問題があるのです。施主検査は一つもやっていないです。だから、こういうふうになるのです。そうでしょう、前からも私ずうっとここまでやってきましたが、施工写真もない、承認書もない。車庫なんか全然なかったのですよね、一切。要するに仕様書に準じてあるものが全然ないということは違法だということを私は言いたいのです。法令というのは、分か

るでしょう、法令、これは法のみならず、町の条例、規則、ここまでを法令というのではないですか、いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいま渋井議員の言うとおりだと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） ですから、私は町民の人がこれだけの、全部でここ何だかんだ入れますと35億くらいになっていますよね、これ。総工事代金、要するに実施設計、地形とか、いろいろ、いろいろ基本設計、実施設計、全部庁舎に係る、35億6,900万、ちょっと調べてみましたらこれだけの金かかっているのですよ、これ。それをいとも簡単にやむを得なかったと、全然自分たちの非を一つも認めていないのです。そうでしょう。町長、今まで聞いていてどう思います、内容的に。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 今の質問、そして答弁、聞いておりました。私自身、当時在職していなかったもので、詳しいことは分かりませんが、そのときはそのときの事情があったのだと理解しております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） それなりの事情があったと思いますが、それなりの対応策というのはやってこなかったというのがそれなのですよ。だから、今これマイナス予算になっているのです、はっきり言って。九十何万と、そこのドアの部分とか。ですから、こういうものをきちんとこれから精査して、ですから前から議会でも言っている。第三者を頼んでちゃんとやればまだまだ出てくると思います。今やっていますように、1年点検、2年点検、これもできないです、まだ。その1年点検も中途半端ですね。最後ですから、ちゃんと述べていただきたいと思います。総務課長。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、1年点検ということで何か所かございます。積み残しの分が何か所かございますので、それを今年度中に完了させたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） これで渋井清隆君の質問は終わりました。

ここで2時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時49分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第10号、6番、鹿野敏子さん。

〔6番（鹿野敏子君）登壇〕

○6番（鹿野敏子君） 通告に従いまして質問いたします。

1つ目に官製談合事件についてです。今回の官製談合事件における前町長の逮捕、辞職の事態は、全国版ニュースとなり、事は違えど50年余り前の談合事件、いわゆる無投票工作事件をほうふつとさせ、町民の心を深く傷つけるものでした。工事の受注のみならず、職員採用、人事、政策決定、全てのことに於いて談合は排除されなければなりません。公平、公正な競争が脅かされ、そのツケは例えば手抜き工事といった形で必ず回ってくるものです。会津美里町の行政への信頼が失墜する中、5期18年の県会議員の職を辞し、信頼回復のため、大義を持って立ち上がられた杉山町長に深い敬意を表します。そこで、入札制度の見直しを図る対応の急がれる現在、どのようにお考えかお尋ねします。また、事件時から現在までの対応、感想、反省、苦勞、職員の様子、町民からの苦情等についてお尋ねいたします。

次に、産業振興のための施策について2点伺います。1点目は、有機農業について。町の基盤産業は農業です。このたび農林水産省より、有機農業の農地面積に占める割合を2050年までに25%に拡大する方針が発表されました。福島県は、県自体が有機認証団体になるなど、積極的に有機農業に取り組んでいます。県と一体になってこの方針を先取りし、推進していけば大きな力となります。そこで、町における有機農業の実態について、農家数、農地面積等、把握状況をお伺いします。また、有機農業推進の意義についてお伺いします。

2番目に道の駅について。道の駅は、制度開設以来、四半世紀が経過し、現在は第3ステージとなり、地方創生、観光の拠点、さらには防災の拠点としてもその役割を担う時代になりました。1市町村に1つの施策となっており、全会津で道の駅のないのは、会津若松市と我が町だけとなりました。そこで、これまでの調査、検討の経過をお尋ねします。また、過疎対策事業としてまだ有効であるのかをお尋ねします。さらに、道の駅開設について所見をお伺いします。

職員教育について。一昔以上前の不遜な公務員の印象はほとんどなくなり、現代の若者は本当に親切、丁寧な町民目線の公務員です。こうした若い職員を伸ばすべく、町長の指導を期待するところですが、所見を伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 6番、鹿野議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、官製談合事件についてであります。1点目の入札制度見直しにつきましては、根本剛議員にお答えしたとおり、入札制度改革検討委員会の中で議論を深めてまいりたいと考えております。

2点目の事件時から現在までの対応につきましては、就任から入札が行われていますが、予定価格調書における最低制限価格を記入する際には、担当課長以外に契約担当課の職員が立ち会い、記入後速やかに封入し、担当課長が責任を持って保管しております。

3点目の感想につきましては、私も県議会議員当時、県の入札制度検討委員会の委員として入札制度の見直しに関わってきましたが、これがベストとする制度は難しいものがあります。その中で見直

しを図りながら、よりよい制度にしていくしかないと考えております。

4点目の反省しなければならぬことにつきましては、なれ合いは駄目だということであります。

5点目の苦勞につきましては、特にありませんが、議員とは全く違う仕事内容であり、職責の重さと責任を感じながら、よりよい会津美里町を皆さんとともにつくってまいりたいと考えております。

6点目の職員の様子につきましては、今後職員一人一人と話す機会を設け、職場としての課題、改善すべき点について判断してまいります。

7点目の町民からの苦情につきましては、いろいろあるかと思いますが、それぞれのご意見を真摯に受け止め、一つ一つ対応してまいります。

次の産業振興のための施策についてであります。1点目の有機農業につきましては、現在町で把握しているJAS認証を受けた農業者は9名で、農地面積については26万41平方メートルとなっております。また、有機農業推進の委員については、有機農業に取り組むことで環境への負荷が軽減され、安心、安全で良質な農産物を消費者へ提供することができると考えられます。さらに、農産物の付加価値を高め、農業者の所得向上に結びつくものと考えております。

2点目の道の駅についての1つ目、調査、検討の経過につきましては、平成28年度から平成30年度にかけて新鶴インターチェンジ周辺整備の中で検討を行い、近隣町村の道の駅の配置状況、道路状況などを踏まえ、整備については難しいものと判断したところです。

2つ目の過疎対策事業としてまだ有効であるかについては、町の過疎計画であります過疎地域自立促進計画は、令和2年度で終了をしております。新法に基づく令和3年度からの5年間の過疎地域持続的発展計画は、より具体的な事業を計上することとしており、第3次総合計画の実施計画と整合性を図りながら策定を進めているところであります。

なお、道の駅については、現在具体的な計画となっていないことから、過疎地域持続的発展計画に載せる状況にはありません。

3つ目の道の駅開設についての所見については、現時点での整備は難しいと考えておりますが、将来にわたって整備しないというわけではなく、社会情勢の変化や周辺地域の道路整備が進み、交通量等の状況が把握できてくれば過疎計画への位置づけも含めて検討できるものと考えております。

次の職員教育についてであります。会津美里町人材育成基本方針では、「町民の明日を考え行動し 未来を拓く 町職員を目指して」を基本理念としております。本町のこれからの持続可能なまちづくりを推進していくためには、斬新で柔軟な発想による事業提案や課題に果敢にチャレンジする若手、中堅職員の政策能力等の向上が不可欠であります。そのため、そうした職員を対象に、本町の地域課題の研究やその解決手段、さらにはまちづくりの実践を先進地等から学び取り、その成果を町政に還元できるよう、職員の人材育成を推進してまいります。

○議長（谷澤久孝君） 鹿野敏子さん。

○6番（鹿野敏子君） それでは、現町長の就任以前、当時当局にあって、その職務代理者の代行者

であられた総務課長にも同じことをお尋ねします。できる限りで構いません。中央官庁では、公文書改ざんを命じられた職員が自殺するような事態も起こっています。公務員としてつらいお立場もあるかと思いますが、この事件に関してお答えください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 今般の事件についてということでございますが、まずは当然こういったことがあってはならないものだと思っております。当然その中には、我々職員も高いモラルを持って仕事をしていかなければならないということで痛切に思っております。

○議長（谷澤久孝君） 鹿野敏子さん。

○6番（鹿野敏子君） 50年余り前の無投票工作事件を取り上げるのは、町民が町当局からも議会からも何ら知らされない不透明な事態に置かれ、報道をもってのみ、その情報を得るしかない状態であることが一緒だからであります。この間、議会だより、町広報でも一切の記載はありませんでした。事件時ジャンパーをかぶされ、連行される前町長の姿はあまりにショックなことでありました。合併前から町のかじ取りにご尽力されたその功績も一瞬のうちにゼロとなる。おおらかで明るく、多くの町民に愛されたその個性もあしきものとなる。こうした大事が前町長個人の問題であったのかということには大いに疑問を持ちます。私たち議員、そして行政当局者に反省すべき点はないのでしょうか。昨日同僚議員が、町長の述べられた入札制度改革検討委員会について、徹底した調査がなければ従来と何ら変わらないとの意見がありました。そのことについて私の考えは違います。徹底した調査が必要であるとの点では大いに賛成できますが、それは議会にまず言えることだからです。合併後から常態化していたということであるのなら、なぜ議会の役割をもって阻止することができなかったのでしょうか。そこで、当局と議会、さらには第三者を交えたような調査委員会の立ち上げを検討するか、入札制度改革検討委員会に議会選出の委員を加えるとかといった方法を取ることはできないでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） まず、入札制度改革検討委員会につきまして、議会のほうから議員さんの参入といいますか、メンバーとしてどうかというようなお話ですけれども、正直申し上げまして今のところそこまでは考えておりません。あくまでもまず課長を中心とした事務職でもって素案といいますか、具体的にどういう形で新しい制度をつくっていくかというのを考えていく。そのためにはまず課長補佐、係長の意見を酌み入れながら一つの形をつくっていくというふうに方向づけで持っておりますので、先ほども申し上げましたけれども、今のところそこまでは、要は議員さんを入れるというところまでは考えてございません。あともう一つ、特別調査委員会についてでございますけれども、やはり町当局といたしましては、そこまではまだ考えていないというのが実情でございます。マスコミ等、新聞報道等によりますと、裁判が7月の上旬に行われるということもありますし、どこまで町が調査すべきなのかというのも具体的にまとまってございませんので、やはりそこまでは考えていな

いというのが実情でございます。

○議長（谷澤久孝君） 鹿野敏子さん。

○6 番（鹿野敏子君） どのような立派な制度が構築されようと運営するのは人であります。町長は、前町長とはともに県会議員と町長としてのお立場で活動なされてきました。そうした現実も踏まえて改めて感想と決意のほどをお聞かせください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えをいたします。

答弁でも申し上げましたけれども、入札制度というのはこれがベストという制度はなかなか難しいものがあります。これから我が町の入札に関しては、私が決裁、予定価格も記入するわけでありましてけれども、そういった際にもしっかり責任を持って、町民に責任を持って、そういった入札に向かっていきたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 鹿野敏子さん。

○6 番（鹿野敏子君） 次に移ります。

有機農業についてです。担当課長にお聞きしたいのですが、こういった国の方針については、町にはどのように情報が伝えられるのでしょうか。私たちなんかだと新聞とか、ニュースで知るだけなのですが、国が耕地面積の25%を有機にするとの方針を掲げたことは、これから様々な補助事業が出てくると思われます。自主財源の乏しい地方自治体にあって、こうした事業を待っているのではなくて、積極的に利用、活用していった地域おこしをすることが大切と思いますが、いかがでしょうか、併せて所見をお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおたしでございます。まず、国の戦略というものをいかにして知ったかというふうな部分に関してでございますが、これにつきましては、議員同様私も新聞報道ですとか、ウェブニュースですとかというところで知ったわけでございます。今のところ国及び県のほうからこの具体的な指針についてはまだ示されていないというふうな状況でございます。

あと、有機農業に関する所見でございますが、有機農産物といいますのは、かなり年々需要が高まってきているというふうに認識をしておるところでございます。また、手間暇をかけてお作りいただいているというふうなことで、付加価値も高いものだというふうに認識もしておるところでございます。それを物量を確保いたしまして、継続的に販売することができればブランド力の強化ですとか、ひいては農家の方々の増収に結びつくものであるというふうに考えております。さらには、速やかに取り組むことによりまして、販売戦略、今後のそういった販路拡大戦略も優位に進めていくことができるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 鹿野敏子さん。

○6 番（鹿野敏子君） 今国際的なSDGsの動きとも相まって、有機農業に対する関心はおっしゃるとおり非常に高くなっております。我が町には、40年以上前から有機農業に取り組む農家がいることに加え、近年他町村から移住して有機農業に取り組む若者が5名ほどいます。町長、ぜひ担当部署か担当者を設けて積極的な取組を期待しますが、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

先日就任をして今議員がおっしゃられた宇野さんでしたか、とお会いをしてお話を聞かせていただきました。若い青年でありまして、本当に話をしているいい青年だなと、そしてまたこの町にとってもいい人材が入ってきているなというふうに思っております。今議員おただしの件に関しましては、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 鹿野敏子さん。

○6 番（鹿野敏子君） 道の駅について再質問いたします。

先日の坂下町長選の折のニュースで、会津坂下町が過疎地から外れたということも聞き、美里町もかとは思っておりました。道の駅あいづ建設には、過疎対策事業を活用したと聞いておりましたので、大変残念に思ったところです。道の駅は、実際の建設までには相当の期間が必要であり、過疎対策事業が見込めない状況で、新たな財源を確保しても建設する意義があると私は思います。これからの道の駅は、交通の拠点であることは前提ですが、いろいろなテーマの基に、空の駅、海の駅、山の駅といったテーマを持って建設がなされ、形態もいろいろになっているようです。ぜひ長期的な展望で、会津若松と美里町にだけないのですから、会津若松に働きかけたりしながら、ぜひ建設について検討していただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えをいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたように、整備は難しい現状ではありますが、今後の状況を見極めながら、いろいろと検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 鹿野敏子さん。

○6 番（鹿野敏子君） 次に移ります。

会津美里町、二百余名の職員がそれぞれの力を発揮し、まちの発展に寄与する目的を持って職務に当たる、そうした当たり前のことがなされれば、この町がいかに財政難であろうと、助け合う、心豊かなまちの姿が予期されます。そこでこそリーダー、管理職の意識、行動が大切であります。町には、地区行政の一端を担う区長会、福祉行政の一端を担う民生児童委員会等があり、多くの行政経験者がその任に就かれています。退職後も町のために尽くされる姿こそ、若い人たちの職員教育に実際につながるものだと思います。町長は、常に職員の中に、町民の中に入っていこうとなさっておられ、とても期待するところです。そこで、私個人の経験から町長に提案したいことがあります。先日まで民

生児童委員を務めておりました。そこでの定例会、月1回の定例会には、必ず信条朗読というのがあるのです。初めは、全体主義的なこと、あまり好きではないので、何となく恥ずかしいではないですけども、思うように発声できませんでしたが、何度も唱和しているうちに、本当にこの町の自分が一員であり、地域の人たちとともに生きていくのだというような意識が芽生えてきた覚えがあります。ぜひ民生児童委員会議に挨拶に行ったら挨拶だけでなく、唱和も一緒にしてみてくださいと提案したいのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

私も県会議員当時総会にお招きをいただいて、開会前に朗読、私も文章見ながらですけども、大きな声ではありませんでしたが、朗読させていただきました。今度伺ったときには大きな声で朗読をさせていただいて、皆さんと気持ちをともにしてまいりたいというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 鹿野敏子さん。

○6番（鹿野敏子君） 最後に、私は、昨日から話題になっている町長の政治信条、うそ、偽りのない政治、正直者がばかを見ない政治に大変共感いたします。当たり前のことが当たり前にならない複雑な社会にあって、当たり前を通すことは今一番大切なことです。町長の誠実で多くの人々の意見を謙虚に聞く姿勢こそ、これからの美里町に必要なことを申し述べ、質問を終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで鹿野敏子さんの質問は終わりました。

ここで2時40分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時28分）

再 開 （午後 2時40分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第11号、2番、村松尚君。

〔2番（村松 尚君）登壇〕

○2番（村松 尚君） それでは、通告に従いまして2問質問させていただきます。

まず1点目に、新型コロナウイルス感染症での影響についてであります。昨年より全国的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症ですが、今年4月下旬より会津管内各地においても発症者が多く確認されてきています。一方でワクチン接種も始まり、コールセンターへの電話が繋がらないなどの事象も多く見受けられています。今年度小中学校事業でも様々な影響を及ぼすことが想定されますが、町の考えを伺います。

1点目、今年度の小中学校での修学旅行スケジュールに影響はあるのか、また影響がある場合どのような方針であるのかを伺います。

2点目に、今回の新型コロナウイルス感染症において、ワクチン接種対象年齢を、厚生労働省のホ

ームページでは、ファイザー社製のワクチンは接種する日が16歳以上、モデルナ社製のワクチンは接種する日が18歳以上と違いがあります。会津美里町においては、ファイザー社と伺っておりますが、町民全員がファイザー社と捉えてよいのか見解を伺います。また、厚労省では、現在ファイザー社とモデルナ社製のワクチンの接種対象年齢を12歳以上に引き下げることが審議しているとの報道もあることから、様々な変化に対応することが求められますが、情報収集も含めた町の考え方を伺います。

続いて、新鶴こども園の建設についてであります。現在建設中の新鶴こども園ですが、送迎時の出入口が狭く、交差点に近いこと、また周辺では熊の目撃情報があることから、リスク管理の必要性について2019年9月会議に質問しておりますが、当時教育長は、不審者対策に出入口に防犯カメラの設置、外周には動物の侵入を防ぐフェンスを設置する考えがあるとの答弁をされました。近隣住民からは、熊よけの花火を打ち上げてから遊ばせるのはかわいそうだとの声も聞いております。乳幼児を安心して預けられる施設を、周辺環境も含め、整備することが必要と考えますが、現在の建設状況を踏まえ、町の考え方を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 2番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響の1点目、修学旅行への影響及び新鶴こども園建設につきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症での影響についてであります。2点目のワクチン接種の1つ目、町に分配されるワクチンの種類につきましては、今のところ町がワクチンを選択できる状況ではないため、国から配分されるメーカーのものを使用していくこととなります。

2点目の接種対象年齢につきましては、ファイザー社製ワクチンの12歳以上の方への接種が容認されたことから、国や県の指示の下、柔軟に対応していく考えであります。また、今後様々な内容変更が予想されることから、国や県の情報を注視し、適切に対応してまいります。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 2番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症での影響についてであります。1点目の修学旅行への影響につきましては、当初小学校の修学旅行は、各小学校とも6月中に予定をしておりましたが、9月下旬から10月上旬に延期し、実施することとしております。中学校の修学旅行は、各中学校とも当初から9月上旬に実施する予定となっております。今後新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、宿泊の可否や修学旅行先の変更など、学校の判断に対して、修学旅行が安全かつ意義あるものとして実施できるよう指導してまいります。

次の新鶴こども園建設についてであります。乳幼児の安心、安全な環境を確保するために、新鶴こども園改修工事においては、監視カメラを設置し、職員による監視体制を整備してまいります。また、外構工事においては、フェンスを設置し、不審者や野生動物の進入を妨げるよう設計を進めているところであります。

なお、改修工事の進捗状況は、計画どおりに進んでおり、さらに関係機関と連携を図りながら、乳幼児を安心して預けられる環境をつくるため、必要な対策を講じてまいります。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） 一定の答弁ありがとうございました。

それでは、順を追って再質問させていただきます。まず、修学旅行の影響であります。今ほどお話いただきました。昨年ですと保護者の方々からの保護者説明会等しながら、なおかつ参加の可否も含めた上で開催したという経緯がありますが、一応今のところはそのような方向性で今年度も進めるお考えなのか、その辺少し分かる範囲で教えていただければお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 村松議員の再質問にお答えいたします。

現在各学校で修学旅行については、感染症対策を十分に実施する方向で様々な計画を立てておりますし、加えまして、保護者の皆様へも丁寧な説明をしていることと認識しております。さらに、恐らく昨年の状況を踏まえまして、今年度は2年目になりますので、参加に関するアンケートであったり、承諾書であったり、しかるべき手続を取りながら修学旅行の実施に向けて準備を進めるものと伺っております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） 思い出に残る、やはり中学校生活最大のイベントでもありますし、小学校6年間の中の一番のイベントだと思いますので、ぜひ開催していただきたいという気持ちは当然であります。その中で昨年コロナウイルス、これは今と状況が、これから先状況がどういうふうに変化していくのかというのはまだ見通しがつかないところでありますが、昨年ですとスキー教室が場所によっては中止になったと。その中で一つの例として、バスが密の状態になるからというような話を伺いました。その辺についても、修学旅行安全性を担保する上で何らかの対策というのでも考えていらっしゃるのか、その辺も分かる範囲で結構ですので、教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 村松議員のご質問にお答えいたします。

昨年度来いわゆる旅行的行事等に伴うバスの運行につきましては、1人で2座席を確保するなど、様々な対応を取ってまいりましたが、後になりまして、文部科学省等からも、1人1座席でも安全性は確保できる旨の話などもありまして、現在は各学校の計画に任せている状況であります。なお、学

校の計画によりまして、バスの台数を増やさざるを得ない状況であるということでありましたならば、昨年度同様、教育委員会としてもバスの代金の不足分を充当するなど支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） それでは、安全に子供たちがやはり笑顔でいい思い出をつくっていただけるように、最善の策をお願いしたいと思います。

それでは、2点目の新型コロナウイルス感染症なのですが、実はこれ割と先ほどの修学旅行と表裏一体するような部分もちょっとありまして、実際のところ少しお伺いするのも難しいのかなと思ったのです。というのは、12歳以上の対象年齢ということで接種環境、修学旅行に行く生徒というのは、おおむね15歳の生徒が行くようになりますので、予防接種の状況によっては行き先も変わるのかなんていうこともちょっと考えてしまうと、質問の中でちょっと重複してしまう部分ではあるのですが、予防接種については、今まで同僚議員の方々、様々な視点で述べられておりますので、分かる範囲で結構ですので、1点だけ質問させてください。実際12歳以上への接種が容認されたということではありますが、町内では目途として大体いつ頃ぐらいから接種ができそうかなというような情報等も含めて、分かる範囲でありましたらその辺だけ教えていただければありがたいです。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 15歳から12歳までのコロナワクチンの予防接種についてということですが、今現在64歳以下の方の中で対応するということを検討しております。ただ、接種の方法について、いろいろ今報道にも出ております。学校で集団で行うということもございまして、通常のままでやるということもございまして。関係機関、あと関係課で十分協議をして、どの時期に、どういう形でやったほうがいいのかということは検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） まだ決まったばかりのことですので、正式にこれがこうだということはなかなか答弁しにくいと思います。それはお察ししますけれども、やはり対象年齢のお子様方がワクチンを接種することによって、先ほどの修学旅行の行き先が変わるのか、安全性が担保できるのか、そういうところも包括的に考えると様々な視点があり過ぎて、なかなか質問するにも苦慮するところがありますので、今の答弁をいただいた中でしっかり対応していただいて、また安全な対策にしていいただければありがたいと思っております。

それでは、これが一番私自身今日ご質問したかったことなのですが、新鶴こども園の建設についてであります。先ほどお話しさせていただいたとおり、2019年、その前には2018年ですか、環境等について質問させていただいております。今建設工事のほうも始まりました。実際あの当時フェンスの設置については、熊が周辺に出ているというところでフェンスの在り方とかで話をさせていただ

いたのですけれども、今の現状なのですけれども、新鶴こども園に関しては、熊よけの花火は上げずに朝は子供たちが外に出られる状態なのかどうか、今の現状をちょっと教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 村松議員のご質問にお答えいたします。

先日訪問した際に園長からの聞き取りによりますと、毎朝登園時、登園する前、職員が早く出勤して、熊よけ花火を上げて、その後で園児が登園するような状況をつくっているという説明でございました。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） そうしますと、実際熊の目撃情報とかもある、近くで目撃情報もある施設の中で、今外構工事に関してはフェンスの設置のお話ご回答いただきました。想像していらっしゃる具体的なフェンスというのは、どういったものを想定されているのか、今のお考えを伺いたいのですけれども。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 村松議員の再質問にお答えいたします。

今現在外構工事の設計を進めております。その中で設計業者さんや関係する方といろいろ相談しながら進めております。フェンスといたしましては、一定程度の高さが低いものではなくて高いものということと、あとフェンスの角度等を工夫しながら、熊であったり、動物が入りにくいような形ということとで相談しているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） ちなみに、今の計画の中でのフェンスの設置箇所というのは、建物に対して東西南北、どういうふうな形、どちらの面に対してフェンスを設置するという考えでいらっしゃいますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまのフェンスの件でございますが、今現在の入り口の部分ですが、あそこをもうちょっと入り口を広げたとして、ぐるっと一周、四方を囲むような形でフェンスの設置を検討しております。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） 今課長のほうから入り口を広げると、間口を広げるという今ご回答いただきましたが、間口を広げ、四方全てフェンスを張るという考えなのですか。フェンスを四方、建物自体を四方そっくり包み込むように、四方ともフェンスを設置するというお考えだったのか、ちょっとその辺もう一度教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） フェンスにつきましては、四方を囲むように、敷地の四方を囲む

ような形で設置したいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） そうしますと、今のこども園は東側は只見線、今の現状ですと子供たちが只見線を見ながら手を振ったりとかという風景を今ちょっと思い浮かべていたのですが、私前回ご質問させていただいた当時は、建物に対して西目及び北目、あとできれば南目かななんて思っていたのですが、そうするとそちら側もフェンスで、ましてや今のお話ですと野生動物、熊も含めた上で入らないようなフェンスというところある程度高さが当然ありますので、園児の身長よりは当然やはり大きくなるわけですね。そうすると、どちらかというと園児の安全性に主体を置いた外構工事という観点で今外構工事を行っているという考えでよろしいのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 今現在も東側につきましてはフェンスがあります。古いので、そちらもきちっと新しいものでぐるっと一周を囲むような形でフェンスを設置していきたいと思っております。東側につきましては、道路からかなり高くなっておりますので、フェンスは必要なものと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） そうしますと、フェンスというと今のネットフェンスをやるという、今までのご回答は全てそのネットフェンスを張るという考えだということですね。それとも、結局野生動物が侵入しないと、逆勾配にすると今お話しされていましたが、ネットフェンスでは熊でも何でも上れます。そうすると、フェンスの感覚の違いがちょっと出てくると思うのですけれども、その辺もう一度ちょっと整理して教えていただければ。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） フェンスを全て今のネットフェンスと同じものを張るという意味ではございません。今現在外構工事の設計を行っておりますので、そこ、そこに応じて安全対策が施せるようなフェンスの設置を検討したいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） それでしたらお話は分かります。やはり山沿い、山に面した北目、西目、南目、こちらに関しては非常にやはり熊の道になりかねないところでもありますし、実際熊が目撃されている場所でもありますので、そちらのほう、やはり擁壁のある程度高さがある、あちらのほうは、さすがに子供たちが風景を見るというようなこともそうそう多分ないと思いますので、只見線側はネットでも仕方ないのかなと感じておりますけれども、先ほど課長がお話しされましたが、入り口の間口を広げるといった中で安全対策、これも前のときに一度お話しさせていただきました。交差点から直接ぐいっと入っていくような、道路が入っていくような感じでして、あの道路、上から温泉の施設、あそこから細い道路でずっと落ちて下がってくる道路でもありますし、交差点でもありますので、道

路の動線なんか、送迎時の動線なんていうのも、外構に当たって様々な視点でお伺いされていると思うのですが、今の建物、今の送迎とか、そういうものを踏まえた中で、変わっていくような、今計画している中でこういうことをひとつ考えているのですとかという部分がもしあれば伺いたいのですが、ないならないでも結構なのですけれども、

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの送迎の方、保護者さんの動線ということでございますが、新鶴こども園の入り口、議員ご指摘のとおりちょっと交差点に近いところがありますので、入り方とか、いろいろ間口を広げるのですとか、そういった部分は設計の中で今検討しておりますが、中の駐車場の配置でありましたり、あと中で送迎のバスであったり、保護者の方の車のＵターンがしやすいようにですとか、そういった部分で駐車場や周りの樹木等の配置等について、保護者の方の安全な送迎をある程度確保できるようにということで検討しております。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○２番（村松 尚君） そうしますと、今課長の答弁ですと、中に小さなロータリーみたいなものが、送迎しながらロータリーができるのかなんていうような、何となくイメージ的に送迎がしやすいというような雰囲気をちょっと感じてしまったのですけれども、間口を広げるに当たって、例えば今植栽されてあります桜であったり、ああいうものの影響というものは、例えば伐採も含めた上でそういうものも計画の中に入っていらっしゃるということでいいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 村松議員のただいまのご質問でございますけれども、先日現場をちょっと見させていただいたときに、園長といろいろ相談をしまして、話してきた中身になりますけれども、まず間口につきましては、樹木側というよりは、反対、山側に近いほうに今現在街灯がございます。あれをできるだけ広げるために少し移設をしまして、少し広げたいという工事関係者と合意を得ているようであります。加えまして、議員が今おっしゃったとおり、送迎の車のやっぱりスムーズな進行に資するために、ロータリー方式を採用したいということで、十分な広さを確保というのは難しいところはあるのですが、一方通行でＵターンして抜けていくような方向で今整理をしたいというふうに考えているようでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○２番（村松 尚君） 今教育長からお話を伺いましたけれども、ロータリー方式、非常によろしいのではないかなと思います。ただ、これ前にも一度お話しさせていただきました。会津は雪が降るのです。建物が今回南側に来たわけですね、北側から。そうしますと、北側にはやはり冬は北西の風が吹きますので、北風、西風が吹くとうとうやっぱり雪がたまるだろうと。そういった場合の排雪をどうするのだというところまでちょっと私なんかは考えてしまうのですけれども、それは今外構工

事の計画も上がっていますので、そこまでは答弁求めませんが、保護者の方々が送りやすく、やはり安全性、やっぱり安全に送迎ができる、本来であればあの入り口、出入口はちょっとどうかなと私自身なんかは感じるところではあるのですけれども、そこまではなかなか難しいとおっしゃるというか、なかなか難しいと思いますが、ぜひそういった意味合いで建設の計画をやっていただきたいと。

今建設、これは建設に携わる部分なのですけれども、今先日来6月5日の新聞で「ウッドショック」という言葉が福島民報のほうに載りました。これは、建築資材の高騰という話です。木材が一般的に足りない。当然入札は大分前の話ですので、その当時ある程度の資材に関しては当然確保はされていると思うのですけれども、例えば特にここ3か月くらい私の周辺のやはり製材屋さんでも木材が全然ないのだというような話も聞きますので、そういった声なんていうのは、現場のほうから例えば資材の搬入が少し厳しくなっているのです、今実は価格が上がってきているのですなんていうような、そういったような意見の交換なんていうのはなかったのかどうか、ちょっとその辺教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 村松議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申しましたが、見学に行った際、現場の責任者の方ともお話しする機会を得まして、木がふんだんに使われたすばらしい施設であるということでご案内いただきました。ウッドショックについては、新聞等で私も承知しておりますが、現場の監督さんのほうからは、予定をちょっと前倒しするぐらい今のところ順調に進んでおりますというお答えをいただいております、特に資材の調達であったり、工事の進行に支障の出るような状況は伺っておりませんでした。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） それですと、現在のところそういったような状況はないということですが、製材屋さん様々聞くと、特に6月入ってから石膏ボード等の価格も上がったと、そういった声も製材屋さん、その他業界の方々からお話伺います。その中で、ひょっとしたら、ここ来月であったり、そういったところでちょっと何かしら不具合が出ることもあるかもしれませんので、最後の最後まで非常に期待しておりますので、木材をふんだんに使ったと。私も、地元でありますので、非常に期待する建物でありますので、ぜひとも最後まで、当然業者側の方々の意見も踏まえつつ、また特に先生方、あと特に保護者の方のご意見を、やはり送迎であったり、心配する点であったり、そういったものを建設の中に少しでも落とし込んでいただいて計画していただければ、さらによい建物ができると思いますので、ぜひ最後までお力添えをよろしくお願いいたします。

それでは、私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（谷澤久孝君） これで村松尚君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 3時11分）

定 例 会 6 月 会 議

(第 4 号)

令和３年会津美里町議会定例会６月会議

議事日程 第４号

令和３年６月１１日（金）午前１０時００分開議

- 第１ 議案訂正の件
 - 第２ 議案訂正の件
 - 第３ 報告第 ７号 令和２年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書について
 - 第４ 報告第 ８号 令和２年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 第５ 報告第 ９号 令和２年度会津美里町下水道事業会計予算繰越計算書について
 - 第６ 報告第１０号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
 - 第７ 議案第４３号 令和３年度会津美里町一般会計補正予算（第５号）
 - 第８ 総括質疑
 - 第９ 議案の常任委員会付託について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１６名）

1 番	野 中 寿 勝 君	9 番	横 山 義 博 君
2 番	村 松 尚 君	1 0 番	佐 治 長 一 君
3 番	小 島 裕 子 君	1 1 番	根 本 謙 一 君
4 番	洪 井 清 隆 君	1 2 番	根 本 剛 君
5 番	堤 信 也 君	1 3 番	山 内 須 加 美 君
6 番	鹿 野 敏 子 君	1 4 番	横 山 知 世 志 君
7 番	鈴 木 繁 明 君	1 5 番	石 川 栄 子 君
8 番	星 次 君	1 6 番	谷 澤 久 孝 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総 務 課 長	國 分 利 則 君
政策財政課長	鈴 木 國 人 君
参 事 兼 会 計 管 理 者	原 克 彦 君
町民税務課長	児 島 隆 昌 君
健康ふくし課長	平 山 正 孝 君
産業振興課長	金 子 吉 弘 君
建設水道課長	鈴 木 明 利 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
教育文化課長	松 本 由 佳 里 君
教育文化課主幹	福 田 富 美 代 君
代表監査委員	鈴 木 英 昭 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	高 木 朋 子 君
総 務 係 長	歌 川 和 仁 君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○議案訂正の件

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、議案訂正の件を議題といたします。

町長から議案第41号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について訂正の申出がありました。

ただいま議題となっております本件について、訂正理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

○町長（杉山純一君） おはようございます。議案訂正の件についてご説明申し上げます。

議案第41号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。6月7日に提出いたしました議案第41号を別紙訂正正誤表のとおり訂正したいので、会津美里町議会会議規則第20条第2項の規定により許可を求めるものであります。

本案は、内閣府令による基準の改正に伴い、当該条例において引用している条項について所要の改正を行うものですが、再度精査したところ一部改正漏れがあったため、その内容を追加するものであります。

私からの説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案訂正の件について、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案訂正の件は申出のとおり許可することに決定しました。

○議案訂正の件

○議長（谷澤久孝君） 日程第2、議案訂正の件を議題といたします。

町長から議案第42号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について訂正の申出がありました。

ただいま議題となっております本件について、訂正理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

○町長（杉山純一君） 議案訂正の件についてご説明申し上げます。

議案第42号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。6月7日に提出いたしました議案第42号を別紙訂正正誤表のとおり訂正したいので、会津美里町議会会議規則第20条第2項の規定により許可を求めるものであります。

本案は、厚生労働省令による基準の改正に伴い、当該条例において引用している条項について所要の改正を行うものですが、再度精査したところ一部改正漏れがあったため、その内容を追加するものであります。

私からの説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案訂正の件は申出のとおり許可することに決定しました。

○報告第7号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第3、報告第7号 令和2年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） おはようございます。報告第7号 令和2年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

議案書1ページ及び2ページ、併せまして提出案件資料1ページの上の段を御覧いただきたいと存じます。本件は、令和2年度当初予算及び令和2年9月会議補正予算において議決をいただきました令和2年度の会津美里町一般会計継続費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づきまして報告をするものでございます。

議案書2ページを御覧ください。表であります。左から款、項、事業名、継続費の総額、令和2年度継続費予算現額、支出済額及び支出見込額、残額、翌年度通次繰越額、その通次繰越額に係る財源内訳となっております。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名、新鶴こども園整備事業でございます。令和2年度継続費予算現額2億6,992万2,000円に対しまして、支出済額が1億9,095万円となりました。その残額7,897万2,000円につきまして、翌年度に通次繰越しをいたしました。

次に、9款教育費、5項保健体育費、事業名、学校給食センター改築事業でございます。令和2年度継続費予算現額5億7,531万円に対しまして、支出済額が5億2,250万円となりました。その残額

5,281万円につきまして翌年度に通次繰越しをいたしました。

継続費通次繰越計算書の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号を終了します。

○報告第8号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第4、報告第8号 令和2年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 報告第8号 令和2年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

議案書3ページ、4ページ、併せまして提出案件資料1ページの中段を御覧いただきたいと存じます。本件は、令和2年度補正予算におきまして議決をいただきました繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をするものでございます。

議案書4ページを御覧ください。表でございますが、左から款、項、事業名、議決いただきました金額、翌年度繰越額、その繰越額に係る財源内訳でございます。

事業名でございますが、戸籍管理事務、住民基本台帳管理事務、ふくしま森林再生事業、森林資源活用推進事業、橋梁長寿命化補修事業、道路新設改良等事業、農地等災害復旧事業、土木施設災害復旧事業の8事業につきまして、議決いただきました金額のうち1億8,507万3,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第8号を終了します。

○報告第9号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第5、報告第9号 令和2年度会津美里町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） おはようございます。それでは、報告第9号を説明させていただきます。

令和2年度会津美里町下水道事業会計予算繰越計算書についてをご説明いたします。議案書5ページ、6ページ、併せまして提出案件資料1ページの下段を御覧ください。本件は、令和2年度内において事業完了しなかった公共下水道事業におきまして繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

議案書6ページを御覧ください。1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、公共下水道整備事業につきましては、工事請負費において管渠埋設工事及び舗装復旧工事で2,710万円を翌年度に繰り越したところでございます。財源の内訳としまして、国庫補助金が682万5,000円、企業債が1,560万円、損益勘定留保資金が467万5,000円となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第9号を終了します。

○報告第10号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第6、報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） それでは、報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明いたします。

議案書7ページ、8ページ、併せまして提出案件資料2ページ上段を御覧ください。本件は、令和3年2月26日、町道11007号線におきまして道路陥没による自動車物損事故が発生しました。その後

令和 3 年 5 月 26 日、会津若松市在住 N 氏を相手方といたしまして 4,978 円を支払うことで示談が成立いたしましたので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第 10 号を終了します。

○議案第 43 号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第 7、議案第 43 号 令和 3 年度会津美里町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 議案第 43 号 令和 3 年度会津美里町一般会計補正予算（第 5 号）につきましてご説明をいたします。

予算書と併せまして提出案件資料 4 ページから 13 ページ、また提出案件参考資料の 5 ページから 15 ページを御覧いただきたいと存じます。なお、今回の補正予算におきましても新型コロナウイルス感染症対策で町独自事業がございますので、事業概要につきまして提出案件参考資料として添付させていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の表紙を御覧ください。第 1 条におきまして歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,910 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118 億 8,268 万 3,000 円とするものでございます。

第 2 条は、債務負担行為であります。

2 枚おめくりいただきまして、第 2 表、債務負担行為でございます。いずれも令和 3 年度末で債務負担行為の設定期間が終わるものにつきまして債務負担行為の設定を行うものでございます。事項、期間、限度額の順に読み上げまして説明とさせていただきます。

まず、会津美里町体育施設（高田体育館・二本柳運動場・宮川運動場・河畔公園庭球場・宮川庭球場・小山スキー場）管理委託事業、令和 4 年度から令和 8 年度まで、8,400 万円、続きまして学校給食センター調理・運搬業務委託事業、令和 4 年度から令和 8 年度まで、5 億 5,818 万 5,000 円、以上 2 つの事業について計上するものでございます。

その下のページに参りまして、第3表、地方債補正でございます。追加でありまして、林道施設災害防止対策事業に係る緊急自然災害防止対策事業債につきまして、融雪後の林道点検により崩落が確認されました林道新鶴一柳津線の災害復旧のため、記載のとおり計上するものでございます。

2枚おめくりいただきまして3ページを御覧いただきたいと存じます。歳入歳出の補正予算の内容につきまして事項別明細書によりご説明いたします。なお、各課等の補正内容につきましては提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容をご説明させていただきます。

歳入であります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金93万9,000円の補正増とその下の16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金302万5,000円の補正増につきましては、どちらも国民健康保険税の本算定に伴いまして保険基盤安定負担金を増額するものであります。

2項県補助金、2目民生費県補助金1,420万円の補正増につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として介護施設等が実施する施設の改修に対し、補助金を交付するため、対応する県補助について増額するものでございます。

3ページの一番下になりますが、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4,772万9,000円の補正増につきましては、今回の補正予算における一般財源不足額の調整のため、増額をするものでございます。

4ページを御覧ください。5目過疎地域自立促進基金繰入金1,230万円の補正増につきましては、基金を充当してございます水道未普及地域生活用水確保対策事業補助金の補正に伴いまして増額をさせていただくものでございます。

22款町債、1項町債、3目農林水産業債2,100万円の補正増につきましては、第3表の地方債補正でご説明いたしました内容につきまして増額をするものでございます。

続きまして、歳出であります。1枚おめくりいただきまして、5ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費87万8,000円の補正増につきましては、感染症対策の町独自事業でございますので、参考資料の5ページをお開きいただきたいと思います。参考資料5ページありますが、事業名、行政財産管理事業でございます。事業概要は、本郷庁舎2階及び3階のトイレの手洗い場の水道蛇口を自動水栓に改修するとともに、各庁舎来庁者の体温を計測する非接触式検知器を増設し、感染防止を図るものでございます。事業内容は、手洗い場の自動水栓化として本郷庁舎2階及び3階トイレ14か所、非接触式検知器購入として各庁舎1台ずつ、合計3台設置するものでございます。事業費につきましては、予算書5ページにお戻りいただきまして、同額記載でございますが、14節の維持改修工事及び17節の庁用備品についてそれぞれ記載のとおり増額をするものでございます。

続きまして、9目電算管理費1,668万1,000円の補正増の主なものにつきましては、感染症対策の町独自事業でございますので、これ参考資料6ページと7ページ、2事業でございます。まず、参考資料でご説明いたしますが、参考資料6ページを御覧いただきたいと存じます。事業名がOA機器維持管

理事業であります。事業概要、新しい生活様式を実践し、事務の効率化を実現させるため、ペーパーレス会議システムの整備を行うものでございます。事業内容は、ペーパーレス会議システム導入。事業費につきましては、予算書の5ページを御覧いただきたいと存じますが、17節のソフトウェア購入費99万円を新たに計上するものでございます。

続きまして、参考資料7ページであります。総合行政システム運用事業でございます。事業概要、新しい生活様式を実践し、窓口業務の効率化を実現させるため、タブレット端末を活用した窓口申請システムの導入拡大を行うものでございます。事業内容は、行政サービスデジタル化支援でございます。事業費につきましては、今ほどの予算書の5ページにお戻りいただきまして、12節でございますが、システム構築委託料374万円及び行政サービスデジタル化支援委託料1,167万1,000円を新たに計上するものでございます。

予算書の6ページに参ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費720万3,000円の補正増につきましては、国民健康保険税の本算定に伴いまして27節の国民健康保険特別会計繰出金を増額するものでございます。

4目高齢者福祉費187万5,000円の補正増につきましては、会計年度任用職員の雇用等に伴いまして27節の介護保険特別会計繰出金を増額するものでございます。

5目高齢者福祉施設費1,400万円の補正増につきましては、歳入でもご説明いたしました内容でありまして、介護施設等が実施する各ユニットへの玄関室の設置、多床室の個室化等に対する補助金でございまして、18節の地域医療介護総合確保基金事業補助金を増額するものでございます。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費552万2,000円の補正増につきましては、会計年度任用職員の雇用に伴いまして、2節一般職給料から4節社会保険料までそれぞれ記載のとおり増額するものでございます。

4目児童福祉施設費100万円の補正増につきましては、医療的ケアが必要な児童が一時預かり事業を利用するに当たりまして、看護師等の配置費用につきまして12節の子育て支援センター運營業務委託料を増額するものでございます。

7ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1,235万2,000円の補正増につきましては、補助金交付申請の増加見込みに伴い、18節の水道未普及地域生活用水確保対策事業補助金を増額するものでございます。

次に、5款農林水産業費、2項林業費から9ページの上段の9款教育費、5項保健体育費にかけましてそれぞれ工事請負費、備品購入費、繰出金の補正増がございますけれども、ほとんどが感染症対策の町独自事業となりますので、参考資料でご説明をさせていただきます。なお、予算書8ページの2段目になりますか、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費579万8,000円の補正増がございます。このうち241万6,000円は感染症対策事業でございますので、後ほどご説明いたします。残り338万2,000円につきましては、宮川小学校校舎及び体育館のコウモリ侵入防止のための改修費用として計

上してございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、参考資料により説明をさせていただきます。まず、参考資料 8 ページを御覧ください。事業名は、森林公園等管理事業でございます。1、事業概要、森林公園等においてトイレ等の手洗い場の水道蛇口を自動水栓に改修し、感染防止を図るものでございます。事業内容は、蓋沼森林公園トイレ12か所、ログハウス 4 か所、白鳳山公園トイレ 4 か所の手洗い場の水道蛇口を自動水栓に改修するものでございます。事業費でございますが、維持改修工事で森林公園施設手洗い場自動水栓化工事 209 万円でございます。

続きまして、9 ページであります。事業名、観光施設管理事業でございます。事業概要ですが、観光施設においてトイレの手洗い場の水道蛇口を自動水栓に改修するとともに、来訪者の体温を計測する非接触式検知器を設置し、感染防止を図るものでございます。事業内容は、手洗い場の自動水栓化が文殊院トイレ 1 か所、上町トイレ 2 か所、雀林観光休憩所トイレ 3 か所、高田インフォメーションセンター 3 か所、本郷インフォメーションセンター 3 か所、非接触式検知器購入は高田インフォメーションセンター 1 台、本郷インフォメーションセンター 1 台でございます。事業費でありますが、維持改修工事観光施設手洗い場自動水栓化工事で125万4,000円、備品購入といたしまして、検知器の購入であります、15万2,000円を計上してございます。

続きまして、参考資料の10ページでございます。事業名、企業誘致促進支援事業であります。事業概要は、高田工業団地内公衆トイレの手洗い場の水道蛇口を自動水栓に改修し、感染防止を図るものでございます。事業内容であります、高田工業団地第 4 公園トイレ 2 か所の手洗い場の水道蛇口を自動水栓に改修するものでございます。事業費は、今ほど申し上げました自動水栓化工事に要する経費20万9,000円を工業団地造成事業特別会計へ繰り出すものでございます。

参考資料11ページを御覧ください。温泉施設管理事業でございます。事業内容、温泉施設等においてトイレ等の手洗い場の水道蛇口を自動水栓に改修する、それから来訪者の体温を計測する非接触式検知器を設置し、感染防止を図るというものでございます。事業内容については、手洗い場の自動水栓化で高田温泉あやめの湯10か所、新鶴温泉健康センター11か所、宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴10か所、検知器購入であります、高田温泉あやめの湯で 1 台、新鶴温泉健康センター 1 台、ほっとぴあ新鶴 1 台。事業費、維持改修工事で自動水栓化工事324万円、備品購入で検知器購入22万8,000円を計上してございます。

参考資料12ページに参ります。御覧ください。事業名、小学校管理運営事業であります。事業概要でございます、小学校施設内のトイレ及び手洗い場の水道蛇口をレバー式水栓に改修することにより感染防止を図り、児童が安心して利用できる環境を整備するものでございます。事業内容につきましては、高田小学校校舎及び体育館100個、宮川小学校124個、本郷小学校46個、新鶴小学校96個、計 366 個の手洗い場について、水道蛇口をレバー式水栓に改修するというものでございます。事業費であります、小学校の水道蛇口交換工事で241万6,000円を計上してございます。

参考資料13ページを御覧ください。中学校管理事業であります。事業概要は、今ほど申し上げました小学校管理運営事業と同様であります。事業内容でありますが、高田中学校118、本郷中学校65個、新鶴中学校95個、計278個、これをレバー式水栓に改修するというものでございます。事業費は、維持改修工事、中学校水道蛇口交換工事183万5,000円でございます。

14ページを御覧ください。生涯学習センター施設管理事業であります。事業概要、各生涯学習センターの水道蛇口を自動水栓及びレバー式水栓に改修するとともに、来訪者の体温を計測する非接触式検知器を設置し、感染防止を図るというものでございます。事業内容につきましては、手洗い場の自動水栓化が宮川生涯学習センター3か所、新鶴生涯学習センター24か所、手洗い場のレバー式水栓化が本郷生涯学習センター6か所、赤沢分館2か所、赤沢体育場4か所、それから記載のとおりでございます。それから、非接触式検知器購入でありますが、本郷生涯学習センター1台、新鶴生涯学習センター1台。事業費につきましては、生涯学習センター水道蛇口取替え改修工事229万円、備品購入で検知器の購入15万2,000円でございます。

続きまして、15ページを御覧ください。体育施設管理運営事業でございます。事業概要であります。今ほどの生涯学習センター施設管理事業と同様であります。事業対象であります。手洗い場の自動水栓化ということで高田体育館、本郷第二体育館、新鶴体育館、それぞれ記載の箇所です。それから、手洗い場のレバー式水栓化、それぞれ本郷、吹上、ふれあいの森公園の記載でございます。そのとおりでございます。事業費であります。維持改修工事で体育施設水道蛇口取替え改修工事295万3,000円あります。

次に、予算書にお戻りいただきたいと存じます。予算書9ページであります。最後であります。10款の災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目現年林道施設災害復旧費1,900万円の補正増につきましては、地方債及び歳入でもご説明いたしました。林道新鶴―柳津線の災害復旧のため、14節の災害復旧工事について増額するものでございます。

なお、次ページ以降につきましては給与費明細でありますので、御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 6か所お伺いします。

1つ目は、2枚目、第2表の債務負担行為の学校給食センター調理・運搬業務委託事業、2点目が予算書5ページ、総務費、総務管理費、電算管理費、委託料の1,541万1,000円について、3点目が同じく5ページ、その下になりますが、17の備品購入費99万について、4点目が予算書6ページの民生費の児童福祉総務費の給料、職員手当、共済費、会計年度任用職員について、5点目が7ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金で水道未普及地域生活用水確保対策事業

補助金1,235万2,000円について、6点目が予算書8ページ、教育費、小学校費、学校管理費の工事請負費、維持改修工事の579万8,000円について伺います。

それでは、1点目からよろしくお願ひしたいと思います。1点目の債務負担行為で、学校給食センターの部分なのですが、5年間で5億5,818万5,000円と。これ5年を1年でならすと1億1,100万強になるのですが、かなり大きな数字だなというふうに思ったので、これについて調理委託なり搬送業務委託の中身というか内訳。数字だけ聞いても分からないので、前に担当課のほうには今年度の当初予算においては幾らで、これからこの1億1,000万あたりがどのようになっているのか質問するということによってありますので、今年度の予算に含めてその中身を教えてくださいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 学校給食センター調理・運搬業務委託事業につきまして、その債務負担行為の今年度の予算も含めましての説明ということでございますが、今年度調理業務委託といたしまして4,787万6,400円、配送業務委託といたしまして2,356万2,000円の予算計上となっております。合わせまして7,143万8,400円となっております。これは、業務委託しておりますのが高田学校給食センターの分でございます。新鶴学校給食センターにおきましては、運転業務委託ということで運転手さんだけです。配送車はございますので、運転業務の委託ということで180万円でございます。あと調理につきましては町の直営でございますので、人件費ということになります。人件費が会計年度任用職員分等も含めまして、およそ2,000万程度を見込んでおります。新鶴給食センターの分で2,180万円程度でございます。ということで、合わせまして高田と新鶴の学校給食センターの調理及び配送に係る分といたしましては9,323万8,400円ということで計上してございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 分かりました。この辺の部分が関係する委託の部分がまちまちなので、ちょっと私拾い切れなかったもので、実際8,000万ぐらいで、もう2,000万とか3,000万差があって、一体何だろうかなというちょっと疑問があったものですから、これですと年間で800万弱の差があるのですが、これがトータル一元化されていく上で妥当なのかという、かなりその額が大きいのではないかなと思うのですが、この開きについてはどんなふうに、この限度額の1年間の1億1,000万強の部分と800万ほど差があるのは、またこれもいろんなことを考えてもちょっと大きいかなと。年間ですから、これ5年間だと4,000万ぐらいの差が出てくるわけですが、果たしてそれではその差というのは何なのか、教えてくださいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 先ほども申し上げましたが、新鶴の学校給食センターにおきましてはほぼ直営でございますので、配送車も持っております。今回統合して1つの学校給食センターになりましたときに、そういった直営の車というのがなくなるということで、一元的に1つの業者さ

んをお願いするということで、車両の取得ということも必要になってきますので、そういった部分で増えているということもございます。あと調理員や運転手の人数でございますが、今現在高田と新鶴でそれぞれ直営であったり委託であったりで人数がいるわけなのですが、今度1つの給食センターになりますので、新しい給食センターは1,500食程度で見込んでおりますが、今造っている給食センターの設備ですとか、そういった配置等も含めまして新たに計算をし直して、計画を立て直しまして、調理員の人数であったり運転手の人数であったりというのを再度検討しなければならないところにはなっております。実際には、何者か参考程度にはお話はお聞きしているのですが、実際の調理の業務に当たる方々が何人必要なのかという部分につきましても、ある程度間に合うようにというか、ある程度の見込みで取っておりますので、今後内容を精査しますと若干変更になるかもしれないのですが、そういった部分で新しいセンターですので、その中身に合わせましていろいろ調理作業等を計画しなければなりませんので、そういった部分で人数については調理員24人、運転手4人ということで現在のところは計画しているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 細かいところをいろいろ想定しながら進めているのは理解できるのですが、間に合うようにということで限度額を大きく捉え過ぎて、結局これを公募する場合に限度額、これを公表して、これで5年間やってくださいねという話になったときに必要以上の町のお金が出るようでも困る。また、運営上、受け手がいないぐらいに厳しい状況でも困るということなので、十分その辺精査されてこの限度額を設定されたのかなというところで、私の試算からは今2,000万、3,000万という差がちょっとあったものですから、それでお伺いしたので、十分精査の上、公募していただければと思います。

では、2点目、5ページの総務の電算委託料1,541万1,000円なのですが、具体的にこれほどの金額なので、システムとサービスのデジタル化という内容と運用開始時期はいつなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございます。この業務につきましては、昨年度の補正予算で実は窓口のほうにタブレット式の、住民の方が窓口にいっちゃって申請する際の指さしナビというシステムを導入いたしました。現在出生届に関してその指さしナビ、そのタブレットを使って運用できるという体制を7月1日から今考えているところでございます。今後そのタブレットを利用しまして、さらに住民サービスの向上を目指していきたいというのが1つでございます。それにはどういったサービスがいいのか、どういった業務があるのかという、そういった内部の行政システムのトータルのそういった提案なりをしていただくために委託をするものでございます。さらに、そのシステムの構築の委託料ということで374万を合わせまして予算を計上しているものでございます。目指します業務としましては、先ほど出生届というお話をさせていただきましたが、やはり今考えて

ございますのは今度死亡届のほう、各種業務が非常にあります。このシステムを使うことによって、住民の方が同じように住所、氏名、さらにはそういったものを極力書かないようにするという、1つの端末を使ってできるだけ早く、できるだけ正確に申請なり手続ができるように目指していくというものでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 内容は分かりました。提出資料に新たな生活様式、コロナ対策のためという部分では、タブレットを置いておいて窓口に来た方に使ってもらうのは、慣れてくればいいのですけれども、結局職員がそばにいて隣で操作を教えたりすれば接触というか、密になるわけです。ですから、完成形というか、理想形は分かるのですけれども、実際に窓口に来た方にそれを使ってもらにしても、対面で話しして、触ってやらなければならないので、ちょっとどうなのかなという疑問が1つ。あと資料の中で新たに予算措置をするものですということなので、私は前の事業の継続ではなくて、新たに何を始めるのかなということで質問したので、その2点お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） まず、1点目でございます。私の最初の説明がちょっと足りなくて申し訳ございません。基本的にタブレットを触りますのは職員のほうが触ります。職員が操作いたします。窓口にいらっしゃいましたお客様に対して聞き取りをしながらそのタブレットで操作をしまして、確認をして操作をするというようなことでございますので、窓口に来庁されたお客様は基本的にはそのタブレットは触らないということで、確かに目で確認等はいただきます。そういった運用を考えております。それが1点目でございます。

新たにというようなことでございますが、先ほど答弁いたしました、今出生届を運用開始する予定にしておりますが、今後新たな業務といたしまして、そういった死亡届等を今後新たな業務として加えるために今回補正をいただくというようなことでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 了解しました。

次、3点目、その下のソフトウエアの99万についてですが、このペーパーレス化にということで、参考資料に一式となっているのです。それについて、一式では中身が分からないので、どのような会議にどういった形で使うものなのか、システムですから、何台ということはないのですけれども。そして、これの運用開始もいつなのか併せて聞きます。さっきと同じなのですが、やはり新しい生活様式ということでペーパーレスを強調されているのですが、その効果はどのような効果があるというふうに捉えているのかということと、あとやはりこれも新たな予算措置という表現になっているので、これも併せてお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 私説明申し上げました新たに予算措置をさせていただくという使い

方は、令和３年度の当初予算でなくて、今回補正予算で計上するものについては、私の説明上、新たに今年度予算として入れましたよということで新たにという言葉を使わせていただいております、あと当初予算にあればそこに増額でありますとか減額という形で説明をさせていただいたところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、このソフトウェアの件についてでございますが、まず一式のほうから説明させていただきます。このペーパーレス会議システムのソフトウェアをまず１つ買います。その一式の中身でございますが、そのセットアップ料、それも含めましての一式ということでございます。この会議の効果でございますが、１つは当然ペーパーレスということでございます。さらに、今まで紙の会議ですと職員が人数分の資料を印刷しまして、さらにそれを配付しまして会議をするというようなことでございますので、当然印刷経費、さらには紙、さらには人件費等も含むのかなと思っております。このペーパーレス会議システムを導入しますと、端末のほうに自動的に必要な資料をデータ化して送ります。そうしますと、同じ会議、例えば１０名の会議であれば１０名の会議の中で、主に説明者が例えばそのページを操作すれば、同じように残りの９名の方に同じような画面なり資料が提示されると。さらに、もう一つはそこにメモ書きも当然できるようになりますので、基本的には紙を打ち出さなくても会議ができるというシステムでございます。時期でございますが、この補正予算が通り次第、早急に購入をして対応したいということでございます。

運用方法でございますが、まず全体、当然庁内全域に広めたいと思っておりますが、まずは幹部会議等から始めまして、そういったことを周知しながらこういったシステムをより広い会議の中で運用できればなと思っております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○１番（野中寿勝君） 最後のところで、結局ペーパーレス会議やるときのイメージとして、今回幹部会議等ということですが、例えば庁議室とか会議室で使うのか、執務室の机にいてやるのか。今回広げていくとなれば、職員ほかずっとなればその場でできるものなのか、わざわざ会議室に行って並べて、それも一歩前進だと思うのですが、ちょっとイメージがつかなかったもので、その点だけお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 実は、このペーパーレスシステムにつきましては、あくまでも紙を出さないでできるということでございますので、想定しているのは会議室で行う会議による場合を想定しております。先ほど議員のおっしゃられました離れてという場合につきましては、現在リモートのシステムがありますので、そういったウェブ会議のシステムが今ありますので、そういったことで活用しております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） では、4点目、予算書6ページの民生費の会計年度任用職員の部分なのですが、あえて聞くのは、雇用の理由とか人数とか期間とか勤務箇所も関連するのですが、いつもこの会計年度任用職員の補正のときにその理由がないのです。これ補正するわけですから、緊急に必要性が生じたから上げるわけです。当初予算の年間頼む方とは別に出てくるので、簡潔でいいのですが、そういうのも入れてほしいという意味でちょっと質問をさせてもらっているのですが、今回の部分で補正に上げて雇用する理由とか人数、期間、場所を教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 児童福祉総務費の会計年度任用職員の分でございますが、町立こども園で産休に入る職員がおりますので、その分でございます。予定されておりますのが本郷こども園2名と新鶴こども園1名の職員でございます。時期的には若干ずれるところでございますが。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 了解しました。先ほど言ったのですが、すみません、質問と併せてになってしまいますけれども、簡潔でいいので、なぜ補正が必要なのかというのが分かるような資料に若干記載を今後は加えていただければ質問しなくても済むかなと思うので、それは別になってしまうので、そんなことを検討いただきたいと思います。

続いて、5点目、7ページの衛生費の水道未普及の部分なのですが、今回補正した補助金の1,235万2,000円についての補助対象件数と、当然年度内というお答えだと思うのですが、やはり早急に対応する必要がある。補助なので、その方々が直接早めに取り組みなければいけないわけですが、本年度の部分で完了されるのはいつ頃の予定を考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ご質問にお答えしたいと思います。

件数については3件でございますが、1件目は当初から予算を計上しておりましたが、湧水、湧き水の改良工事から井戸掘り、削井工事のほうに変更するために増額分ということで申請が上がってきました。もう一件につきましては5月に入ってから、湧水を使っていたのですが、その出が悪いということで、何とかしてもらえないかということで今回申請をさせてもらったのですが、あと3件目につきましては、その際にその地区に入りまして調査をいたしました。それで、出が悪いという方が1名いらっしゃいましたので、それについては湧水ですが、その3人目の方については、施工についてはご本人はまだ施工するということではおっしゃってはいないのですが、今後また水の出が悪いということになったときに実施したいというような要望もございましたので、そこで3件目ということでございます。

あと、いつ完了かということでございますが、できる限り早く今の現状を解消すべく施工するということでありますので、この補正予算が通りまして、すぐに2件の方については申請が上がってきてまして、そこからの施工ということになりますので、2か月、3か月ということで完了に至るのではないかなというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 了解しました。それで、ちょっと関連して広がって申し訳ないかなと思うのですが、今年当初予算で4,491万6,000円計上されています。今回の補正もあります。ということで、今年度どれだけの方が解消する見込みになっているのか、当初に絡むので、ちょっと聞きにくいのですが、要するにこの地域に住んでいる方で、今年のこの補正も含めて予算を執行することによってその地域全体で何%ぐらい完了して、残りどのぐらいの割合でまだ着手されていない方がいるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） この未普及対策の対象となる地域ということでございますが、高田地域、あと新鶴地域のほうで対象地域がございます。それ高田地域のほうは6地域、新鶴地域のほうでは3地域になっておりまして、一応予定としましては、補正前の予定でございますが、高田地域のほうでは、交付率ということで申し上げますと40%ぐらいの交付率ということになります。しかし、新鶴地域のほうは今まで実際申請がゼロということでありまして、今のところ零%ということでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 了解しました。早期にやはり改善してあげられるように取り組んでいただければと思います。

では、最後6点目、予算書8ページの教育費で小学校の工事の部分なのですが、先ほど説明あったように、コロナ対策を除けばコウモリの侵入防止の部分で338万2,000円ということなのですが、そのコウモリの侵入防止の部分でどのような工事をされるのか。あと疑問なのはそれが急に、こういうのって結構前からあったのではないかなと思うのですけれども、当初には計上されなかったのか。本当に緊急で直近で分かったということなのか。ちょっと工事の内容と経緯だけ教えていただければと思いますが。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 宮川小学校のコウモリ侵入防止の改修工事でございますが、宮川小学校の校舎及び体育館の外周、屋根と外壁のところにネットを張り巡らします。あと外壁に木材を貼ってありますので、その隙間のところが、若干小さい穴が開いているところがあったりしますので、そこにコウモリが入っているというところがよく見られますので、そういった部分をコーキングで埋

めていくという作業になります。こちらにつきましては、以前より宮川小学校のほうと教育文化課のほうで現場を確認したり、数年前にも若干工事をした部分はあるのですが、なかなか改善されないでございました。いろんな業者さんにどういう対策をしたらいいかというようなことで聞いていたところでございますが、今回ネットを張り巡らすということと、隙間のコーキングをするということでご提案を受けまして、今までよりは効果的な改修工事ではないかと思ひまして、今回補正予算に計上させていただきます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） では、最後に1点。ほかの小学校とか中学校にもこういった事象で対策等をやらなければならないというような状況はないのかということをお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 今までほかの小中学校からのこういったご相談とか、私たちが伺ったときにもこういったことで困っているような部分では話はありませんでした。宮川小学校だけ、あの近くが自然豊かだということなのかもしれませんが、コウモリの被害が結構ありましたので、宮川小学校について計上するものでございます。

○議長（谷澤久孝君） ここで、11時15分まで休憩します。

休 憩 （午前11時03分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 2点お願いいたします。

1点目は、6ページ、児童福祉施設費のところの子育て支援センター運営業務委託料についてですけれども、説明、提出案件資料にも書いてあります。ただ、もうちょっと詳しく教えていただきたい。

○議長（谷澤久孝君） 1点だけですか。

○11番（根本謙一君） いや、2点。

○議長（谷澤久孝君） だから、質問項目言ってから。

○11番（根本謙一君） 分かりました。

2点目ですけれども、これいわゆるコロナ対策で、感染症対策での自動水栓化、レバー化のことでもう少し詳しく教えていただきたい。どこの施設のということではなくて、自動水栓化とレバー化をどうして分けたのかということでお伺いしたいと。

1点目ですけれども、この資料を見ますと、医療的ケアが必要な児童が一時預かり事業を利用するに当たり、看護師等の配置費用について増額の予算措置をするものですと。医療的ケアですので、そういう子供さんもお預かりできますよという、できるだけ充実させているというのは理解しているつ

もりなのですけれども、もう少し詳しい内容、具体的に考えていることをご説明いただければというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの児童福祉施設費、子育て支援センター運営業務委託料での100万の増額補正についてでございますが、町内の子供さんで医療的ケアが必要な方、具体的には酸素マスクをされているお子さんがいらっしゃるしまして、子育て支援センターの一時預かりを利用して徐々にそういった保育に慣れたり、あとは体調の問題ですとかいろいろ条件をクリアしていけば、将来的には集団保育、通常の認定こども園への入園であったり、あるいはその先学校への就学ですとか、そういったことも希望されている親御さんがいらっしゃるしまして、そういったお子さんに対しての対応といたしまして、酸素マスクをしていらっしゃるの、通常外していても可能な、時間的にも短時間ではありますが、酸素マスクを外すことも可能なのですが、場合によっては酸素ボンベ等の操作が必要になる場合もございます、そういった方の対応のために看護師の資格を持っている人の配置が必要であるということでございます。子育て支援センターで当面は週1回お預かりして、そういった方がそういう保育の場に慣れるような形に、時間も最初は半日ですけれども、それを徐々に長くしていったりということで、子供さんが保育を利用できるようにということで配置するものでございます。将来的には、本当にこども園への入園であったり、学校のほうにつなげるような形にはなっていないかと思えます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 最後のほうがちょっと分かりづかったのですが、学校施設云々の話もされましたけれども、いわゆる子育て支援センターはそれだけ受入れの間口を広くするという意味合いで、大変喜ばしいなというふうに伺っていましたが、これは新たに看護師さんを配置するということがいいのですか。それとも前から配置されていたけれども、長く対応する必要があるが出てきたので、こういうふうに増額したということなのか。その辺はつきり聞き取れなかったので、お願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） そのお子さんの一時預かりが7月から開始する予定になってございます。新たに今後看護師の資格を持っている方をお願いするということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 分かりました。

では、2件目に参ります。コロナ感染症対策として町内のいろいろな施設で水道の自動水栓化、それからレバー化の話が出ています。相当な個数ですので、私がちょっと問題にしたのはレバー化です。レバー水栓、レバー式にしたということで、確かにすごい数ですので、これを全部自動水栓化にしたら大変な金額の差が出るのは想像に難くないのですけれども、いわゆるレバー式にした場合に、今の

手洗いの指導を見ますと、私も商売柄手はしょっちゅう洗うのですけれども、1度ならず、1度に2度洗うということも必要な場合もあるのです。そうすると、水は出しっ放しになってしまうのです。子供さんにどういう指導をされているかよく分かりませんが、出しっ放しでずっと手を洗っているということになると、水道の使用料も相当かさんでいくのではないかなという懸念も持ったわけです。いわゆる自動水栓とレバー式にした、その分け方はどんな考え方なのでしょう。

○議長（谷澤久孝君） 根本議員に申し上げます。レバー化か自動水栓化か。

○11番（根本謙一君） 両方。

○議長（谷澤久孝君） だから、教育文化課なので、両方やっているのはそのどちらに選択を、レバー化にしたという理由を聞けばいいのですか。なぜレバー化にしたかと。

○11番（根本謙一君） どういう考え方で自動水栓化とレバー式化に分けたのかという。

○議長（谷澤久孝君） 両方やっているのは、教育文化課の所管なのですから、その答えでよろしいですか。

○11番（根本謙一君） それは構いません。

○議長（谷澤久孝君） では、教育文化課主幹、答弁。

○教育文化課主幹（福田富美代君） ただいまの根本議員のご質問にお答えしたいと思います。

予算書の8ページ、生涯学習センター費、さらには9ページの保健体育施設について、水道蛇口の自動水栓化、レバー水栓化ということで補正予算を計上させていただきました。提出案件参考資料の14ページ、15ページにそれぞれ施設の箇所数を上げてございます。その違いはということなのですが、自動水栓化にしたものに関しては、現段階において今後継続して維持管理を行う施設については自動水栓化にしたいと考えております。さらに、レバー式化にしたものにつきましては、現在施設の廃止、高田生涯学習センターの各分館、さらには体育場、また移転計画、解体計画のある施設ということで本郷生涯学習センター、体育館につきましてはレバー式水栓化としたものでございます。さらに、体育施設の屋外施設につきましては冬期間休館とすることもございますので、レバー式水栓化ということで計上させていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 一定程度は理解できるのですけれども、では今のお話でお尋ねしますけれども、参考資料の13ページ、これ中学校の体育館です。それから、本郷中学校体育館、新鶴中学校体育館、これ全部レバー式です。今の説明のくくりですと合わないのが出ている。こだわるわけではないのですけれども、どうして聞きたいかというと、感染防止対策ですから、汚れた手でレバーを上げて水を出して洗います。手をきれいにします。きれいにした手で、初めに汚れた手でレバーを上げたところをまたそこで触って止めるのです。私らはどうしているかというと、泡を立てた手でレバーを洗います。そこまで神経使って今やっています。そこを考えると、どうせやるならばというふうに私は思ったのです。確かに改修とか廃止とか、そういう部分はレバー式もというところはありますけれども、

そこはどういうふうに考えているのか。指導の在り方にも関わってくるかもしれませんが、再度お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 小中学校におきましては、全てレバー式水栓ということで改修するように計画したところでございますが、学校におきましては蛇口の個数が多いということもございますが、各学校で児童生徒に手洗いの指導であったり、水の大切さなんていうことも教えておりますので、あと水を出す、止める、そういうこともきちっと教えなければならぬだろうということもありましてレバー式にしたところでございます。手の洗い方につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり2回、開けたり締めたりとかあるということで、感染防止対策上どうなのだろうということもあろうかと思いますが、その辺については手洗いの仕方についても各学校で指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） その点は了解しました。よろしくご指導お願いしたいと思います。

それから、最後に工期はいつ頃終わる予定でいますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 補正予算を議決していただきましたら、なるべく早く対応したいとは考えております。

○議長（谷澤久孝君） いつ頃まで。

課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 教育文化課所管の施設につきましては、できるだけ早く対応したいと思っておりますが、特に夏休み等を有効に活用しまして工事のほうを進めてまいりたいと考えております。生涯学習関係の施設も含めまして、なるべく早く対応したいと考えております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） 歳出の6ページ、これ先ほど同僚議員が款民生費、項2の児童福祉費の12番の委託料についての業務委託料100万について話がありましたので。ただ、私は最初この酸素吸入…

○議長（谷澤久孝君） 1点だけですか。1つだけ……

○10番（佐治長一君） 1点だけです。今このいわゆる子育て世帯も多くなって、子供たちが朝熱出て急に預からなければならないと、そういう中身かと思ったのですが、これ全くもって酸素吸入とかというのは医療行為になりますから、消防署員なんか5年くらい前から救急車に乗る人はそういう資格を取ってやっていることは、酸素とかたん吸引だとかやっているのだけれども、そういうところ

まで子供を学校で預かるというのは大変なことだなと思ったのです。実際私聞きたかったのは、今まで学校で朝急に子供が熱出たからとか、休めないから子供を預かってくれなんて、そういう中身の話かと思ったのですが、今回はいいです。そういうことの中身ですから。そういうことも、今大体子供たちが風邪引いてとか急に熱出てとかと休む中身なんていうのはどんな状況なのか。今趣旨からして違うので、それはそれでいいです。中身は分かりましたが、酸素吸入での看護師さんの採用ということで、それはそれで分かりました。いいです。

○議長（谷澤久孝君） では、答弁はいいのですか。

○10番（佐治長一君） いいです。

○議長（谷澤久孝君） それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第43号の質疑を終了いたします。

○総括質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第8、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質問事項を告げ、その後質問事項ごとに一問一答方式で行います。総括質疑は、所管ごとの議案順に審議したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第40号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を審議いたします。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第42号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第45号 令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

○議案の常任委員会付託について

○議長（谷澤久孝君） 日程第9、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りします。本件は、別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前11時34分）

定 例 会 6 月 会 議

(第 5 号)

令和３年会津美里町議会定例会６月会議

議事日程 第５号

令和３年６月１７日（木）午前１０時００分開議

- 第 １ 常任委員会委員長の報告
- 第 ２ 議案第４０号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 ３ 議案第４１号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 ４ 議案第４２号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 ５ 議案第４３号 令和３年度会津美里町一般会計補正予算（第５号）
- 第 ６ 議案第４４号 令和３年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
- 第 ７ 議案第４５号 令和３年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第１号）
- 第 ８ 議案第４６号 令和３年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）
- 第 ９ 議員派遣の件について
- 第１０ 陳情第 ２号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

第１０まで同じ

- 追加日程第１ 議案第４７号 令和３年度会津美里町一般会計補正予算（第６号）
- 追加日程第２ 議案第４８号 令和３年度会津美里町水道事業会計補正予算（第１号）
- 追加日程第３ 議案第４９号 令和３年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第１号）
- 追加日程第４ 発議第 ２号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

○出席議員（１６名）

１番	野中寿勝君	９番	横山義博君
２番	村松尚君	１０番	佐治長一君
３番	小島裕子君	１１番	根本謙一君
４番	洪井清隆君	１２番	根本剛君
５番	堤信也君	１３番	山内須加美君
６番	鹿野敏子君	１４番	横山知世志君
７番	鈴木繁明君	１５番	石川栄子君
８番	星次君	１６番	谷澤久孝君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木木國人君
町民税務課長	児島隆昌君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	金子弘君
建設水道課長	鈴木木明利君
教育長	歌川哲由君
教育文化課長	松本由佳里君
教育文化課主幹	福田富美代君
代表監査委員	鈴木木英昭君

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○常任委員会委員長の報告

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

まず初めに、総務厚生常任委員会委員長、横山知世志君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（横山知世志君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（横山知世志君） それでは、総務厚生常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、6月4日に論点抽出をしましたが、論点はなく、また6月11日の総括質疑の質疑応答後にも論点整理表は提出されませんでした。よって、論点はなしとしました。

令和3年6月14日午前10時より本庁舎議場において、委員全員、所管課及び議会事務局同席の下、総務厚生常任委員会を開催いたしました。本委員会に付託をいただいた案件は議案3件であります。審議、審査の結果はお手元に配付されているとおりでありますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

議案第40号は、当局から、国民健康保険税の税制改革により、算定基礎となる給与所得控除、公的年金控除額が10万円上がることにより軽減を受けていた方に不利益が生じることになると。そのためにその10万円を保険税の基礎となる控除額に加算し、不利益をなくすものであると説明がありました。また、同一世帯で給与取得のある方がいる場合でも、世帯主以外の基礎控除額に10万円を加算することにより今までと変わらない控除対象とするものであり、65歳以上の方においても同じように組み替えるものと答弁された。また、委員から、主立った方を抽出してのシミュレーションをされ、影響の有無について確認したのかと問いがあり、基本的なシミュレーションはしなかったと答弁がありました。委員から、試算して影響を確認すべきであろうと問われ、当局から、対象者を抽出して試算をしていくというふうな答弁がありました。また、町民には分かりにくい内容であるので、通知する場合、シミュレーション一覧を添付して通知すべきではないかとの問いに、当局からは、標準課税の例を記載した上で通知したいと答弁がありました。ほかに質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決されました。

議案第44号は、質疑、討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決されました。

議案第45号は、研修委託料20万円について質問があり、当局から、介護従事者の新規採用者の離職率が高いことから、人材育成を担当する職員のスキルアップを目指す研修であり、各施設から参加者を出してもらい、1か所で1回の開催予定というふうに答弁がありました。委員から、1回でのスキルアップでは目的が果たせないと、もっと継続的に充実させていく必要があるのではないかと質問が

あり、当局から、今回は県の基金事業補助で実施するものでありますが、県のほうも各市町での取組の加速化を希望されていると、今後は参加者の意見を聞きながら検討していきたいと答弁がありました。さらに、今回の研修はメンタルケアのみならず様々な面で職員をサポートするもので、人材育成や悩み相談なども取り入れ、新採用者をいかに離職させないかの研修となっていると答えられました。また、委員から、講師の選定と参加者想定を問われ、講師は専門的講師を予定しており、参加者の想定は約70人を想定していると答弁があり、ほかにも若干質問がありましたが、討論はなく、賛成全員で可決されました。

以上で総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（谷澤久孝君） これより委員長に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

次に、産業教育常任委員会委員長、山内須加美君、報告願います。

〔産業教育常任委員長（山内須加美君）登壇〕

○産業教育常任委員長（山内須加美君） それでは、産業教育常任委員会のご報告を申し上げます。

去る6月14日午前10時より常任委員会室において、委員全員と所管課課長、課長補佐、係長出席の下、開催をいたしました。本委員会に付託された案件は議案3件、陳情1件の計4件です。なお、6月7日に論点抽出を行いました。論点はありませんでした。さらに、6月11日の総括質疑の質疑終了後にも論点整理表は提出されませんでした。よって、今回の付託案件では論点はないことをご報告申し上げます。

それでは、議案名を省略して議案番号で報告いたします。まず、議案第41号は、委員より、公布の日から施行するとする理由と、本来であれば周知期間が必要ではないかとの問いに、所管課より、今回の条例改正において本町で該当する施設がないため、公布の日から施行することとしたという答弁がありました。その後質疑なく、賛成全員で本案は可決いたしました。

次に、議案第42号は、委員より、基準省令に準じた用語整理の改正をしたと説明があったが、さきの議案第41号は基準府令の改正となっていた。本案では、基準省令の改正に伴うとあり、その点の確認を求め、所管課より、本案は所管は厚生労働省であり、基準省令となる。議案第41号については、内閣府所管であるため、基準の府令であるとの答弁があり、その後質疑なく、賛成全員で本案は可決いたしました。

次に、議案第46号は質疑なく、賛成全員で本案は可決いたしました。

次に、陳情第2号については、委員より意見なく、採決の結果、賛成全員で本案は採択となり、最終日に議員発議することで決定をいたしました。

以上で産業教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（谷澤久孝君） これより委員長に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

○議案第40号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第2、議案第40号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第41号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第3、議案第41号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押

してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第42号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第4、議案第42号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第43号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第5、議案第43号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第44号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第6、議案第44号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第45号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第7、議案第45号 令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第46号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第8、議案第46号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議員派遣の件について

○議長（谷澤久孝君） 日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定によりお手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決しました。

○陳情第2号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第10、陳情第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第2号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり採択されました。

ただいま町長、杉山純一君、13番、山内須加美君より追加議案提出の申出がありました。ここで、議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前 10 時 17 分)

再 開 (午前 10 時 32 分)

○議長（谷澤久孝君） 再開いたします。

○日程の追加

○議長（谷澤久孝君） ただいま追加送達された事件は、会津美里町長より議案第47号から議案第49号の3議案、13番、山内須加美君より発議第2号の計4議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○議案第47号ないし議案第49号の議題及び提案理由の説明

○議長（谷澤久孝君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） それでは、追加提案いたします議案3件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第47号は令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第6号）であります。新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルス感染症対策に関わる町独自事業等を見込み、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,788万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億5,057万1,000円とするものであります。

次の議案第48号は、令和3年度会津美里町水道事業会計補正予算（第1号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の営業収益予定額を4,286万5,000円減額、営業外収益予定額を4,347万6,000円を増額し、水道事業収益予定額を4億7,294万3,000円とし、収益的支出の営業費用予定額を61万1,000円増額し、水道事業費用予定額を4億2,783万9,000円とするものであります。

次の議案第49号は、令和3年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第1号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の営業収益予定額を1,954万8,000円減額し、営業外収益予定額を1,954万8,000円増額するものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第47号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 追加日程第1、議案第47号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 議案第47号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして追加提出案件資料2ページから8ページ、追加提出案件参考資料1ページから9ページを御覧いただきたいと存じます。なお、今回の補正予算におきましても新型コロナウイルス感染症対策で町独自事業等がございますので、事業概要につきまして追加提出案件参考資料として添付させていただいたところでございます。よろしくお願いします。

それでは、予算書の表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,788万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億5,057万1,000円とするものでございます。

それでは、内容につきまして事項別明細書によりご説明いたします。3枚おめくりいただきまして、3ページをお開きください。3ページは歳入であります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金1億7,255万円の補正増につきましては、1節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございまして、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種を7月末までに終える体制を整えるため、増額をするものでございます。

次に、5目教育費国庫補助金280万円の補正増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として小中学校児童生徒及び教職員のICT学習活動を支援するため、1節の学校保健特別対策事業費補助金を増額するものでございます。

次に、16款県支出金、3項県委託金、3目土木費県委託金487万5,000円の補正増につきましては、県道の除草作業に伴いまして1節の道路除草作業委託金について増額するものでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億8,766万3,000円の補正増につきましては、今回の補正予算における一般財源不足額を調整するため、増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。4ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費448万5,000円の補正増につきましては、18節の交通事業者支援金でございまして、感染症対策の町独自事業として新たに予算措置をさせていただくものでございます。追加の提出案件資料では3ページ、追加提出案件の参考資料は1ページでございます。

参考資料の1ページでご説明をさせていただきます。事業名、公共交通利用促進事業であります。事業概要でございますが、感染症の影響により経営の安定に支障が生じている町内の交通事業者に対

し、車両維持等に係る費用の一部を交通事業者支援金として交付するものでございます。支援対象としましては、貸切りバス、タクシー、介護タクシーとするものでございます。支援内容、令和2年と令和元年の売上高を比較しまして50%以上減少している事業者に対しまして、貸切りバス1車両につき一律10万5,000円、タクシー及び介護タクシーにつきましては1車両につき一律6万円を支援するものでございます。また、令和2年と元年の売上高を比較しまして30%以上50%未満減少している事業者に対しましては、貸切りバス1車両につき一律7万円、タクシー、介護タクシーについて1車両につき一律4万円を支援するものであります。事業費といたしましては、448万5,000円を計上するものでございます。

予算書4ページにお戻りいただきまして、3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費7万6,000円の補正増及びその下の5目認定こども園費30万3,000円の補正増につきましては、17節の施設備品でございまして、感染症対策の独自事業として増額の予算措置をさせていただくものでございます。追加提出案件資料では7ページ、追加の提出案件の参考資料では2ページ、3ページでございます。併せて御覧ください。

参考資料でご説明いたします。まず、2ページの事業名、子育て支援センター管理運営事業であります。会津美里町子育て支援センターにおきまして、来所者や児童保護者の体温を計測する非接触式検知器を設置し、感染防止を図るものでございます。事業費は1台分、7万6,000円でございます。

同じく参考資料の3ページを御覧ください。事業名、こども園管理運営事業でございます。こちらは、本郷こども園及び新鶴こども園におきまして来園者や児童保護者の体温を計測する非接触式検知器をそれぞれ2台ずつ設置し、感染防止を図るものでございます。事業費は、4台分で30万3,000円を計上してございます。

予算書の4ページにお戻りいただきまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1億7,255万円の補正増でございます。追加の提出案件資料2ページ、4ページを併せて御覧いただきたいと存じます。歳入の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でご説明いたしました内容でありまして、高齢者の新型コロナウイルスワクチンの接種を7月末までに終える体制を整えるため、集団接種に係る費用につきまして3節の時間外勤務手当から、5ページに参りまして13節の使用料及び賃借料までそれぞれ記載のとおり新たに計上するものでございます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費2,550万円の補正増及び6款商工費、1項商工費、1目商工振興費9,000万円の補正増につきましては、それぞれ18節の認定農業者等経営継続支援給付金及び中小企業等経営継続支援給付金でございまして、感染症対策の独自事業でございます。追加提出案件資料5ページ、追加の提出案件参考資料は4ページ、5ページでございます。御覧ください。

参考資料によりご説明を申し上げます。参考資料4ページであります。事業名、新規就農者担い手育成事業であります。事業概要は、売上げが減少し、経営の安定に支障が生じている認定農業者等

に対して、認定農業者等経営継続支援給付金を交付するものでございます。支援対象は、町内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者、壮年就農計画認定者及び町内に住所を有する農業生産法人でございまして、231事業者を対象としてございます。支援内容であります、令和2年と元年の年間売上高を比較しまして、30%以上及び100万円以上減少している事業者に対しまして、1事業者につき30万円、それから令和2年と令和元年の年間売上高を比較しまして10%以上及び10万円以上減少している事業者、または令和2年2月から令和3年7月までの任意の1か月と同月の前月、または前々月のいずれかの月の売上高を比較し、20%以上減少している事業者に対しまして、1事業者につき10万円を給付するものであります。申請受付期間は、令和3年8月31日までといたします。事業費は、2,550万円を計上するものであります。

続きまして、参考資料5ページを御覧ください。商工活性化事業でございます。事業概要は、今ほどの新規就農者担い手育成事業と同様な内容でございまして、売上げが減少し、経営の安定に支障が生じている中小企業等に対しまして、中小企業等経営継続支援給付金を交付するものであります。支援対象は、町内に事業所を有する中小企業、個人事業主でございまして、500事業者を対象としてございます。支援内容及び事業期間につきましても、新規就農者担い手育成事業と同様の内容であります。事業費といたしましては9,000万円を計上するものであります。

予算書の5ページにお戻りいただきたいと存じます。予算書5ページ、一番下でございます。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費487万5,000円の補正増につきましては、追加提出案件資料の6ページを併せて御覧ください。歳入でもご説明いたしました県道の除草作業の委託契約におきまして、作業面積の変更のため、12節の除草作業委託料を増額するものでございます。

予算書の6ページに参ります。9款教育費、2項小学校費の計429万7,000円の補正増と3項中学校費の計277万8,000円の補正増は、どちらも17節の施設備品及び12節のICT支援業務委託料の増額であります。施設備品につきましては、感染症対策の町独自事業でございますが、ICT支援業務委託料は地方創生臨時交付金の対象の補助事業となつてございます。追加提出案件資料は7ページ、8ページ、追加の提出案件参考資料は6ページから9ページでございます。

参考資料のほうでご説明をさせていただきます。参考資料6ページを御覧ください。事業名が小学校管理運営事業であります。事業概要は、来校者や児童の体温を計測する非接触式検知器を設置するとともに、分散した教室で授業を行うに当たり、空調設備がない教室での熱中症対策として可搬式の空調機器を整備し、感染防止を図るものであります。事業内容は、非接触式検知器が各小学校4台ずつ、合計16台の設置、冷風扇風機が各小学校2台ずつ、合計8台を設置するものでございます。事業費であります、検知器の購入で121万1,000円、冷風扇風機で60万円、合わせまして181万1,000円を計上するものであります。

続きまして、参考資料7ページを御覧ください。事業名、小学校ICT教育環境整備事業でございます。事業概要は、ICT機器の活用を推進するため、ICT支援員の年間訪問日数を拡充し、児童、

教職員のＩＣＴ学習活動を支援するものです。事業内容、各小学校のＩＣＴ支援員の年間訪問日数を当初の40日から66日に拡充するものでございます。事業費であります、今回の補正では拡充分248万6,000円を計上したところでございます。

続きまして、参考資料８ページを御覧ください。事業名、中学校管理運営事業であります。事業概要につきましては、先ほどの小学校管理運営事業と同様であります。事業内容につきましては、非接触式検知器を各中学校４台ずつ、合計12台を設置しまして、冷風扇風機を各中学校２台ずつ、合計6台設置するものでございます。事業費は、検知器の購入で90万9,000円、冷風扇風機購入で45万円、合わせまして135万9,000円を計上するものでございます。

参考資料９ページを御覧ください。事業名、中学校ＩＣＴ教育環境整備事業でございます。事業概要につきましては、先ほどの小学校ＩＣＴ教育環境整備事業と同様であります。事業内容につきましては、各中学校のＩＣＴ支援員の年間訪問日数を当初の30日から45日に拡充し、141万9,000円の事業費を計上したところでございます。

予算書６ページにお戻りいただきまして、一番下でございますが、12款諸支出金、１項公営企業費、２目公営企業会計補助金6,302万4,000円の補正増につきましては、感染症対策の独自事業として18節の水道事業会計補助金4,347万6,000円と下水道事業会計補助金1,954万8,000円を増額するものでございます。内容につきましては、追加の提出案件資料の３ページでご説明をさせていただきます。追加の提出案件資料の３ページであります。公営企業会計補助金事業でございますが、町民、企業等の支援を目的に水道及び下水道使用料等使用者を対象に基本料金の半額を令和３年７月から11月まで減免するため、公営企業会計の減収補填分として公営企業会計補助金を増額するものであります。なお、追加の提出案件参考資料の10ページ、11ページにその内容を記載してございますが、それぞれ上のタイトルのとおり議案第48号、それから議案第49号の参考資料として添付してございますので、議案説明の際に改めて担当課長よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

予算書でございますが、６ページまでの説明が終わりました。次ページからは人件費の内容でありますので、御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

渋井清隆君。

○４番（渋井清隆君） 今ほど政策財政課長から説明をる伺いました。しかし、内容を見ますと議案第47号から49号までは大体関連するものです。それで、国県支出金を除くほかの予算、歳出で財源を見ますと独自事業なのです。独自事業であれば、さきの議案、今あったのは第５号ですか、６月７日提出。今回は17日提出、今日です。これまでに、独自ですから、想定というか、昨年もやっている事業です、中身は。なぜ今になって出すのか。５号のときにやればできたと思うのですが、その遅れ

たというか、今になって出した理由をちょっと教えていただきたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 6月定例会の議案として5号でそれは計上できればよかったのですが、5月会議でまず補正をさせていただいておりまして、それについては5,000円の商品券、それからプレミアムつき商品券の部分で補正予算を取らせていただきました。6月につきましては、今回の追加までの間に、6月の部分に関しましては昨年なかなか計上できませんでした公衆トイレの水栓の自動化だとか、そういったものについては昨年の経過もありましたので、町長がいる中で提案させていただきました。今回のいわゆる独自事業の部分に関しましては、昨年と同等な事業でございましたが、事業規模といたしましてはやはり商業者、農業者、それから上水道、下水道ということで、これ全体の執行体制がまとまってから再度ご検討いただきたいということで、町長、副町長、それから教育長いらっしゃった中で各課照会をかけまして、決定をさせていただいたということで、なかなか皆さんがおそろいになるまで、それと議会もその後でありましたので、追加になったということが1つであります。また、今回やることで早めの対策が取れるということもありましたので、6月に追加として提案させていただくことで今提案申し上げましたことが十分活用できるのかなというふうな思いから、今回追加として提案をさせていただいたというところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 内容は、合理的な理由になるのかなというような感じはしますが、独自事業の場合は、町長は既に就任しています。ですから、教育委員会に関わるものについてはまた別として、やはり5号のときに、昨年度の実績もあるわけですから、やるべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） そういうご意見も十分ご理解できますが、今ほど申し上げましたように、一応町長、それから副町長、教育長がおいでになった中で、いわゆる1億からの単費の投入でありますので、その中で決定をさせていただきたいという思いから上げたということでもあります。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 今言いましたように、町長はいるわけですから、執行権は町長にあるわけです。町長が欠けたときには副町長が継ぐから、決定権はそこにあるのですから、何も不利益を被るものでないのです。不利益を被らないものですから、違法性はないのです。だから、早くこういうものを計上して、町民にやはりああ、よかったなという気持ちを早めに伝えるというのが行政の役割だと思います。いかがでしょうか、そこら辺は。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） おっしゃることは十分承知してございますが、今回なるべく早くや

はりこれをやるということから、今回の追加議案として提案させていただいたところでございます。
ここを逃してしまうと9月までまたということになりますので、ちょっと執行体制の話もさせていただきましたが、そういった中で全体の総意の中で提案させていただきたかったという思いがございました。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 結構項目があるのですけれども、1つ目が予算書の項目でいいますと、一番最初、企画費の交通事業者支援金、それからその下の児童福祉総務費の施設備品、その施設備品については教育費のほうの施設備品も絡めてお伺いします。3点目が農林水産業と商工費のそれぞれの支援給付金、同じ中身で質問いたします。4点目が教育費の小学校、中学校それぞれのICT支援業務委託、それからあと最後に諸支出金の上下水道の補助金でお伺いをいたします。

まず、交通事業支援金ですが、経営安定に支障が生じるので、支援するというのは、方向性は理解するのですが、額を、参考資料の1ページにそれぞれ一律幾ら幾らとあるのですが、この金額をどういうふうにして決めたのか。本当に経営の安定の、支障に対して支援としてこれが妥当だというふうに判断されたのか。この支援する金額の根拠、理由を説明をまずお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ただいまの交通事業者に対する事業でございますが、コロナウイルス感染症の長期化があって、首都圏等での緊急事態宣言等により人流の減少が進みまして、影響を受けているということで判断してございました。算出の根拠であります、一応車検代に係る費用等と修繕料も含めまして諸経費として、維持費用として見させていただきまして、50%以上の場合は、貸切りバスでありますと21万が聞き取りの中から出てきた数字であります。2分の1を補助するというもの、50%以上は。30%から50%未満については3分の1、昨年も3分の1でやってございましたので。そのような形で設定をさせていただいた。介護タクシーにつきましても同様でありまして、車検代等々で1車両当たり12万円程度かかるのかなということで、50%以上の場合は2分の1、それからその下の場合は3分の1ということで算出をさせていただいたところであります。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 了解しました。

では、2つ目、施設備品の関係なのですが、先ほど同僚議員が質問したように、今回6月会議の中で各公共施設の非接触体温も含めて計上されていたので、改めて追加するというのはちょっと考えにくい。結局危機管理上、想定上必要であるものは、やはりきちんと会議の補正に上げるべきだったのに、本当になぜ追加でする必要があったのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君）　今回施設備品として計上させていただきました非接触式検知器でございますが、今までいろいろと緊急事態宣言が出たり、いろいろコロナの感染拡大が心配されますと施設を閉鎖したり、行事等におきましても縮小したりして外部の方を入れないような形で進めてまいりましたが、今年度少しずついろいろ事業等につきましても進めておりまして、なるべく閉所、閉園しないように、そして行事等につきましても一部保護者の方が入れるようにしたり、あるいは今後地域学校協働本部ということで地域の方々が入っていただいたりするという事業展開に当たりまして、やはりきちっとした非接触式の検知器が必要であろうということになりまして、今回上げさせていただきます。

あと、小中学校の冷風扇風機につきましては、参考資料のほうにもございますが、空調設備がない特別教室を分散して授業を行うために使うということが出てきておりまして、やはりこれから暑い時期になりますので、熱中症対策として必要だということで学校と協議しまして今回上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君）　野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君）　結局補正予算の5号でその時点で子供たちのこのコロナ禍における教育環境を何とかしなければならないという、来庁者も含めてですけれども、そういう対応を既に考えていなかったのに、5号で上げないで、この状況としてこの短期間の中に緊急というか、そういうのは発生しにくいと。だから、もっと、想定の中にあつたはずなのに何で、同じ一般財源を使うわけですけれども、きちっともう先を想定して、夏が来る、熱中症対策はこれ子供の環境の中でも大事な話なので、当然想定してあるべきなのに、なぜこんなふうな追加の補正になったのかということで、今ここで言ったってしょうがないですが、ただ教育委員会としては子供たちの教育環境と、あとコロナ対策に対する危機管理をきちっと持って、今後常に追加、追加で出てくるようなことではなくて、しっかり考えて臨んでほしいと、その点の見解をお願いします。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君）　野中議員ご指摘のとおりだというふうに考えております。理由は、様々あるにせよ、今後子供たちの良好な教育環境の整備と、それから安全、安心な教育活動の推進という観点から早め、早めの対応をしてまいりたいと考えております。ありがとうございました。

○議長（谷澤久孝君）　野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君）　それでは、次に行きます。

農林水産業費、商工費の支援給付金なのですが、これについても30万と10万の根拠、どういうふうにしてこの額に至ったのか説明を求めたいと思います。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君）　ただいまのご質問でございますが、この金額の設定につきましては、

まず認定農業者等経営継続支援給付金につきましては、まず農業関係者への聞き取り等によりまして、米、野菜の平均の減収率につきましては、令和元年と2年の比較ですと大体10%程度の減収率でありました。これを一応最低ラインとさせていただいたところでございます。ですので、10%以上、10万円以上減少しているというふうな部分の設定をさせていただいて、これに該当する方については10万円というふうな設定をさせていただいたところでございます。ただ、その30%、中には、品種に限って言いますとソバとかをお作りになられている方なんていうのは、外食産業がかなり厳しい状況にあったというふうなことで、取引が本当になくなってしまったなんていう方も中にはいらっしゃいますので、そういった方につきましては手厚くやはり支援をしていく必要があるだろうというふうな考え方から、減収の幅、減収率が高い方につきましては30万円というふうな金額の設定をさせていただいたところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 10万については聞き取り等をしながら、状況を確認しながら10万円というのを出されたということですが、30万円についてはちょっと今の説明だとなぜ30万円が妥当というか、支援としてある程度最低基準なのではしょうけれども、いまいちちょっと分からないですけれども、町民の方の状況をきちっと把握した上でこれを制度、独自事業として上げているので、もう少し町民の方の実態はこうだったので、このケースについては30万円を町としては支援したいのだというような説明をしていただきたいと思います。

併せてで結構なのですけれども、次の中小企業の部分についても同じく10万、30万、それをどういうふうに積算したのか、今の新規就農者担い手育成事業の30万円の説明と併せてお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） まず、認定農業者等給付金のその30万の設定の根拠についてでございますが、これにつきましては基本10万円というふうなことにしているものでありまして、実際のところ多ければ多いほどいいわけでございますが、これにつきましてはやはり他自治体のある程度先行事例並びに県、国の一時給付金等々のバランスを考慮しましてこのような金額の設定とさせていただいているところでございます。

続きまして、中小企業等経営継続支援給付金の10万円というふうな金額の設定の根拠でございますが、これにつきましては昨年実施いたしました中小企業等応援給付金のデータがございます。この中で年間減少額を仮算定した際に、一応10万円未満となった事業者の減少率が約10%未満であったため、減少額以上に給付はしないというふうなことで、最低ラインとして決定をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1 番（野中寿勝君） やはり先ほど言ったように、町民の方、いろいろ事業されている方の実態の把握に努められた中で、幾らでもというわけにはいかないと思うのですが、それなりに支援するというならいいと思うのですが、実態把握にこれからも努めていただきたいと思います。

それでは次に、教育費の I C Tの部分なのですが、私この説明資料見てコロナ禍対策と支援期間が延長されるというのはどうしてもちょっとぱっと理解できないので、どうしてコロナ対策と支援機関が延びたのか、その説明お願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまのご質問でございますが、コロナの対策によりましてオンライン学習、例えば教室を1クラスを2つの教室に分けて学習するであったり、家に持ち帰って学習するという場合のオンライン学習が必要になってくるということで、今回国のほうから学校保健特別対策事業費補助金ということで、オンライン学習等に資する I C T研修に必要な経費というのも補助対象経費ということで上がっておりますので、今年度本格的に各学校で I C Tを使っでの学習に取り組んでおりますが、今後ますますそういったオンライン学習というものが必要になってまいりますので、そのオンライン学習を進めるに当たりまして学校の先生方の資質向上のための研修等も必要となつてまいりますので、そのために I C T支援員の業務委託の日数を増やしたものでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1 番（野中寿勝君） 1つ聞きます。

国からの支援金、交付金がなければ今回補正には上げなかったのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 4月から本格的に導入されまして、情報担当の先生方との会議の中でもそういったもう少し増やしてほしいという要望もこの5月に入りまして聞いておりますので、それとこの国の補助金の関係とがちょうど時期的に合ったということでございますが、実際には必要なものでございますので、補助金がなくても上げたところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1 番（野中寿勝君） あえて聞いたのは、やはりコロナ対策で先ほど言った子供の教育環境の部分に関わるのであれば、もう4月、5月に学校のほうでもそういう必要性を認識していたのだったら、やはり5号の補正で上げるべきだったと思うのですけれども、やはり状況は常に変化します。先、先見据えて対応していくのが行政だと思うので、再度、今度これからまたぼつぼつ国からお金が来たからやりますではなくて、純粹に子供たちの教育環境を考えた施策展開をしたいと思うのですが、見解をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 野中議員の質問に見解を求められた件につきまして申し上げますが、議員

ご指摘のとおり、このこともそのとおりだというふうに感じております。ＩＣＴ教育に関しましては、なかなか教員の積極的な取組をつくっていくことに難しさを今感じているところではありますが、さらなるＩＣＴ教育を推進するため、お認めいただきながら支援員による研修を深めてＩＣＴ教育環境の醸成に努めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○１番（野中寿勝君） それでは、最後に諸支出金の公営企業の補助金の部分ですが、これは使うほうではなくて出す側の立場の部分でお聞きします。

結局その必要性を認めたから補助金として出すわけですが、案件資料の中にも対策により町民、企業等の支援を目的にということなのですが、どういうふうの実態を認識されてこの補助金は必要だというふうに認識されたのかお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 水道料金が美里町は高額だということもあるかもしれませんが、そういったこともあります。いわゆる外出の、人流の制限と申しますか、ある程度自宅でお子さんを見るだとか、そういった機会も昨年よりはないかもしれませんが、緊急事態宣言が発令され、近隣町村でもそんなことがあって家にいる時間というのは相当増えたのだらうというふうに考えてございます。昨年もそういった部分から基本料金の半額ということにさせていただいておりました。今回につきましてもまだまだ終息に至っておりませんので、そういった家庭のご負担を幾らかでも軽減させたいということから今回の半額の減免を考えたところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○１番（野中寿勝君） 考え方としては当然理解します。あと細かい特会の部分はまた次の部分なのですが、結局この補助金を支出するに当たってなるほどと思うところには、やはりそれなりの根拠を理解されたのかと。だから、今おっしゃったように各家庭で自宅で過ごされる時間が長くて上下水道を使うだろうという観点ですが、それは例えば数字的に今の上下水道使用料から比較してやはり伸びているとか、そういう実態とか根拠があってなのかなというふうに私は理解するのですけれども、そういうことの把握は補助金を出すに当たって確認されていらっしゃるでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 使用料に関してはちょっと私は把握してございませんが、あくまで基本料金という部分で、それは今までの部分、対前年度、昨年も全部半額でありましたので、それを維持したいということからその基本料金に関してはやりました。という考えでございました。ただ、使った分ですか、使用料の部分に関しましてはちょっと私のほうではそこまで把握せずに、今回基本料金ということでやらせていただいたものですから、そういった考え方でございました。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） ２点お願いいたします。予算書５ページの中小企業等経営継続支援給付金、

このことについて、それから6ページのICT支援業務委託料、小中学校に載っております。この点についてお伺いします。

1点目ですけれども、県においても支援給付金を準備しております。これ両方対象になるのかならないのか、その点教えていただきたい。町から受けても県のほうも受けられるのかどうなのか。県のほうは30%減ということであったかというふうに記憶しておりますけれども、その点をお伺いしたい。

それから、昨年の実績として、やはりこの支援策は大変歓迎されることだろうというふうに思いまされども、昨年の実績、状況と今年度に向けてどのような捉え方をしているのか、認識をお伺いしたい。

1点目に対してはこの2件お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおたしでございます。まず、1点目でございますが、この事業に関しましては町の単独事業でございますので、県の支援を受けても町も受けられるというふうなものになってございます。

2点目のいわゆる認識でございますが、これにつきましては昨年中企業等応援給付金の事業をやらせていただきまして、455事業所から申請が上がりまして給付をしているところでございます。その中で、やはりその町内の経営指導員並びにその金融団との定期的な会合によりまして、この事業によりまして町内の事業者様のほうはかなり助かったというふうなご意見をいただいております。今現在も言うまでもなくコロナのこの事情というのは長引いておりますので、かなり町内の事業者の方に関しましては疲弊しているような状況でございます。その中で、やはりこのような事業を継続してやることによって、いわゆる経営の安定に寄与するというふうな思いから、この制度を再度構築させていただいたところでございます。ただ、昨年と違うところに関しましては、昨年はその減少額に制限を設けなかったわけでございますが、やはり本当に困っている事業者の方を助けるべきだろうというふうなことで、まずその点を変更したところでございます。さらには、今現在やっぱり困っている方が多くいらっしゃいますので、速やかにこの支援をお届けするというふうなことが非常に大事だろうというふうに思っておりまして、昨年よりもさらにこの制度を簡素化並びに明確化させていただいて、申請から給付までの一連の流れを円滑に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 特にこの春先から会津若松市を中心にコロナ感染者が急増してきました。このことによって、昨年以上にこの疲弊感は顕著だと私は思います。それを考えますと、今課長が述べられた簡素、明確化で円滑なこの事業の遂行、これはぜひスムーズにやっていただいたほうがいいのかなというふうに思いますので、その認識は今説明いただきましたけれども、昨年以上に大変な状況

だったということは共有できますね。そこだけ確認させてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたしでございしますが、まさに議員おっしゃるとおり、今本当に大変な状況だというのは当課においても十分認識はしているところでございまして、速やかに、本当にスピーディーにお支払いをしていくというふうなことで対応してまいりたいというふうを考えております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） では、2点目お願いします。

I C T支援業務委託料の件です。同僚議員からも質問が出ました。私は、地元は本郷ですけれども、小中学校にお邪魔しまして校長先生に久しくお話を伺うことができました。このI C T支援に関しては、確かにいていただける時間、日数は本当に窮屈で、もっとあってほしいという要望は私も伺ってまいりました。その話も教育委員会には届けてあるというお話でしたので、いつかちゃんとしっかり反映させてあげなければならないなという思いで帰ってきましたけれども、この日数でどれだけの対応を充実されるのかというのは私はちょっと疑問なのです。私は、たしか支援員は2人だったかと思いますけれども、それでは足りないのではないかと予算審議のときに申し上げた記憶があります。特に出だしですから、スキルがアップしていく中ではないです。スキルアップする前の段階ですから、ここは十分に対応してあげないとなかなか思うように前に進まないということは、我々の経験知からも言えることだと思うのです。国の補助云々ありましたけれども、この町はというところをやはり教育委員会としてもしっかり持っていただきたい。これでまたしばらく様子を見ることになるかもしれませんが、その辺の認識を伺っておきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 根本謙一議員のご質問にお答えしたいと思います。

I C Tの支援員につきましては、議員ご指摘のとおり、学校の要望等も勘案しますとまだまだ不十分であるという認識は当然持っております。ただ、現在専門的なI Tの関連業者の社員等に委託をしているわけでありましたが、非常に高額なものと、それからもう一つは学校に派遣されてもやはり教員も日常的な教育活動の合間を縫って教授を受けるといえるのか、研修を受けたりすることが多うございしますので、なかなか現場でも時間が取れないような実態もございします。したがって、例えば長期休業中あたりにウエートを移して、時間の取れるところで十分な研修を深めたりすることも必要になってきますし、より柔軟な研修体制を考えていきたいというふうに思っております。加えまして、例えば町内にお住まいの人材、I C Tに詳しい人材の方であったり、あるいは近隣の高等教育機関との連携であったり、様々なまだ模索すべき点があろうかというふうに思いますので、今後はI C T教育の推進のために、現状の推進員だけでなく様々なところから学校のI C T教育を推進するために応援いただくような体制を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 分かりました。ぜひそういう方向でご努力いただきたいですけれども、いわゆる支援員はただ単にハードやソフトの使い勝手とかよさをどんどん、どんどん教えられていくというだけではなくて、その先には教育のアドバイザー的な分野にもどんどん活用されていくというふうには私は先進事例から見ております。そうしますと、2人だけの支援員で本当に大丈夫なのか、これだけの学校を抱えて、子供を抱えてということも一つその先を見据えた、しっかりした今のあるべき姿をつくっていただければなと思いますけれども、再度、しつこいようですけれども、お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 根本謙一議員のおっしゃったこと、きちんと受け止めながら今後改善に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） すみません。農林水産業費の中の認定農業者の給付金についてちょっとご質問させていただきます。

昨年も同じような補助金がありまして、多分似たような時期に提出されました。こちらは非常に分かりづらくて、申請件数が非常に少なかったと、昨年であれば。時期をずらして再度こういう事業を行ったという経緯がありますけれども、今回の参考資料を見ますと、事業期間がまた令和3年8月31日までと参考資料のほうではなっているのですけれども、こちらのほうである程度、商工業の方は当然昨年度も非常にスピーディーに申請のほうをされましたが、農家さんのほうがこの期間内に申請がうまくできるのかどうかちょっと疑問なのですけれども、その辺はどういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおたがしでございますが、この申請期間に関しましては、いわゆる今回の支援内容といいますのは令和元年と令和2年の収入の比較でさせていただいたところでございます。既に確定申告等がお済みだというふうに思いますので、基本的には書類を添えて出していただくことは可能なのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） 確かにそれも分かるのですけれども、その後ろに「又は令和2年2月から」という文章が載ります。令和2年2月から令和3年7月までの任意の1か月というところ、これがまた人によっては肝になってくるのかなという感じも受けるのですけれども、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございますが、この「又は令和２年２月から」というふうなところのことでございますが、これにつきましては基本的には新規就農者とかが該当される、それを拾うといえますか、対応したいためにこういう文言を設けているところでございます。基本的には令和元年と２年の比較でさせていただければなというふうに考えているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） １点お願いします。

予算書の４ページ、衛生費の中の予防費、そして12、委託料の集団接種委託料１億7,113万5,000円、この内訳を分かる範囲内で、説明いただける範囲内でお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどのおただし、12節委託料、集団接種委託料についてでございますが、こちらのほうで見込ませていただきましたのは、医師、薬剤師、看護師の人件費、あと会場の受付職員、駐車場整理員、経過観察員、会場内の整理員、そういった人、人的なもので予算の約６割程度を見込んでいるところでございます。あとその他会場設営費、あとその医師等の宿泊費等、もろもろの経費という形で見込んでいるところでございます。金額的にはまだ今はじいているところで、実際医師の賃金というのが読売新聞等にも出ておりますが、１時間当たり３万から５万円という報道が出ております。町のほうでも先進的に外部に委託してやっているところを参考にして積算させていただいたところで、１億7,000万と見込んだところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 概略分かりました。これは、当然どこか一括で業者をお願いするという形になるだろうと思います。あと人的なこと、流動的なお話をしました。本来、これは最大で見ているのか、医師でもかなり今金額は、課長が言いましたけれども、幅が広いし、それで確保できるのであればいいのですが、万が一ということがあったときに、ただ予算オーバーというのは、これは当然国のほうで面倒見るというか、つながっていくような状況で今こういう試算されているのか、その辺伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 一応こちらのほうで見込ませていただいたのは、先ほども述べさせていただきましたが、先進的に外部委託でやっているところをまず基本的に参考にさせていただいて、現在の紙上で、新聞報道等に出ている単価等を踏まえ、最大で見込める分ということで県とも相談させていただいた中で見込んだところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 横山知世志君。

○14番（横山知世志君） 土木費の道路橋梁維持費の除草作業委託料、これ説明資料は県からの作業面積変更があったということですが、これの変更の背景を知りたいのですが。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問にお答えします。

変更の背景ということですが、この除草の委託料といいますのは、県道の除草の委託料でございます。その県道の除草について、一旦町にその委託料が入りまして、そこから団体のほうにこの事業を、この除草を委託するというものでございまして、昨年度当初予算の要望の際には刈り幅を1メートルというところで県からの指示がございました。それが今年度に入りまして予算が多くついたということでございまして、今年度においてはその刈り幅を2メートルということで変更して増額の委託料を町のほうに交付するという連絡がございましたので、そこで今回の補正をさせていただいたところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 横山知世志君。

○14番（横山知世志君） 分かりました。ということは、いわゆる県道の距離は変わらないと。ただ、その刈り幅が多くなったということで確認してよろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 今議員おっしゃいましたとおり、延長については変更はございません。刈り幅の変更でございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第48号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 追加日程第2、議案第48号 令和3年度会津美里町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、議案第48号 令和3年度会津美里町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

追加提出案件資料1ページ上段及び9ページ、参考資料の10ページになります。本案は、新型コロナウイルス感染症対策生活応援事業として7月分から11月分までの水道使用料、基本料金の半額減免に係る補正をするものでございます。

それでは、補正予算書でご説明をいたします。まず、表紙を御覧ください。本案は、第2条として予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を収入、第1款、水道事業収益を61万1,000円増額し、4億7,294万3,000円とし、支出、第1款水道事業費用61万1,000円増額し、4億2,783万9,000円とするものであります。

8ページから9ページの令和3年度会津美里町水道事業会計補正予算内訳書によりご説明をいたします。まず、8ページを御覧ください。収益的収入及び支出の収入であります、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益の水道使用料4,286万5,000円の減額は、7月分から11月分までの水道使用料金、5か月の基本料金の半額減免により減額するものでございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金の一般会計補助金4,347万6,000円の増額は、水道使用料減収分の補填及び基本料金減免のためのシステム改修委託料分として増額するものでございます。

次に、9ページを御覧ください。支出の1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の委託料61万1,000円の増額は、水道使用料の基本料減免のためのシステム改修に係る委託料を増額するものでございます。

最初のページに戻っていただきまして、これに伴いまして第3条として予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額2,957万2,000円を7,304万8,000円に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

野中寿勝君。

○1 番（野中寿勝君） 先ほど一般会計のほうでもちょっと聞いたのですが、単純に減額するということについて、町民というか住民の方の状況を水道特会のほうできちんと把握されてこのぐらい、5 か月間というのもあるのですが、基本料金を半額にするという根拠にもつながるのですが、その状況とか実態をつかんだ上でこの程度の支援は住民の方に必要だろうという判断をされたのか、その中身を教えていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問でございます。実態把握ということでございますが、実際に聞き取りとかそういうことをしたわけではございませんが、状況的にいろいろテレビ等報道されております。そしてまた、町内の例えばお店に買い物に行くとか食堂から出前を取るとか、いろいろな状況を肌からひしひしと感じておるところでございます。その状況を踏まえまして、昨年半額補助ということで6 か月間実施いたしました。その反響が大変いいものだったというふうに私は聞いております。それを踏まえまして、今年度も引き続き半額、基本料金ではございますが、半額減免ということで今年度も実施したいということで今回提案させていただきました。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1 番（野中寿勝君） 当然町民の方にとっては負担が軽減されることは喜ばしいので、受け入れられると思います。私は、今回の補正で町民の方に説明するときに、結局活動自粛によって家庭内、またはそういう今おっしゃった出前とか、そういったことで水道使用料がこのぐらい上がって皆さんの負担も大変なので、町としてはその分としてこういうふうな減額を考えたのだよというのを説明するのに、みんなそういう状況、話を聞いているだけではちょっと説明しにくいので、やはりそういう根拠というか、持っているわけですから、その実態をきちっと教えていただかないと、私なんかはちょっと住民の方に安くなるのはいいからいいでしょうの話ではないのではないかなと思うので、その点調べていないならないではないのではないのですけれども、そういうスタンスは必要ではないかと思うので、そこだけお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのおたかしですが、今後昨年度の実績等々も踏まえて分析をしながらそのような実態についても把握してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第48号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第49号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 追加日程第3、議案第49号 令和3年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、議案第49号 令和3年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

追加提出案件資料の1ページ上段及び10ページ、11ページ、参考資料の11ページになります。本案は、新型コロナウイルス感染症対策生活応援事業として7月分から11月分までの公共下水道使用料等基本料金の半額減免に係る補正をするものでございます。

それでは、補正予算書で説明をさせていただきます。表紙を御覧ください。本案は、第2条として予算第3条に定めた収益的収入の予算額は、各款の営業収益合計で1,954万8,000円減額し、また営業外収益合計で1,954万8,000円増額とするため、収益的収入合計では変更はございません。

9ページから10ページの令和3年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第1号）の内訳書により説明をいたします。まず、9ページを御覧ください。収益的収入の収入であります。1款公共下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料で公共下水道使用料の1,485万円の減額は、7月分から11月分までの公共下水道使用料、5か月の基本料金半額減免によるものでございます。

2 項営業外収益、2 目他会計補助金で一般会計補助金の1,485万円の増額は、公共下水道使用料減収分の補填として一般会計補助金を増額するものでございます。

以降同じ理由によりまして、2 款特定環境保全公共下水道事業収益、1 項営業収益、1 目下水道使用料の49万5,000円の減額、2 項営業外収益、1 目他会計補助金の49万5,000円の増額。3 款農業集落排水事業収益、1 項営業収益、1 目下水道使用料で371万3,000円の減額、2 項営業外収益、1 目他会計補助金で371万3,000円の増額。10ページを御覧ください。4 款個別合併処理浄化槽事業収益、1 項営業収益、1 目下水道使用料で49万円の減額、2 項営業外収益、1 目他会計補助金の49万円の増額とするものでございます。なお、支出についての補正はございません。

最後に、表紙を1枚おめくりください。表紙裏に戻りますが、これに伴いまして第3条として予算第10条に定めた一般会計からのこの会計へ補助を受ける金額2億32万3,000円を2億1,987万1,000円に改めるものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。間もなく昼食の時刻になりますが、本日の案件全て終了まで延刻したいと思います。が、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） よって、本日の案件全て終了するまで延刻といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○発議第２号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 追加日程第４、発議第２号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

13番、山内須加美君。

〔13番（山内須加美君）登壇〕

○13番（山内須加美君） それでは、発議第２号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について、上記議案を別紙のとおり会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

内容は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学、修学を保障するため、令和４年度においても全額国庫支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行うことであります。

これは、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。

なお、提出先は復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣です。

以上、議員の各位のご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第２号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和３年会津美里町議会定例会６月会議を散会いたします。

散 会 （午前１１時５７分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 谷 澤 久 孝

議 員 横 山 義 博

議 員 佐 治 長 一